

所内研究報告

第 114 号

2025 年 2 月

# アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究

(第四次)

報告書

令和 7 年 2 月

国立社会保障・人口問題研究所

## まえがき

アジア諸国は依然として強い人口増加圧力や国内労働市場の未成熟であることを背景に、海外への労働力移動が世界でも最も盛んな地域であり、日本もその送出し先の有力な候補として位置づけられている。特に近年、日本が少子化による人手不足を背景に海外からの労働力の受入れを進める中、アジア諸国からの労働力移動に関する関心が高まっている。

しかしながら、国際的な移民研究においても、アジア諸国からのこうした労働力移動に関するまとまった知見は依然として少なく、不明な点も多い。これは国際的な移民研究の中心的な課題が、南米やアフリカから欧米諸国への移動を対象としたものであることに加え、アジア諸国における言語的な壁、また送出し国においても必ずしもこうした動向を把握しきれていないといった事情によるところが大きい。

また、アジア諸国から海外への労働力移動といっても、その国・地域の社会経済発展の状況に応じて、労働者のスキルレベルなどにおいて異なる特徴がみられる。一般的に社会経済発展の程度が低い場合、海外へ向かう人の流れは一次産業や二次産業に従事するマニュアルワーカーや個人宅におけるメイドなどローからミドルのスキルレベル人材を中心としたものになると考えられる。一方、社会経済発展が進む中でこうした動きは変化し、留学生や大学卒業者を中心としたハイスکیل人材へと転換していくと考えられる。

送出し国の人口動態や経済発展に伴う産業構造の変化といった点も重要である。一般的に海外への労働力移動は旺盛な人口増加圧力と相まって、国内産業が一次産業を中心とした労働集約的なものから、製造業など資本集約的な産業へと転換する中で過剰労働力人口が生じる中で発生するとされている。こうした送出し圧力は人口増加圧力や産業構造の転換が一定の落ち着きを見せる中で、次第に斥力からむしろ引力へと転換すると考えられている。

こうした状況を踏まえ、本事業ではアジア諸国から海外への労働力移動に関して以下の点を明らかにすることを目指す。

第一に、本事業では国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、わが国が令和2年に定めた「『ビジネスと人権』に関する行動計画」において外国人労働者の権利の保護、尊重といった事項が定められたことを受け、送出し各国の自国民保護の政策について調査を行う。その際、ドイツグローバル・エリア研究所（German Institute of Global and Area Studies (GIGA)）及びラテンアメリカ社会科学研究所(Latin American School of Social Sciences-FLACSO-Chile)が共同で開発した移民送出し政策指数（Emigration Policy Index—EMIX）に準拠した分類、整理を行う。

第二に、アジア諸国の海外労働力送出し政策の概要について整理する。アジア諸国は外貨獲得の手段としてなど、国策として労働力送出し政策を有していることが多いが、これがどのような構造となっているかにつき明らかにする。さらに、各国における民間斡旋事業者（エージェンシー、エージェント、サブエージェント、ブローカー）のマーケット構造について明らかにする。アジア諸国においては歴史的に民間事業者の介在が強いものの、その実態については不明な点も多く、アジア諸国から労働力移動の実態を理解するためには、この点について明ら

かにすることが必要不可欠である。

なお、国立社会保障・人口問題研究所では同様の調査を令和元年度、2年度、及び4年度にベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、ネパール、及びインドを対象として実施し、その成果を報告書としてまとめてきたところ、今般、世界的な新型コロナウイルスパンデミックを経て、これらの調査対象国の労働者送出し政策等がどのように変化したかを確認するためのフォローアップ調査を行う。

本事業の実施によって、国際的な労働力移動にかかわる政策の推進に資することを目的とする。

令和7年2月

国立社会保障・人口問題研究所

「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究」プロジェクト

－目次－

<b>第 I 章 本調査研究の概要</b> .....	9
1. 本調査研究の方法.....	9
(1) EMIX 調査.....	9
(2) フォローアップ調査.....	9
(3) 本調査研究の対象（ヒアリング調査先一覧）.....	9
① EMIX 調査.....	10
② フォローアップ調査.....	10
<b>第 II 章 EMIX 調査</b> .....	15
1. 概要.....	15
2. 調査結果.....	20
(1) 中国.....	20
(2) インドネシア.....	22
(3) ミャンマー.....	24
(4) ネパール.....	27
(5) 中南米との比較.....	30
3. 小括.....	32
APPENDIX：調査対象国の EMIX 政策指標内訳.....	35
<b>第 III 章 フォローアップ調査対象国の基礎データ</b> .....	61
1. マクロ経済関係.....	61
(1) 1人当たり実質 GDP.....	61
(2) 平均月収.....	62
(3) 失業率.....	63
2. 海外移住労働関係.....	64
(1) 海外移住労働者送出し人数（フロー）.....	64
(2) 各国出身の海外在住人口（ストック）.....	65
(3) GDP に占める海外送金の割合.....	66
3. 日本における状況.....	67
(1) 日本における調査対象国出身者の在留状況.....	67
(2) 特定技能の状況.....	69
① 新規入国者数.....	69
② 特定技能評価試験の実施状況.....	71
③ 特定技能評価試験の受験者数、合格者数.....	75
<b>第 IV 章 ベトナム</b> .....	84
1. 労働力送出しに関する政策・制度.....	84

(1) 新労働者海外派遣法の改正の影響.....	84
(2) 送出し先国との MOU 等の提携状況.....	85
(3) COLAB による送出し状況.....	86
(4) 特定技能の試験実施.....	87
2. コロナ禍後の状況.....	87
(1) 仲介者への影響.....	87
(2) オンラインでの教育、地方での教育の展開.....	88
3. 日本への送出しの状況.....	89
(1) 技能実習生の募集方法の変化.....	89
① 直接募集の増加.....	89
② ICT を活用したマッチングシステムによる募集.....	89
(2) 送出し人材の変化.....	89
① 年齢層が上昇傾向.....	89
② 出身地域.....	90
(3) 特定技能の動向.....	92
(4) 留学の動向.....	92
(5) 技術・人文知識・国際業務の動向.....	92
(6) 競合国との関係.....	93
① 海外送出し人数.....	93
4. 今後の展望.....	94
(1) 他国と比較した際の日本の送出し.....	94
(2) 今後の日本への送出し.....	95
<b>第 V 章 ネパール.....</b>	<b>97</b>
1. 労働力送出しに関する政策・制度.....	97
(1) 技能実習制度に関する二国間取決め (MOC) の締結.....	97
(2) 外貨持出しの制限、特定技能試験の停止.....	99
(3) その他.....	99
① Foerign Employment Act の審議継続.....	99
② ドイツへの熟練労働者送出しに関する署名締結.....	100
2. コロナ禍後の状況.....	100
(1) コロナ禍の影響.....	100
(2) 外国への労働力移動 (送出し) 状況.....	101
① 不在人口 (2021 年国勢調査結果).....	101
② 出国目的.....	102
③ 送出しルート.....	102
④ 送出国の年間送出し規模、送出し先の国数.....	103

⑤ その他（関連する先行研究） .....	104
3. 日本への送出しの状況 .....	104
(1) 全体 .....	104
(2) 留学 .....	106
(3) 特定技能（ネパール政府主導のマッチング） .....	107
(4) 特定技能（民間主導のマッチング） .....	107
4. 今後の展望 .....	109
<b>第 VI 章 インドネシア .....</b>	<b>111</b>
1. 労働力送出しに関する政策・制度 .....	112
(1) 特定技能の送出しについて .....	112
① 送出しの目標 .....	112
② P-to-P スキームについて .....	112
③ 送出しの費用について .....	113
2. コロナ禍後の状況 .....	116
3. 日本への送出しの状況 .....	118
(1) 技能実習について .....	118
① 送出し人数・技能実習送出機関の状況 .....	118
② ベトナム・中国の技能実習送出機関の進出 .....	119
③ 送出費用について .....	121
④ 優良な技能実習送出機関の見える化 .....	121
(2) 特定技能について .....	122
① 技能実習送出機関（LPK）の関与 .....	122
② 移住労働者送出機関（P3MI）の関与 .....	123
③ 試験の開催について .....	125
4. 今後の展望 .....	126
<b>第 VII 章 フィリピン .....</b>	<b>128</b>
1. 労働力送出しに関する政策・制度 .....	128
(1) 移住労働者省（DMW）への統合の動き .....	128
① 統合目的、統合過程の状況 .....	128
② ジャパン・デスク設置、MWO の動き .....	130
(2) 手続きにおける DMW、MWO の関係・流れ .....	131
(3) 送出機関のライセンスに関する規定 .....	133
① 規則の概要 .....	133
② 規則におけるライセンスの要件 .....	133
(4) その他 .....	134
① 海外雇用証明（OEC）の電子化 .....	134

② 送出国の状況.....	135
③ 大統領表彰.....	135
④ 韓国への季節労働者派遣禁止.....	136
⑤ フィリピン政府としての移住労働の考え方.....	136
2. コロナ禍後の状況.....	137
(1) コロナ禍下の経済的支援策.....	137
(2) 送出しの状況.....	138
① 全体.....	138
② 性・年齢別.....	139
③ 目的国別.....	139
④ 出身地域（出国前の居住地）.....	140
⑤ 職業別.....	141
3. 日本への送出しの状況.....	142
(1) 募集方法（技能実習、特定技能共通）.....	142
(2) 送出し費用.....	143
(3) 技能実習中の転籍時の費用徴収方法の変化.....	144
4. 今後の展望.....	144
<b>第 VIII 章 ミャンマー.....</b>	<b>147</b>
1. 労働力送出しに関する政策・制度.....	147
(1) 海外で働くミャンマー人に対する所得税課税.....	147
(2) 失踪者、特定活動への切り替えの増加.....	149
2. コロナ禍後の状況.....	150
(1) コロナ禍の状況.....	150
3. 日本への送出しの状況.....	151
(1) 送出し像の変化.....	151
(2) 送出国の増加.....	151
(3) 手数料.....	152
(4) 特定技能の動向.....	153
(5) 人材のスクリーニングの必要性.....	154
4. 今後の展望.....	155
<b>第 IX 章 インド.....</b>	<b>158</b>
1. 労働力送出しに関する政策・制度.....	158
(1) インド国家技能開発公社（National Skill Development Corporation: NSDC）.....	158
① ミッション・目的.....	158
② 資金提供と奨励.....	159
③ スキル開発機関のサポート.....	159

④ 民間機関の育成.....	159
⑤ 主な活動内容.....	159
(2) NSDC International.....	161
(3) INTERNATIONAL SKILL の取組（MOU の締結等） .....	161
① ドイツ.....	161
② 湾岸協力会議（GCC）諸国.....	162
2. コロナ禍後の状況.....	164
(1) コロナ禍の影響.....	164
3. 日本への送出しの状況.....	165
(1) NSDC International による送出しの動き .....	165
(2) 民間機関による送出しの動き .....	166
(3) 他国への送出し状況.....	167
4. 今後の展望.....	168



## 第I章 本調査研究の概要

### 1. 本調査研究の方法

#### (1) EMIX 調査

中国、インドネシア、ミャンマー、ネパールを調査対象国とし、対象国の憲法や関連する法律、政府機関ウェブサイトでの発表やニュースを中心に文献調査で情報収集を行った。特に、ミャンマーについては、国際協力機構（JICA）のミャンマー事務所にヒアリングを実施した。

#### (2) フォローアップ調査

令和元年度、2年度、4年度に実施した調査対象国（ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、インド）について、当該調査実施後の労働力送出しに係る政策・制度の変化、新型コロナウイルス感染症の影響を含む、労働力送出し実態の変化、主に日本への労働力送出しの展望等について文献調査、ヒアリング調査を実施した。

なお、調査にあたって、鈴鹿大学国際地域学部 松下奈美子教授、及び、慶應義塾大学政策・メディア研究科 木原盾専任講師の協力を得た。

本調査および本報告書の執筆担当者は以下のとおりである。

#### <報告書執筆者>

第I章	全員
第II章（EMIX 調査）	國光智子、宮井健志、是川夕
第III章～第IX章 （フォローアップ調査）	横山重宏、南田あゆみ、加藤真、栗山智帆、是川夕
<全体監修、編集>	是川夕

#### 執筆者の所属・役職

横山重宏、南田あゆみ、加藤真、國光智子、栗山智帆：(株) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング

是川夕：国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部 部長

宮井健志：国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部 人口動向研究部第4室長

#### (3) 本調査研究の対象（ヒアリング調査先一覧）

本調査研究では、日本国内、海外現地でのヒアリング調査（オンライン含む）を行った。以下では、調査対象国ごとのヒアリング調査先を整理している。

① EMIX 調査

有識者	
2023/12/14	国際協力機構 ミャンマー事務所

② フォローアップ調査

1) ベトナム (2023 年 8 月～2023 年 11 月)

政府機関	
2023/11/15	ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局 (DOLAB)
2023/11/16	ベトナム労働・傷病兵・社会問題省 海外労働センター (COLAB)
送出機関等の業界団体	
2023/11/14	送出機関業界団体 A 協会 ➤ ベトナムの送出機関の業界団体
送出機関	
2023/8/29	送出機関 A 社 ➤ 2018 年に送出し事業開始、2022 年の技能実習生の送出し規模は 200 人強
2023/9/7	送出機関 B 社 ➤ 2006 年に送出し事業開始、2022 年の技能実習生の送出し規模は 1,000 人以上
2023/9/7	送出機関 C 社 ➤ 1991 年に送出し事業開始、2022 年の技能実習生の送出し規模は 500 人程度
2023/11/13	送出機関 D 社 ➤ 2017 年に設立、2023 年の技能実習生の送出し規模 (見込) は 100 人程度
2023/11/13	送出機関 E 社 ➤ 2017 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 100 人程度
2023/11/13	送出機関 F 社 ➤ 2014 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 500～1,000 人
2023/11/14	送出機関 G 社 ➤ 1998 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 1,000 人以上
2023/11/14	送出機関 H 社 ➤ 2005 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 1,000 人以上
2023/11/16	送出機関 I 社 ➤ 2012 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 500～1,000 人
受入れ企業	
2023/8/4	実習実施者・受入れ機関 A 社

	▶ ベトナムからの技能実習生および特定技能外国人の受け入れている
<b>監理団体、登録支援機関</b>	
2023/9/4	監理団体・登録支援機関 A 組合 ▶ ベトナム・ミャンマー・インドネシアからの技能実習生および特定技能外国人の受入れに関わる
<b>その他</b>	
2023/10/30	在ベトナム日本国大使館
2023/11/15	日本語学校 A 社 ▶ 留学生や特定技能外国人の日本語教育に関わる
2023/11/17	日本語センター A 社 ▶ 技能実習生等の日本語教育に関わる

## 2) ネパール (2023 年 9 月～2023 年 11 月)

<b>送出機関</b>	
2023/9/20	送出機関 A 社 ▶ 中東への送出し事業を中心に、日本には技能実習及び特定技能の送出しを実施。2023 年は技能実習は 60 名程度、特定技能は数名の送出し
2023/10/19	教育コンサルタンシー B 社 ▶ 2016 年に設立、留学生及び特定技能の送出しを実施。事業開始要所は留学が中心だったが、現在は特定技能中心にシフト
2023/11/2	教育コンサルタンシー C 社 ▶ 2014 年に設立、留学生及び特定技能の送出しを実施 ▶ 各年留学生 30 人、特定技能 20 人程度を送出し
2023/11/13	送出機関・教育コンサルタンシー D 社 ▶ 2008 年に設立していた日本語学校を母体として 2018 年から人材送出し事業を開始。留学生、技能実習、特定技能の送出しを実施 ▶ これまで留学生 2000 人、技能実習 500 人、特定技能 80 人程度を送出し
2023/11/21	日本語教育機関 E 社 ▶ 2023 年 4 月から本格稼働。留学生及び特定技能の送出しの前段階にあたる日本語教育を担う。送出し事業は連携先が実施。送出し実績は現状数名程度で今後拡大を見込む

## 3) インドネシア (2023 年 8 月～2023 年 12 月)

<b>政府機関</b>	
2023/10/23	駐日インドネシア共和国大使館
2023/12/11	大統領府 移住労働者保護庁 (BP2MI)

2023/12/11	労働省 職業訓練及びインターン指導局
2023/12/11	労働省 人材配置及び雇用機会拡大総局
2023/12/14	BP3MI Bali ➤ バリにある BP2MI の地方支社
<b>送出機関</b>	
2023/8/22	送出機関 A 社 ➤ 2006 年に設立、調査時点で扱っている技能実習生は 500 人以上
2023/9/12	送出機関 B 社 ➤ 2001 年に設立、年間の技能実習生の送出し規模は 1,000 人以上
2023/9/15	日本語学校・送出機関 C 社 ➤ 2005 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 500 人以上
2023/12/12	送出機関 D 社 ➤ 2008 年に設立、2022 年の技能実習生の送出し規模は 2,000 人程度
2023/12/13	送出機関 E 社 ➤ 1976 年に設立、移住労働者の海外派遣、日本への特定技能外国人の送出しを実施
2023/12/14	送出機関 F 社 ➤ 2017 年に設立、2022 年～調査時点までの技能実習生の送出し規模は 500 人程度
2023/12/14	送出機関 G 社 ➤ 2016 年に設立、2023 年（調査時点まで）の技能実習生の送出し規模は 1,000 人程度
2023/12/14	送出機関 H 社 ➤ 2011 年設立、2023 年（調査時点まで）の技能実習生の送出し規模は 300 名程度
<b>監理団体、登録支援機関</b>	
2023/9/19	監理団体 A 社 ➤ 1991 年に事業開始、2023 年度（調査時点まで）の技能実習生の送出し規模は 2,000 人以上
<b>その他</b>	
2023/9/22	在インドネシア日本国大使館
2023/12/13	技能実習送出機関業界団体 A 協会 ➤ 2015 年に設立された技能実習生を扱う送出機関の業界団体
2023/12/12	BBPVP Bekasi ➤ 労働省所管の公的職業訓練校（旧 CEVEST）

#### 4) フィリピン（2023年8月～2023年12月）

<b>政府機関</b>	
2023/12/28	移住労働者省（DMW）
<b>送出機関等の業界団体</b>	
2023/10/3	送出機関業界団体 A 協会 ➤ 2015年に設立された日本向け送出機関の業界団体
2023/12/5	送出機関業界団体 B 協会 ➤ 2011年に設立された日本向け送出機関の業界団体
<b>送出機関</b>	
2023/9/15	送出機関 A 社 ➤ 2009年に設立、2011年に送出し事業開始、日本への送出し実績はなし、これまでに約5,000人を35か国に送出し
2023/11/6	送出機関 B 社 ➤ 2007年に設立、2011年に技能実習生の送出し事業開始、技能実習生の送出し規模は累計で400人程度
2023/12/6	送出機関 C 社 ➤ 1994年に設立、2014年に技能実習生の送出し事業開始、技能実習生の送出し規模は累計で3,300人程度
<b>受入れ企業</b>	
2023/8/23	受入れ機関 A 社 ➤ フィリピンからの特定技能外国人（技能実習修了者）を受け入れている
<b>監理団体、登録支援機関</b>	
2023/9/6	監理団体・登録支援機関 A 組合 ➤ 2001年に設立・技能実習生の受入れ事業開始、現在はフィリピン、ベトナム、ミャンマー、インドネシアからの技能実習生及び特定技能外国人の受入れに関わっている
2023/9/19	監理団体・登録支援機関 B 組合 ➤ 1990年に設立、1998年に技能実習生の受入れ事業開始、現在はフィリピン、ベトナム、中国からの技能実習生及び特定技能外国人の受入れに関わっている
2023/10/12	登録支援機関 C 社 ➤ 2016年に設立、2018年に海外現地での特定技能教育事業開始、現在はフィリピン等4か国に教育拠点を有する
<b>その他</b>	
2023/9/14	在フィリピン日本国大使館

5) ミャンマー (2023年11月～2024年2月)

送出機関	
2023/10/16	<p>送出機関 A 社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1998年から現地日系企業へ人材を紹介。2013年から高度人材の送出し事業を開始。現在は技能実習の送出しが中心</li> </ul>
2023/1/22	<p>送出機関 B 社 (日本語教育機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2023年5月に送出しライセンスを取得</li> <li>➤ 日本語教育機関が母体で、2019年から送出機関と連携した送出し事業を開始</li> </ul>
2023/2/13	<p>送出機関 C 社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2019年に送出しライセンスを取得し送出しを開始</li> <li>➤ 代表は1990年来日、日本での留学・就職の経験があり永住権も取得。その後2013年にミャンマーで貿易の会社を設立</li> </ul>

6) インド (2023年10月～2023年12月)

政府機関	
2023/12/26	<p>NSDC、NSDC International</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ NSDCIとして2023年1月以降、特定技能の送出しを積極的に実施。現在100人が送出しに向けてインド国内で研修中</li> <li>➤ 日本の連携先は ONODERA USER RUN、ZENKEN、フォースバレー、huble (ヒューブル株式会社)、テクノスマイル、パーソル6社</li> </ul>
送出機関	
2024/10/20	<p>送出機関 A 社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に介護分野の特定技能の送出しを実施。2022年度の年間送出し実績は約200人、現在、及び今後とも増加傾向にある</li> <li>➤ インドの複数の州政府と連携して送出しを行っているところ</li> </ul>
2023/11/9	<p>送出機関 B 社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2022年度の送出し実績は技能実習生53人、うち介護が28人。2023年は100人が目標</li> </ul>

## 第Ⅱ章 EMIX 調査

### 1. 概要

Emigrant Policy Index (EMIX) は、2015年にドイツグローバル・エリア研究所 (GIGA) とラテンアメリカ社会科学研究所が共同開発し、中南米 22 か国で作成した政策指数である (その後、2017年にアップデート)。移民に対する政策指数としてまず挙げられるのは、バルセロナ国際問題センター (Barcelona Centre for International Affairs) や移民政策グループ (Migration Policy Group) などを中心となって作成している移民受入れ政策指数 (Migrant Integration Policy Index (MIPEX)) だが、受入れ国の政策<sup>1</sup>を分析している MIPEX に対し、送出国の移民に対する関わり方を対象とするのが EMIX である。

従来、海外に移住した自国民に向けた送出国の政策に関する研究は、個別の事例研究、もしくは在外投票や外国送金のような特定の課題に限定した研究が中心で、異なる国々や課題領域に応用することが難しいとされていた。こうした中で、「移民を送り出す国と、送り出した移民の相互作用」を包括的に分析するため、社会福祉、義務、文化、象徴といった領域も含めながら、さらに多国間で比較するという点が、EMIX の新規性と言える<sup>2</sup>。

EMIX は、「政策」と「行政」の 2 要素からなる 12 の領域で構成され、合計 102 の政策指標が含まれる。「政策」は、各送出国が採用する政策を、国籍・市民権、選挙権、政治活動の規制、経済政策、義務、文化政策、社会政策、象徴政策、出国管理政策、組織的な参加、の 8 領域に集約したものである。そして「行政」は、送出国による在外国民政策実施のための構造的・組織的なキャパシティを把握する。102 の政策指標のひとつひとつは、関連する政策の有無や内容に応じて点数が付与される<sup>3</sup>。なお、EMIX はあくまでも政策の導入を基準にスコアリングしており、政策の実施を測定するものではない。そして、各指標を領域ごとに集計、さらに各領域の重要性を加味し、0 (送り出した移民に対する政策を全く有しておらず、調整・実施するための管理体制も整備していない) から 1 (送り出した移民に対する政策を全領域で有し、調整・実施するための管理体制を整備している) の間で EMIX の総合スコアが算出される。

<sup>1</sup> 労働市場の流動性、教育、政治参加、国籍へのアクセス、家族の再統合、保健、永住、差別、の 8 領域からなる。

<sup>2</sup> 参考：GIGA 「Polities beyond Borders. The New Dynamics of Emigrant Politics and Policies in Latin America」HP <https://www.giga-hamburg.de/en/research-and-transfer/projects/polities-borders-dynamics-emigrant-politics-policies-latin-america>

<sup>3</sup> 具体的なスコアリングと集計方法については、是川他 (2023) p.15 を参照。

図表 II-1 EMIX の構成

要素	領域	主な特徴	EMIX 総合スコアに占める割合 <sup>4</sup>
政策	国籍・市民権 (CITIZENSHIP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍と市民権が区別されているか</li> <li>二重国籍（誰に認められるか、どの世代まで認められるか、認められるのはすべての国か一部の国か、帰化する場合に認められるか）</li> <li>国籍の喪失（外国に居住する場合の国籍喪失、生まれつきの国籍保持者と帰化した人で違いがあるか）</li> <li>市民権の喪失（外国に居住する場合の市民権の停止・制限、二重国籍の場合で違いがあるか）</li> </ul>	14%
	選挙権 (SUFFRIGHTS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移民の投票権（どの選挙で投票するか、投票の条件、利用できる投票方法、登録方法、特定の代表方式があるか）</li> <li>被選挙権（どの選挙に、どのような代表方式で投票するか）</li> </ul>	7%
	政治活動の規制 (POLCOMP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政党事務所、外国でのキャンペーン（資金援助）、移民に開かれた党員資格に関する送出国の規制</li> </ul>	7%
	経済政策 (ECO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出身国への送金促進のための政府プログラム（銀行チャンネルの改善、手数料の抑制、共同開発スキーム、民間投資のためのプログラム）</li> <li>帰国政策（資格認定プロセスの明確化と迅速化、帰国時の免税措置、移民の再統合プログラムなど）</li> <li>送出国による移民向けの頭脳流入プログラムや頭脳循環のネットワーク</li> </ul>	7%

<sup>4</sup> 赤字部分は、是川他（2023）p.12 の図表 II-1 からの変更箇所。Pedroza & Palop-Garcia（2017）での記載と、Pau Palop-Garcia 氏から提供された集計プログラムとで差異があることが判明し、同氏にメールヒアリングで確認した結果、集計プログラムにおける割合を正とした。



	義務 (OBLIGATION)	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵役（ある場合は国内居住者との違い）</li> <li>社会サービス（ある場合は国内居住者との違い）</li> <li>納税（非居住者であるにも関わらず申告義務がある、特別な税がある）</li> </ul>	10.5%
	文化政策 (CULTURAL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>領事館ネットワーク内の文化センター</li> <li>移民向けの文化プログラム</li> </ul>	3.5%
	社会政策 (SOCPOL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住後も利用可能な退職金制度</li> <li>送出国の医療制度へのアクセス（ある場合は、国内居住者と異なる扱いの有無）</li> <li>送出国の教育システムへのアクセスを容易にするプログラム</li> </ul>	3.5%
	象徴政策 (SYMBOLIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移民に対する表彰（定期的・単発）</li> <li>憲法における移民に関する言及</li> <li>移民の貢献について議論する全国的な会議</li> <li>帰属意識を高めるためのコミュニケーション・キャンペーン</li> <li>移民のための記念日</li> <li>象徴的な領土<sup>5</sup></li> </ul>	3.5%
	出国管理政策 (EXITRANS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住の非推奨（キャンペーン、制限）<sup>6</sup></li> <li>移民の権利と安全な国外移動のためのキャンペーン</li> </ul>	7%
	組織的な参加 (INST)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国および領事館レベルでの移民を代表する協議機関（有無、階級、構成、代表者、権限および役割）</li> </ul>	7%
行政	国外における行政 (ADMEXT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家、司法相談、金融相談、心理カウンセリング</li> </ul>	18%

<sup>5</sup> 出身国に対する移民の帰属意識を高めるための地域概念で、物理的な領土や行政上の役割があるものではない。例えば、アルゼンチンの Provincia 25（アルゼンチンには、23の州と1つの特別区の計24の地方行政区分がある）や、ウルグアイの Departamento 20（同じく、ウルグアイには全部で19の県がある）が該当する。

<sup>6</sup> 特に低中所得国の場合、適切な啓発や十分な教育を実施するためのキャパシティが不足し、国民の安全を守る簡易的な方策として、移住の非推奨を謳うキャンペーンや、移住を制限する措置が取られることがある。これらも送出国による移民への働きかけとして、102の政策指標の内の2項目に含まれ、該当する場合は+1と加点される。ただし、この2項目については政策の有無を把握するのみで、領域別の集計段階では計算から除外される（すなわち、EXITRANSのスコアは「移民の権利と安全な国外移動のためのキャンペーン」に係る指標から算出される）。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>領事館ネットワークの規模、分布</li> <li>領事館での保健・教育サービス</li> <li>領事業務の事務所外／時間外対応（移動領事館、週末営業、オンライン領事館）</li> </ul>	
	国内における行政 (ADMHOME)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移民政策を担当する官僚組織、階級、機能</li> </ul>	12%

（出所）Pedroza et al (2016) を和訳し、Pedroza & Palop-Garcia (2017)、Palop-Garcia & Pedroza (2021) を参考に一部改変。さらに「EMIX 総合スコアに占める割合」の一部の値については、GIGA の Pau Palop-Garcia 氏へのメールヒアリングに基づき修正

本調査では、Pedroza & Palop-Garcia (2017)による EMIX Codebook に従って、中国、インドネシア、ミャンマー、ネパールの EMIX を作成した。ただし、ミャンマーでは 2021 年 2 月に発生したクーデター以降、非常事態宣言が繰り返し延長され総選挙の実施が延期となっている。現在の暫定的な状態をどのように解釈するかによって、特に「選挙権 (SUFFRIGHTS)」のスコアリングが大きく変わるため、ミャンマーは、①クーデター以前と②クーデター以後でデータセットを 2 種類作成し、それぞれ集計することとした。①については、主に 2020 年 11 月総選挙の運用にもとづいてスコアリングを実施、②については「民主的な国政選挙が実施されていない」という解釈のもとスコアリングを実施した。

なお、EMIX の「国外における行政 (ADMEXT)」には各国の相対評価により集計する項目があるため、あまりに国の数が限られた状態で集計すると、偏った結果が出る可能性がある<sup>7</sup>。そこで、今回は Hoffmann et al (2017)が作成した中南米 22 か国のデータセットに、「令和 4 年度アジアにおける国際労働力移動に関する調査業務」で作成したフィリピン、ベトナム、インド、そして本年度調査対象国である中国、インドネシア、ミャンマー、ネパールの 7 か国を追加し計 29 か国の EMIX を計算した。結果は図表 II-2、図表 II-3、図表 II-4 のとおりである<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 具体的には、「CONNUM（送出国が設置している領事館の数（大使館の領事部を含み、名誉領事館を除く））」および「CONDIS（送出国が領事館を設置している国の数（大使館の領事部を含み、名誉領事館を除く））」の 2 項目については、集計する国の中で最も小さい回答が 0、大きい回答が 1 となるような計算を行っている。

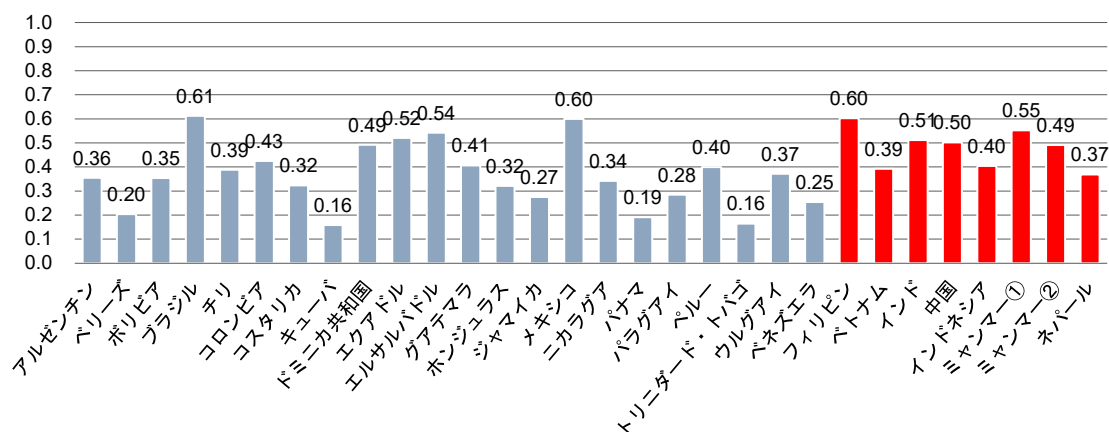
<sup>8</sup> 中国が加わったことで、「CONDIS（送出国が領事館を設置している国の数（大使館の領事部を含み、名誉領事館を除く））」の最大値が変わったため、中南米 22 か国および令和 4 年度事業の調査対象国であるフィリピン、ベトナム、インドの EMIX もわずかに変動した。

図表 II-2 調査対象国の EMIX 集計結果概要（詳細は APPENDIX を参照）

国	政策	行政	EMIX
中国	0.48	0.55	0.50
インドネシア	0.37	0.49	0.40
ミャンマー①	0.47	0.74	0.55
ミャンマー②	0.39		0.49
ネパール	0.38	0.34	0.37

(出所) 著者作成

図表 II-3 中南米 22 か国+アジア 7 か国の EMIX



(出所) 著者作成

図表 II-4 中南米 22 か国+アジア 7 か国の EMIX 平均値および標準偏差

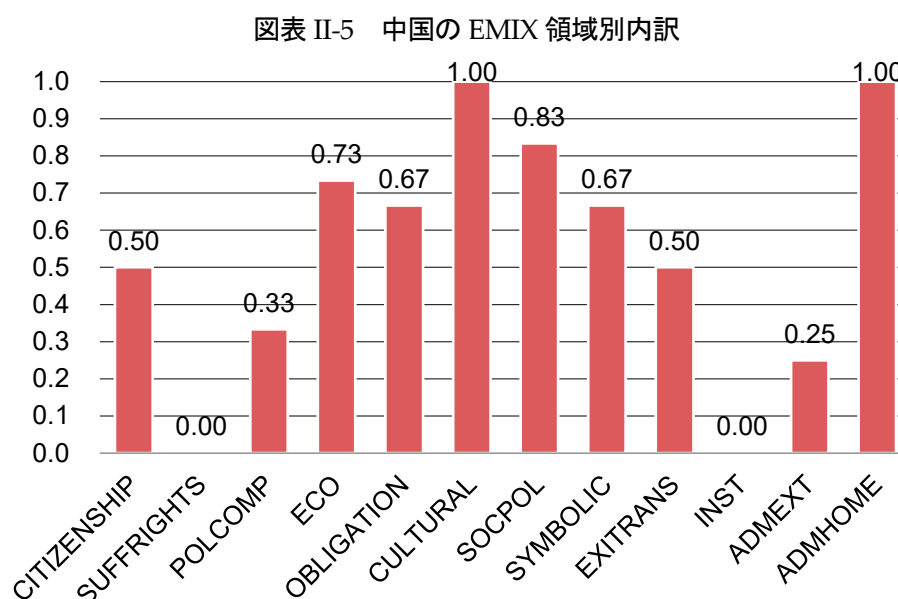
対象	項目	ミャンマー①	ミャンマー②
		(クーデター以前)	(クーデター以後)
全 29 か国	平均	0.39	0.39
	標準偏差	0.13	0.13
中南米 22 か国	平均	0.36	
	標準偏差	0.13	
中南米上位 9 か国	平均	0.49	
	標準偏差	0.08	
アジア 7 か国	平均	0.48	0.47
	標準偏差	0.08	0.08

(出所) 著者作成

## 2. 調査結果

### (1) 中国

中国の EMIX は 0.50 であり、アジア 7 か国の中では平均をわずかに上回った。中南米では、ドミニカ共和国 (0.49)、エクアドル (0.52) と同程度である。図表 II-5 に示すとおり、「経済政策 (ECO)」、「文化政策 (CULTURAL)」、「社会政策 (SOCPOL)」、「国内における行政 (ADMHOME)」で特に高い値だが、その後も 0.50 を超える領域が多い。



(出所) 著者作成

- **国籍・市民権 (CITIZENSHIP)**

中国では、生まれつきの中国人が外国籍を取得する場合、外国人が帰化する場合、いずれにおいても二重国籍を認めていない。

- **選挙権 (SUFFRIGHTS)**

中国の国家主席は全国人民代表大会 (全人代) 代表による間接選挙、また国会に相当する全人代代表は地方クラスの人民代表大会から選出されるため、国民による直接選挙は実施されていない。

- **経済政策 (ECO)**

1955 年に公布された「海外華人送金保護政策の実施に関する国务院令 (国务院关于贯彻保护侨汇政策的命令)」において、送金が国の重要な収入源であり、送金保護は長期的な政策であること、在外中国人は送金用途の自由があること、国家が在外中国人による投資を奨励すること、在外中国人が家を建てることを奨励すること、地方行政機関はこれらにお

いて便宜を図ること等が記載されている<sup>9</sup>。在外中国人による投資については、1990年に公布・施行された「華僑および香港・マカオの同胞の投資を奨励することに関する國務院の規定（国务院关于鼓励华侨和香港澳门同胞投资的规定）」でより具体的に定められている<sup>10</sup>。

また、地域単位で「海外人材ワークステーション（海外人才工作站）」と呼ばれる頭脳循環ネットワークを有する他、2008年からは華僑を含め国外の優秀な人材を招致するプログラム「千人計画<sup>11</sup>」を実施している。

## ● 文化政策（CULTURAL）

1980年代以降、世界各地で計20の中国文化センター（中国文化中心）を設置し、現地での文化活動、中国文化と言語の教育・研修、情報提供の拠点となっている<sup>12</sup>。また、國務院僑務弁公室（國務院侨务办公室）は、華僑の若者が中国を訪れ、中国文化を学び中国の若者と交流するプログラム「中国ルーツツアー（中国寻根之旅）」を開催している。

## ● 社会政策（SOCPOL）

累積15年の保険料納付等、一定の条件を満たしていれば、国外居住者でも年金の受け取りが可能である<sup>13</sup>。国外居住者向けの医療保障制度はないが、韓国とは社会保障協定の中で、韓国にいる中国人が韓国の医療保険に加入することを記載している<sup>14</sup>。

また、華僑の学生が中国の大学・大学院等に進学する際の奨学金制度を有する。

## ● 象徴政策（SYMBOLIC）

2003年から2年に一度、All-China Federation of Returned Overseas Chinese（中华全国归国华侨联合会）がThe Overseas Chinese Contribution Awardを実施している<sup>15</sup>。同組織は、帰国者だけでなく在外中国人向けも含め、様々な発信・交流を実施している。この他、毎年ではないがNational Congress of Returned Overseas Chinese and their Relativesも開催されており、2018年の第10回会議には習近平国家主席も参加した<sup>16</sup>。

<sup>9</sup> 國務院僑務弁公室（國務院侨务办公室）HP

<https://www.gqb.gov.cn/node2/node3/node5/node9/node102/userobject7ai1564.html>

<sup>10</sup> 國務院僑務弁公室（國務院侨务办公室）HP

<https://www.gqb.gov.cn/node2/node3/node5/node9/node102/userobject7ai1564.html>

<sup>11</sup> 2023年時点では、プログラム名称が「啓明」に変更されている（ロイター通信2023年8月27日付ニュース

<https://jp.reuters.com/economy/industry/REUV3Q2ALBO5BBH3CDEFRIDMEO-2023-08-26/>)

<sup>12</sup> 中国文化センターHP [http://en.chinaculture.org/ccc/2015-02/02/content\\_597924.htm](http://en.chinaculture.org/ccc/2015-02/02/content_597924.htm)

<sup>13</sup> 中華人民共和国社会保険法 [https://www.gov.cn/flfg/2010-10/28/content\\_1732964.htm](https://www.gov.cn/flfg/2010-10/28/content_1732964.htm)、國務院僑務弁公室（國務院侨务办公室）HP <https://www.gqb.gov.cn/news/2017/1020/43633.shtml>

<sup>14</sup> China Briefing 2013年2月18日付ニュース <https://www.china-briefing.com/news/china-south-korea-sign-social-insurance-contribution-agreement-and-protocol/>)

<sup>15</sup> 雲南大学 2022年8月4日付ニュース [http://english.ynu.edu.cn/2022-08/04/c\\_794751.htm](http://english.ynu.edu.cn/2022-08/04/c_794751.htm)

<sup>16</sup> 國務院新聞弁公室（國務院新闻办公室）2018年8月30日付ニュース

- 国外における行政 (ADMEXT)

中国は在外公館を全世界 169 か国、263 か所設置しており、これは本調査における EMIX 集計対象国の中でいずれも最大値となった<sup>17</sup>。

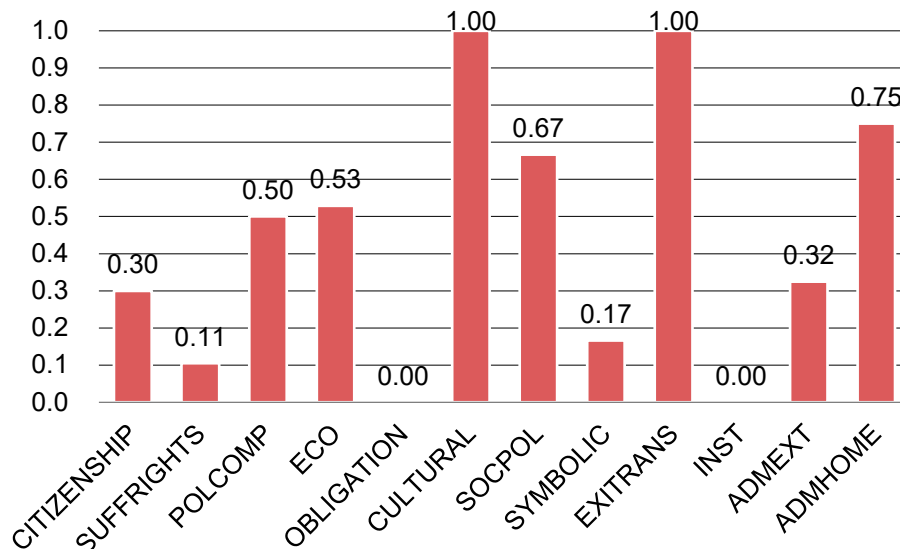
- 国内における行政 (ADMHOME)

華僑および在外中国人向け政策は主に国務院僑務弁公室（国務院侨务办公室）が管轄する。

## (2) インドネシア

インドネシアの EMIX は 0.40 であり、アジア平均を下回った。中南米からはチリ (0.39)、グアテマラ (0.41)、ペルー (0.40) がほぼ同じスコアである。図表 II-6 によると、「文化政策 (CULTURAL)」および「出国管理政策 (EXITRANS)」がそれぞれ最大値の 1.00 と突出しており、その他の領域は比較的整備の途上にあるものが多いと考えられる。

図表 II-6 インドネシアの EMIX 領域別内訳



(出所) 著者作成

- 国籍・市民権 (CITIZENSHIP)

生まれつきのインドネシア人が外国籍を取得する場合、外国人が帰化する場合、いずれにおいても二重国籍は認められていない。

[http://english.scio.gov.cn/topnews/2018-08/30/content\\_61019889.htm](http://english.scio.gov.cn/topnews/2018-08/30/content_61019889.htm)

<sup>17</sup> Pedroza, Palop-Garcia and Chang, 2022a, p.56

- **選挙権 (SUFFRIGHTS)**

大統領選挙は在外投票が認められるが、国会議員選挙では認められていない。大統領選挙で在外投票する場合、初回のみ有権者登録が必要である<sup>18</sup>。投票方法は、在外公館・特設投票所への訪問、または郵送による投票が可能となっている。

- **経済政策 (ECO)**

インドネシアは、G20の一員として2014年にG20 Plan to Facilitate Remittance Flowsに合意し、National Remittance Plan (NRP)を作成している。同計画は、効果的な送金フローの形成と、送金コスト削減を推進するために各国で策定したものである。インドネシアは、デジタル金融サービスの導入と推進、国内外のATMの接続性拡大、通信事業者や銀行等の民間セクターと政府の連携を進め、送金手数料の引き下げに取り組んでいる<sup>19</sup>。

頭脳循環・頭脳獲得に関しては、インドネシア政府の支援により2012年にIndonesia Diaspora Network Global<sup>20</sup>が設立され、全世界で60の支部がある。また、2016年に研究・技術・高等教育省は海外で働くインドネシア人科学者を呼び戻す動きをとっている他、Indonesian Fund Management Institution (LPDP) やその他の政府機関が、インドネシアへの帰国を前提条件の1つとして、海外留学を希望するインドネシア人に奨学金を提供している<sup>21</sup>。

- **文化政策 (CULTURAL)**

日本を含む海外19か国にRumah Budaya Indonesia (RBI) と呼ばれる教育文化省の文化施設を設置している<sup>22</sup>。また、歴史的に関係が深いオランダでは、大使館が「インドネシア人の日 (国で定められたものではなく、大使館で独自に設定したものと思われる)」や独立記念日と合わせて、文化活動や大使館サービスを提供するイベントが開催されている<sup>23</sup>。

---

<sup>18</sup> Law of the Republic of Indonesia No.8/2012 on General Election of the Members of the House of Representatives, People's Representative Council, and Regional House of Representatives

<sup>19</sup> National Remittance Plan 2015 Indonesia

[https://www.gpfi.org/sites/gpfi/files/Indonesia\\_0.pdf](https://www.gpfi.org/sites/gpfi/files/Indonesia_0.pdf)、および2017年アップデート版  
<https://www.gpfi.org/sites/gpfi/files/GPFI%20National%20Remittance%20Plan%20Update%202017%20-%20Indonesia.pdf>

<sup>20</sup> Indonesia Diaspora Network Global HP <https://www.diasporaindonesia.org/>

<sup>21</sup> Pedroza, Palop-Garcia and Chang, 2022, p.40

<sup>22</sup> 教育文化省 HP <https://kebudayaan.kemdikbud.go.id/ditwdb/pengembangan-rumah-budaya-indonesia/>

<sup>23</sup> 在ハーグインドネシア大使館ニュースレター (2022年1-3月号)  
<https://kemlu.go.id/download/L1NoYXJlZCUyMERvY3VtZW50cy9rYnJpZGVuaGFhZy9OZXdzbgV0dGVyLyhORVcpJTlwTmV3c2xldHRlciUyMFRXJTlwSSUyMCOIMjBKYW4tTWYyJTIwMjAyMi5wZGY=>

- **社会政策 (SOCPOL)**

インドネシアの医療保障が国外でも適用される、インドネシア国内に留まる家族の医療保険料を国外移住者が支払うといったことはできないが、インドネシアの医療保険を維持し、一時帰国した際に必要な医療サービスを受けることは可能である<sup>24</sup>。なお、インドネシアは他国と社会保障協定を締結していないが、二国間の労働協定や労働者派遣の覚書の中で、医療保障を含む場合がある<sup>25</sup>。

また、日本を含むアジアを中心に、11 か国 15 か所に Sekolah Indonesia Luar Negeri (Indonesian School Abroad の意) を設置し、在外インドネシア人に対しインドネシアのカリキュラムに即した教育を提供している<sup>26</sup>。

- **出国管理政策 (EXITTRANS)**

「インドネシア人労働者派遣・保護に関する共和国法 2004 年第 39 号」(その後、2017 年に改正) およびこれにもとづく労働移住省令 2005 年第 4 号により、出国 2 日前までに所定の研修を修了する必要があることが定められ、この研修に移住者保護のための情報提供が含まれている<sup>27</sup>。この他、インドネシア政府はインドネシアからの移住労働者の人身売買防止のための各種キャンペーンや啓発活動を実施している<sup>28</sup>。

- **国内における行政 (ADMHOME)**

労働省の海外移住労働者の配置と保護局 (Direktorat Penempatan Dan Perlindungan Tenaga Kerja Luar Negeri) および移住労働者保護庁 (Badan Perlindungan Pekerja Migran Indoneia : BP2MI) が管轄している。

### (3) ミャンマー

本章「1. 概要」で述べたとおり、ミャンマーは①クーデター以前と②クーデター以後の 2 種類のデータセットでそれぞれ EMIX を算出した。①クーデター以前の EMIX は 0.55 と、アジアの中ではフィリピンに次いで高い値となった。②クーデター以後の EMIX も 0.49 とアジア平均をわずかに上回り、クーデターによる総選挙の延期に関わらず比較的上位に位置しているといえる。中国同様、中南米ではドミニカ共和国 (0.49)、エクアドル (0.52)、そしてエルサルバドル (0.54) と同程度である。ただし、ミャンマーについては JICA ミャンマー事務所にてヒアリングを実施しており、文献調査では得られなかった情報から関連政策があることを確認できた指

---

<sup>24</sup> Pedroza, Palop-Garcia and Chang, 2022b, p.41-42

<sup>25</sup> 少なくともマレーシアが該当する (参照: Oliver, M. (2018). Social protection for migrant workers in ASEAN: Developments, challenges, and prospects. ILO Regional Office for Asia and the Pacific. <https://www.social-protection.org/gimi/RessourcePDF.action?id=55654>)

<sup>26</sup> Kompasiana 2017 年 5 月 5 日付ニュース

<https://www.kompasiana.com/thسالengke/590bfca57a93736f20549928/daftar->

<sup>27</sup> 奥島、2014、p.85

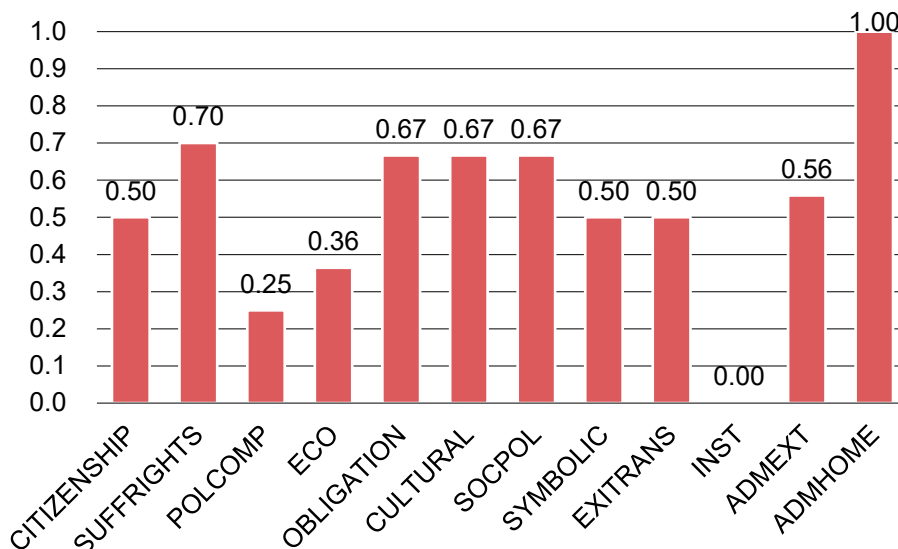
<sup>28</sup> 米国内務省 HP <https://www.state.gov/reports/2022-trafficking-in-persons-report/indonesia/>



標もあり<sup>29</sup>、他の調査対象国3か国と比べ情報ソースの幅が広い点には留意が必要である。

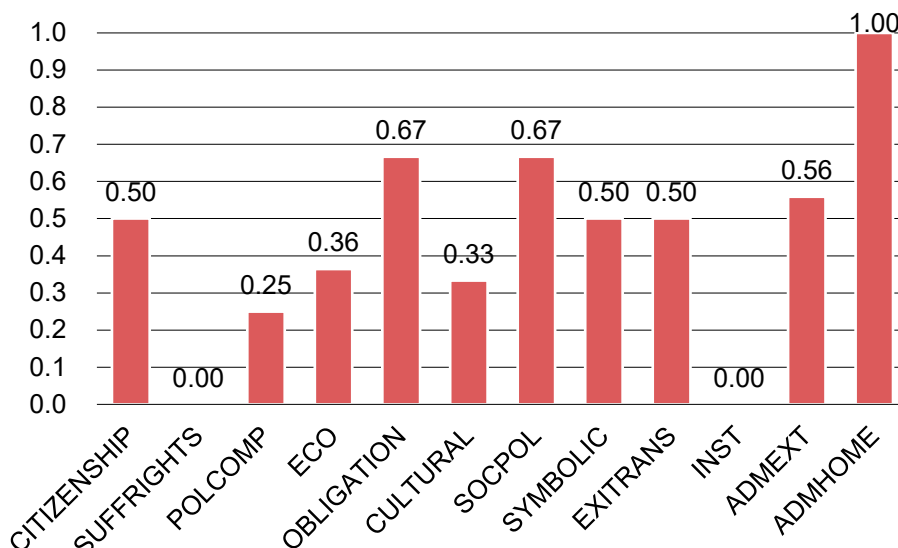
図表 II-7 および図表 II-8 からわかるとおり、①と②でスコアが異なるのは「選挙権 (SUFFRIGHTS)」と「文化政策 (CULTURAL)」である。この他では、「義務 (OBLIGATION)」、「社会政策 (SOCPOL)」、「国外における行政 (ADMEXT)」のように、多くの領域で 0.50~0.70 の間に収まっており、特に①は全体的にバランス型の結果となっている。

図表 II-7 ミャンマーの EMIX 領域別内訳 (①クーデター以前)



(出所) 著者作成

図表 II-8 ミャンマーの EMIX 領域別内訳 (②クーデター以後)



<sup>29</sup> 具体的には、「文化政策 (CULTURAL)」(クーデター以前の取組のため①のみ)、「象徴政策 (SYMBOLIC)」、「出国管理政策 (EXITRANS)」、「国外における行政 (ADMEXT)」で該当する指標があった。

(出所) 著者作成

- **国籍・市民権 (CITIZENSHIP)**

生まれつきのミャンマー人が外国籍を取得する場合、外国人が帰化する場合、いずれにおいても二重国籍は認められていない。

- **選挙権 (SUFFRIGHTS)**

ミャンマー連邦共和国憲法第 60 条によると、大統領は連邦議会 (Pyidaungsu Hluttaw) の議員による選挙で選ばれるので、居住の国内外を問わず、国民は投票しない。連邦議会は民族代表院 (Amyotha Hluttaw) と国民代表院 (Pyithu Hluttaw) から成る二院制であり、現行の法律上は、連邦議会議員選挙では在外投票が認められているが、上述のとおり、①クーデター以前と②クーデター以後でスコアリングを分けている。

①について、International IDEA が作成した 2020 年 11 月総選挙のファクトシートによると、在外ミャンマー人は同年 8 月上旬までに所定のフォームを居住する国の大使館に提出する必要があった。また、在外投票は事前投票であり、国内の投票日である 11 月 8 日より早い 10 月 8 日から 21 日に実施された。投票は在外公館でのみ認められ、郵送、代理、電子等による投票は行われなかった。在外投票分は別途集計され、国内投票分と後で合算された。

②については、民主的な総選挙が実施されていないという判断のため、関連指標は全て「非該当」とした。

- **経済政策 (ECO)**

2010 年代から、送金を容易にするためにミャンマーの商業銀行が海外に支店を開設することを認める、海外大手の送金サービスの導入を進めるといった施策を実施している<sup>30</sup>。一方で正規の銀行送金では市場レートよりも低い法定レートが適用され、地下送金と比べミャンマーチャットでの受取額が目減りすることや、手続きの煩雑さも相まって、送金側が銀行送金を敬遠する傾向も根強いのが現状である。ミャンマー政府は国外からの送金時のレートを是正し、市場レートに近いレートで送金できるようにすることで、移住労働者の銀行送金を促している<sup>31</sup>。

- **義務 (OBILIGATION)**

2015 年の連邦租税法 (Union Tax Law) 制定以降、在外ミャンマー人が外国で受け取る給与所得に対する所得税は免除されてきたが、2023 年 10 月に施行された同法改正により

---

<sup>30</sup> Ma, 2017

<sup>31</sup> Nikkei Asia 2023 年 7 月 11 日付ニュース <https://asia.nikkei.com/Spotlight/Myanmar-Crisis/Myanmar-urges-citizens-to-work-abroad-to-ease-forex-shortage> および JICA ミャンマー事務所ヒアリング

在外ミャンマー人が外国で受け取る給与に対する所得税の納税が復活した<sup>32</sup>。また、在外ミャンマー人が国外で得た給与所得以外の外貨所得は、一律 10%の税率かつ外貨で納税しなければならないと規定された<sup>33</sup>。

- **文化政策 (CULTURAL)**

2021年2月のクーデター以前は、日本とミャンマーの文化交流の機会として、在東京ミャンマー大使館が増上寺で「ミャンマー祭り」を開催していたが、クーデター以後は開催されていない<sup>34</sup>。

- **国外での行政 (ADMEXT)**

在東京ミャンマー大使館の Facebook ページでは、日本の労働関係法のミャンマー語解説ページを設けている。また、同大使館にはカウンセリングセクションがあり、日本での生活・健康管理にかかる情報を提供している<sup>35</sup>。

- **国内での行政 (ADMHOME)**

「海外雇用に関する国家平和発展評議会法律 (Law Relating to Overseas Employment, The State Peace and Development Council Law No.3/99)」によると、労働省が組織する海外雇用中央委員会 (Overseas Employment Central Committee) が海外労働を包括的に監督すると記載されている。

#### **(4) ネパール**

ネパールの EMIX は 0.37 と、アジア 7 か国の中で最も低い値となった。中南米ではアルゼンチン (0.36)、チリ (0.39)、ウルグアイ (0.37) と同程度である。図表 II-9 が示すように、「経済政策 (ECO)」と「出国管理政策 (EXITRANS)」が特に高く、この背景には後述するとおり、「象徴政策 (SYMBOLIC)」で確認した憲法の記載から、国の発展を支える手段としての国外移住を積極的に推進していることがうかがえる。

---

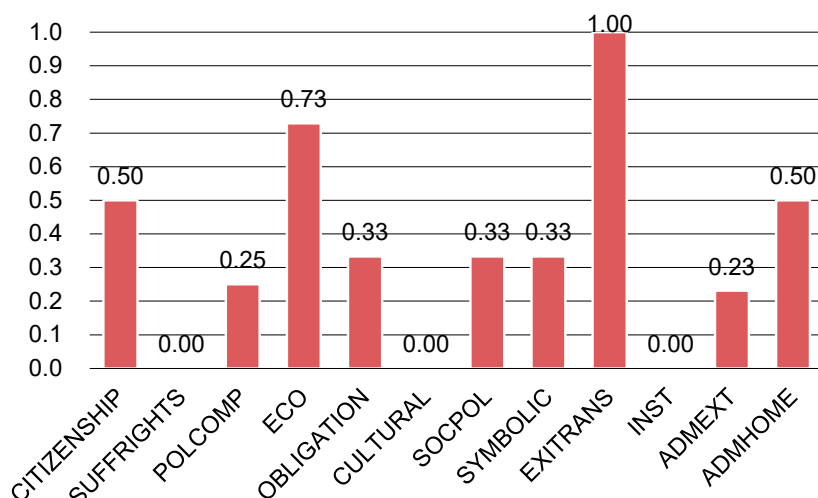
<sup>32</sup> VDB Loi HP [https://www.vdb-loi.com/mm\\_publications/amendment-to-the-union-tax-law-2023-income-tax-on-salary-income-received-by-non-resident-myanmar-citizens-in-foreign-countries/](https://www.vdb-loi.com/mm_publications/amendment-to-the-union-tax-law-2023-income-tax-on-salary-income-received-by-non-resident-myanmar-citizens-in-foreign-countries/)

<sup>33</sup> JETRO HP [https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/invest\\_04.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/invest_04.html)

<sup>34</sup> JICA ミャンマー事務所ヒアリング

<sup>35</sup> JICA ミャンマー事務所ヒアリング

図表 II-9 ネパールの EMIX 領域別内訳



(出所) 著者作成

- **国籍・市民権 (CITIZENSHIP)**

「ネパール市民法 (Nepal Citizenship Act, 2063 (2006))」では、生まれつきのネパール人が外国籍を取得する場合、外国人が帰化する場合、いずれにおいても二重国籍は認められていない。

- **選挙権 (SUFFRIGHTS)**

ネパール国憲法第 62 条によると、大統領選挙は連邦議会および州議会議員による間接選挙である。連邦議会は国民議会 (National Assembly) と代議院 (House of Representatives) から成る二院制だが、同第 86 条では国民議会議員選挙は州議会議員、村落自治体の議長・副議長、市町村長・副市長による間接選挙であることが記載されており、これらの選挙では居住の国内外を問わず、国民は投票しない。代議院議員選挙は国民の直接選挙だが、2023 年 4 月時点で在外ネパール人は投票できず、足下で政府が在外投票の実現に向けて取組を進めている途中である<sup>36</sup>。

- **経済政策 (ECO)**

「非居住ネパール人法 (Non-Resident Nepali Act, 2064 (2008))」では、在外ネパール人からの本国送金を促進する施策が複数定められている。まず、ID カードを有する在外ネパール人は、ネパール中央銀行が許可する金融機関での口座開設と運用が認められる。また、ネパールの家族・親戚への送金は、1 年間に 1,500 万ルピーを超えない範囲であれば課税されない。さらに、在外ネパール人がネパールの学術・文化・慈善・文化・災害救助のた

<sup>36</sup> カトマンズ・ポスト 2023 年 4 月 16 日付ニュース  
<https://kathmandupost.com/politics/2023/04/16/prime-minister-renews-voting-pledge-to-nepali-citizens-residing-abroad>

めの機関に送金する場合も課税されない。送金の他に、在外ネパール人（企業も含む）からの投資も奨励していると思われ、在外ネパール人からの投資額および投資から得られた利益と同額の金額を外貨で持ち出すことが可能である。在外ネパール人の投資によって得られた利益は課税されないことも定められている。

上記に加え、ネパールは国外で活躍する専門人材の知見を国の経済社会開発に活用することを志向しており、2019年3月、外務省はBrain Gain Centerを設立し在外ネパール人専門人材のネットワークづくり、データベースづくりに着手している<sup>37</sup>。

- **象徴政策 (SYMBOLIC)**

2019年までに、非居住ネパール人 (Non-Resident Nepali (NRN)) のための会議「Global Conference of NRNA」9回開催している。第9回会議にはビドヤ・デビ・バンドリ大統領（当時）が出席し、投資と技術移転を通じたネパールの開発努力におけるNRNの役割について述べた<sup>38</sup>。ネパール国憲法第51条には、国の役割として「To utilize knowledge, skill, technology and capital of the non-resident Nepali in the national development」と記載しており、国外移住者を積極的に活用し国の発展を支えるという意味が明確であるといえる。

- **出国管理政策 (EXTRANS)**

2021年2月に出国前研修のカリキュラムが改訂されたが、この中で労働者のリスクを抑えるための情報提供を実施している<sup>39</sup>。具体的には、「ネパールの海外就労に関連する法律情報（海外雇用法、海外雇用規則）」、「宛先国への安全に渡航するための情報（携行すべき書類や出国前に家族に預けるべき書類等）」、「目的地までの移動に関する情報（空港での手続、トランジット時の考慮事項、入国手続、等）」、「雇用主との労働契約書に確認・記載すべき情報」、「渡航先で守るべき言動やトラブル対応に関する情報」、「お金の管理や送金方法に関する情報」、「電話、携帯電話、ソーシャルメディア等のコミュニケーションツールの使用に関する情報」、「渡航先のネパール人コミュニティや移民労働者の支援団体の連絡先情報」が含まれる<sup>40</sup>。

- **国内での行政 (ADMHOME)**

「海外雇用法 (Foreign Employment Act, 2064 (2007))」で、労働雇用・社会保障省内の

---

<sup>37</sup> 外務省年次報告 (2018-2019年) <https://mofa.gov.np/wp-content/uploads/2019/12/Annual-Report-Final-Draft-29-Dec-2019-FINAL.pdf>

<sup>38</sup> 外務省年次報告 (2019-2020年) [https://mofa.gov.np/wp-content/uploads/2020/12/Report-on-Nepals-Foreign-Affairs\\_MOFA\\_2019-2020.pdf](https://mofa.gov.np/wp-content/uploads/2020/12/Report-on-Nepals-Foreign-Affairs_MOFA_2019-2020.pdf)

<sup>39</sup> カトマンズ・ポスト 2021年2月7日付ニュース

<https://kathmandupost.com/national/2021/02/07/workers-preparing-to-go-abroad-to-get-updated-training-from-this-week>

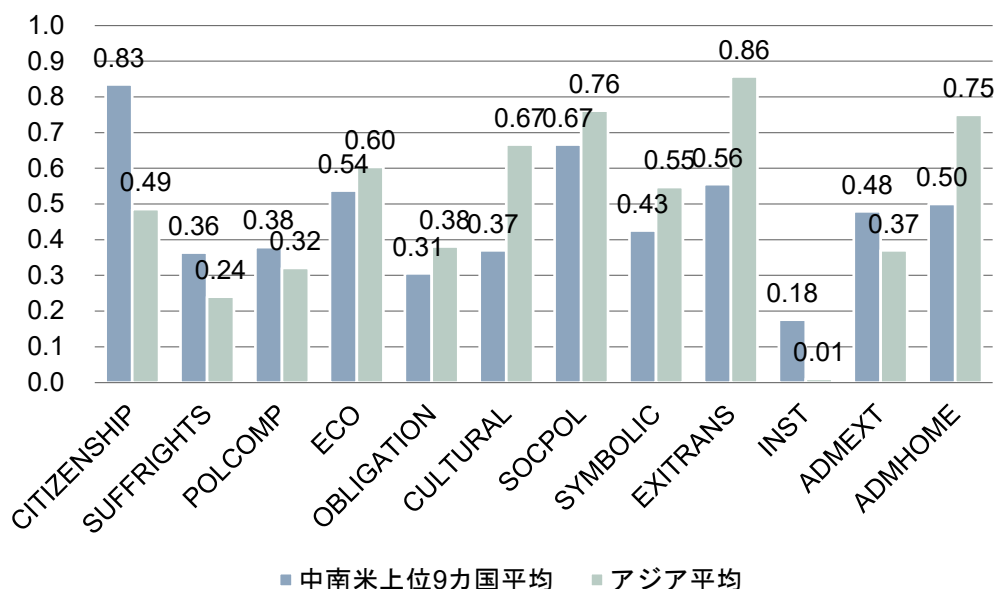
<sup>40</sup> JICA 「ネパール国日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」 [https://openjicareport.jica.go.jp/600/600/600\\_116\\_12364691.html](https://openjicareport.jica.go.jp/600/600/600_116_12364691.html)

海外雇用局（Department of Foreign Employment）が海外雇用を管轄する単独の機関であることが定められている。

## (5) 中南米との比較

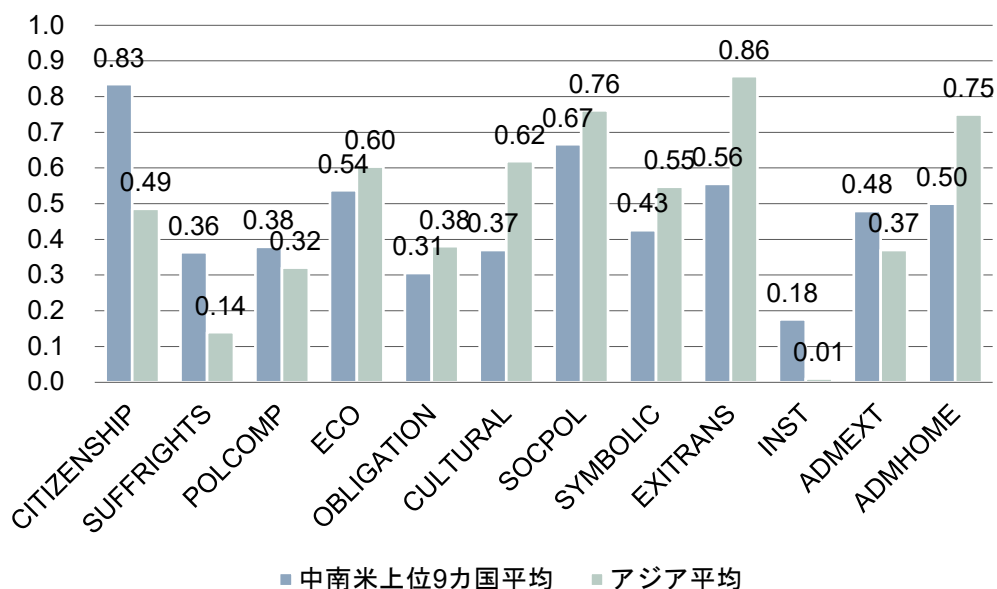
令和4年度事業の調査対象国は、フィリピン、ベトナム、インドといずれもアジアの移民大国だった。本年度事業ではこれらに中国、インドネシア、ミャンマー、ネパールが加わり、対象国の経済規模も移民の規模も、一定の多様性を確保することができたといえる。令和4年度事業と同様、地域間比較にあたって対象国の政策整備に係るキャパシティをある程度揃えるべく、中南米でEMIXの値が上位の9か国とアジア7か国で、12の政策領域別の平均値を比較したものが図表II-10および図表II-11である。令和4年度事業の結果（図表II-12）と比べると、領域別の地域間の差は若干縮小した箇所が多いものの、「国籍・市民権（CITIZENSHIP）」、「選挙権（SUFFRIGHTS）」、「政治活動の規制（POLCOMP）」、「組織的な参加（INST）」、「国外での行政（ADMEXT）」は中南米のスコアが高く、「経済政策（ECO）」、「文化政策（CULTURAL）」、「社会政策（SOCPOL）」、「象徴政策（SYMBOLIC）」、「出国管理政策（EXITRANS）」、「国内の行政（ADMHOME）」はアジアのスコアが高いという傾向は変わらない。この点は、ミャンマーのデータセットが①、②のいずれであっても共通である。

図表 II-10 中南米上位9か国とアジア7か国のEMIX 領域別平均値比較（ミャンマー①）



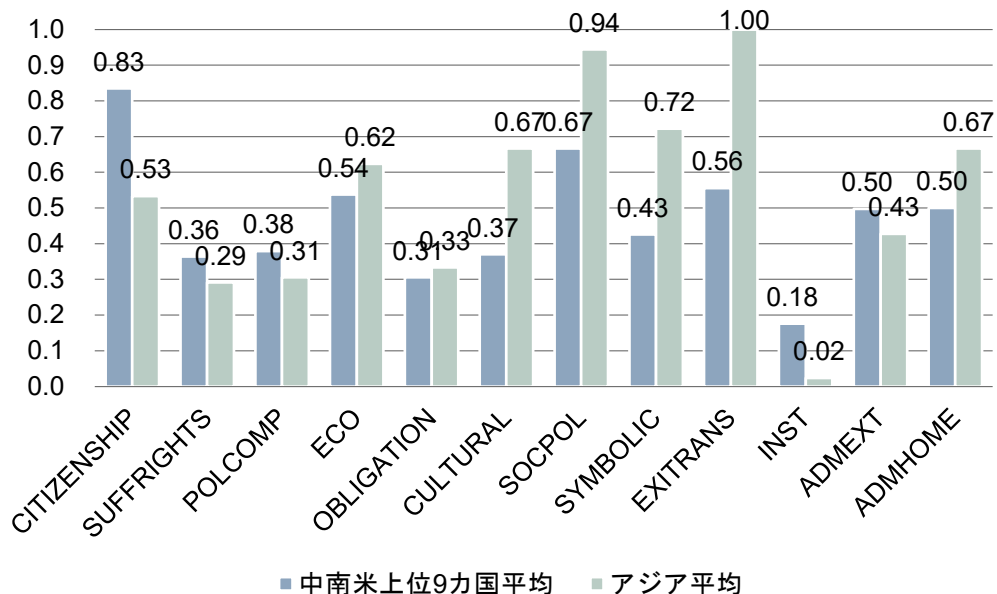
（出所） 著者作成

図表 II-11 中南米上位9か国とアジア7か国の EMIX 領域別平均値比較（ミャンマー②）



(出所) 著者作成

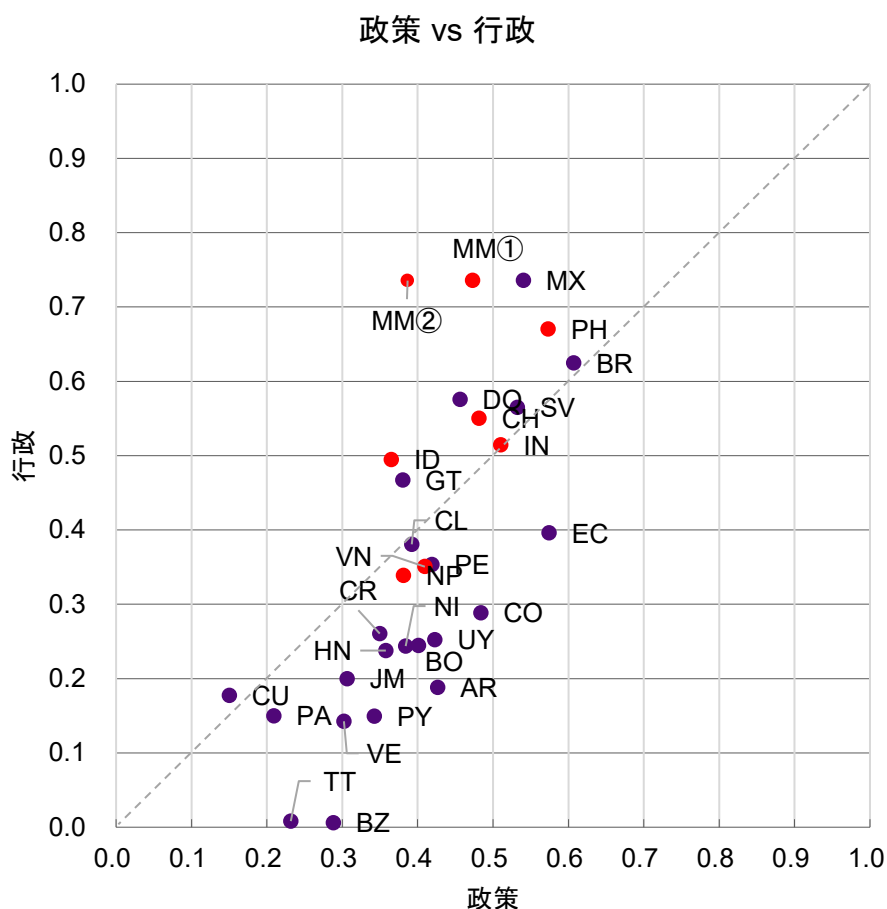
図表 II-12 中南米上位9か国とアジア3か国の EMIX 領域別平均値比較（令和4年度事業）



(出所) 是川他 (2023) 図表II-7 (p.24)

続いて、政策と行政のバランスを見るため、全29か国をマッピングしたのが図表II-13である。中南米、アジア共に政策と行政が比例傾向にあるものの、どちらかというとならばアジアは行政寄り、中南米は政策寄りのマッピングとなっている。

図表 II-13 政策と行政のバランス



(出所) 著者作成

### 3. 小括

本年度事業では新たに中国、インドネシア、ミャンマー、ネパールを調査し、アジアのEMIXデータセットの充実を図った。結果として、アジアの国々の在外国民政策・送出し政策への取組状況は中南米と遜色なく、図表II-3のとおり、アジア7か国のEMIX平均値は中南米22か国より高く、中南米上位9か国ともほぼ同じであった。アジアでこれらの政策が進んだのが2000年代以降と比較的最近であることを踏まえると、それだけアジアの国々が送出しを重視していることがうかがえる。また、前項で述べたとおり、調査対象国の数が増えても中南米と比較した「アジアらしさ」は引き続き認められ、アジア型移住労働の特色を改めて確認することができた。

一方で、アジアの中でもEMIXの特定の領域に注力している国（ベトナム、インドネシア、ネパール）と、比較的バランス型の国（フィリピン、インド、中国、ミャンマー）で傾向の違いを見ることができた。各国の在外国民政策の違いは、受入れ国における移民の生活に相応の影響を与えると考えられる。こうした影響の種類と大きさをさらに分析することで送出国と受



入れ国の協力が進み、双方向から移民政策が充実すれば、移民の保護とウェルビーイングの向上に寄与することも期待できる。ただし、各国の移民送出しの歴史の違い、在外国民政策に対する国の意欲、政策整備に関するキャパシティ等、現時点の政策状況のみで上記の違いの背景まで深堀することは難しく、継続的に EMIX を作成し変化を追うことが理解に繋がるのではないかと考える。

本年度はミャンマーでヒアリング調査を取り入れ、JICA ミャンマー事務所の協力のもと、一部項目ではデスクトップ調査だけでは得られない情報を収集することができた。調査対象国間で情報の粒度を揃えるという点では、同様に他の国々でもヒアリング調査を進めることが想定される。また、デスクトップ調査だけの比較的シンプルな EMIX と、有識者ヒアリングを含めた詳細な EMIX のように、情報ソースの種類に応じた EMIX を作成し、その差を確認することも一案である。これは、送出国の移民向け施策の情報が、受益者たる在外国民にとってアクセスしやすい形で発信されているかというアウトリーチ活動の検証にもなりうる。

最後に、EMIX という指標そのものに目を向けると、やはりアジア型移住労働の目線では、EMIX 総合得点に占める割合が大きすぎるのではないかと感じられる領域もある（例：義務（OBLIGATION）が 10.5%を占める点）。さらに上述のような、在外国民政策が受入れ国における移民の生活に与える影響といった点に今後より着目するならば、ジェンダーやスキル習得等、現在の EMIX には含まれない項目を盛り込むことも考えられる。EMIX は中南米で多い現地永住型の移民を念頭に作成された指標だが、中南米から始まった EMIX がグローバル指標として発展していく過程では、世界各地域の移住労働の特徴を改めて理解した上で、EMIX の構成の再検討を視野に入れることも必要となるだろう。

#### <参考文献>

##### 日本語文献

- ・ 奥島美夏, 2014. 「第 2 章 インドネシアの労働者送り出し政策と法-民主化改革下の移住労働者法運用と『人権』概念普及の課題. 東アジアにおける移民労働者の法制度 一送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて一」日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- ・ 是川夕・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・栗山智帆・國光智子, 2023 「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究（第三次）報告書」国立社会保障・人口問題研究所

##### 外国語文献

- ・ Hoffmann, Bert., Pedroza, Luicy., & Palop-García, Pau, 2017, Emigrant Policies Index (EMIX) Dataset. German Institute for Global and Area Studies (GIGA). Data File Version 1.0.0, <https://doi.org/10.7802/1499>.
- ・ International IDEA Myanmar, 2020, 2020 General Election in Myanmar- Fact Sheet. <https://www.idea.int/sites/default/files/news/news-pdfs/2020-General-Election-in->

[Myanmar-Fact-Sheet 14-July-2020.pdf](#)

- Ma, A., 2017, Labor Migration from Myanmar: Remittances, Reforms, and Challenges. Migration Policy Institute. <https://www.migrationpolicy.org/article/labor-migration-myanmar-remittances-reforms-and-challenges>
- Palop-Garcia, P., & Pedroza, L., 2021, Do Diaspora Engagement Policies Endure? An Update of the Emigrant Policies Index (EMIX) to 2017. *Global Policy*, 12(3), 361 - 371. <https://doi.org/10.1111/1758-5899.12937>
- Pedroza, L. & Palop-Garcia, P., 2017, EMIX Codebook. German Institute for Global and Area Studies (GIGA).
- Pedroza, L., Palop-Garcia, P., & Chang, S. Y., 2022, Migration Policies in China 2017-2019. German Institute for Global and Area Studies. <https://doi.org/10.57671/IMISEM-22006>
- Pedroza, L., Palop-Garcia, P., & Chang, S. Y., 2022, Migration Policies in Indonesia 2017-2019. German Institute for Global and Area Studies. <https://doi.org/10.57671/IMISEM-22018>
- Pedroza, L., Palop, P. & Hoffmann, B., 2016, Emigrant Policies in Latin America and the Caribbean. Santiago de Chile: FLACSO-Chile.

## APPENDIX：調査対象国の EMIX 政策指標内訳

※ 各指標の名称および内容は Pedroza & Palop-Garcia (2017) より引用。文中の SO は送出国 (State of Origin)、SR は 受入れ国 (State of Recipient) を意味する。

指標	内容	点数			
		中国	インド ネシア	ミャンマー 41	ネパール
<b>国籍・市民権 (CITIZENSHIP)</b>					
NATCIT	The state of origin differentiates between 'nationality' and 'citizenship': <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No, it uses the terms 'nationality' and 'citizenship' indistinctly = 0</li> </ul>	0	1	0	0
NATDUAL_1_1	Dual Nationality (nationals by birth): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Dual nationality not allowed = 0</li> <li>• Dual nationality allowed = 1</li> </ul>	0	0	0	0
NATDUAL_1_2	(Only if 1 in NATDUAL_1_1) Dual nationality applicable to (nationals by birth): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Only first generation = - 0.5</li> <li>• More than one generation = 0.25</li> <li>• No limit = 0</li> </ul>	98	98	98	98

<sup>41</sup> 2021年2月に発生したクーデター前後で点数が異なる場合、① (クーデター以前)、② (クーデター以後) で分けて記載。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NA = 98</li> </ul>				
NATDUAL_1_3.	<p>(Only if 1 in NATDUAL_1_1) Dual nationality only tolerable if citizen by birth naturalizes in certain countries with which SO has treaties:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Dual nationality tolerable for all countries = x1</li> <li>• Dual nationality tolerable only for certain countries = x0.75</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	98	98	98
NATDUAL_2_1	<p>Dual Nationality (nationals by naturalization):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Dual nationality not allowed = 0</li> <li>• Dual nationality allowed = 1</li> </ul>	0	0	0	0
NATDUAL_2_2	<p>(Only if 1 in NATDUAL_2_1) Dual nationality only tolerable if citizen by naturalization naturalizes in certain countries with which SO has treaties:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Dual nationality tolerable for all countries = x1</li> <li>• Dual nationality tolerable only for certain countries = x0.75</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	98	98	98
NATDUAL_3	<p>The SO differentiates between nationals by birthright and nationals by naturalizations regarding the recognition/acceptance of further nationalities once emigrated:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 0.75</li> <li>• No = 1</li> </ul>	1	1	1	1
NATDUAL_4	<p>The SO differentiates between nationals by birthright and nationals by naturalizations regarding the restriction of citizen</p>	1	1	0.75	1

	rights: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 0.75</li> <li>• No = 1</li> </ul>				
NATLOSS_1	If residence abroad (nationals by birth): <ul style="list-style-type: none"> <li>• If person resides abroad for a period of 5 years or less = +0</li> <li>• If person resides abroad for a period of more than 5 years = +0.25</li> <li>• No provision = +1</li> </ul>	1	0.25	1	1
NATLOSS_2	If residence abroad (nationals by naturalization): <ul style="list-style-type: none"> <li>• If person resides abroad for a period of 5 years or less = +0</li> <li>• If person resides abroad for a period of more than 5 years = +0.25</li> <li>• No provision = +1</li> </ul>	1	1	1	1
CITLOSS_1_1	Conditions/restrictions for the exercise of citizen rights if individual have dual (or multiple) nationality (nationals by birth): <ul style="list-style-type: none"> <li>• No restrictions = 1</li> <li>• Restrictions: 0</li> <li>• Not applicable = 98</li> </ul>	98	98	98	98
CITLOSS_1_2	(Only if 0 in CITLOSS 1_1) Conditions/restriction for the exercise of citizen rights if individual has dual or multiple nationalities (nationals by birth): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Restrictions only if more than 5 years living abroad and conditional to return = 0.75</li> </ul>	98	98	98	98

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Permanent restrictions only if more than 5 years living abroad = 0.5</li> <li>• Restrictions if 5 years or less living abroad (or if not related to residence abroad) conditional to return = 0.25</li> <li>• Permanent restrictions if 5 years or less living abroad (or if not related to residence abroad) = 0</li> </ul> <p>If it is not specified in the regulation, it is coded as restrictions not conditional to return.</p>				
CITLOSS_2_1	<p>Conditions/restriction (excluding restrictions regarding suffrage) for the exercise of citizen rights if individual resides abroad (nationals by birth):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• No restrictions = 1</li> <li>• Restrictions = 0</li> </ul>	1	0	1	1
CITLOSS_2_2	<p>(If 0 in CITLOSS_2_1) Restrictions (excluding restrictions regarding suffrage) for the exercise of citizen rights if individual resides abroad (nationals by birth):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Restrictions only if more than 5 years living abroad and conditional to return = 0.75</li> <li>• Permanent restrictions only if more than 5 years living abroad = 0.5</li> <li>• Restrictions if 5 years or less living abroad (or if not related to residence abroad) conditional to return = 0.25</li> <li>• Permanent restrictions if 5 years or less living abroad (or if</li> </ul>	98	0.75	98	98

	<p>not related to residence abroad) = 0</p> <p>If it is not specified in the regulation, it is coded as restrictions not conditional to return.</p>				
CITLOSS_3_1	<p>Conditions/restriction for the exercise of citizen rights if individual has dual or multiple nationalities (nationals by naturalization):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• No restrictions = 1</li> <li>• Restrictions if less than 5 years living abroad = 0</li> <li>• Restrictions only if more than 5 years living abroad = 0.5</li> <li>• Not applicable = 98</li> </ul>	98	98	98	98
CITLOSS_3_2	<p>(Only if 0 or 0.5 in CITLOSS_3_1) The restrictions to the exercise of citizen rights (excluding electoral rights) for individuals that hold dual/multiple nationality are:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Absolute restrictions conditional to return = +0.25</li> <li>• Absolute restrictions not conditional to return = +0</li> </ul> <p>If it is not specified in the regulation, it is coded as restrictions not conditional to return.</p>	98	98	98	98
CITLOSS_4_1	<p>Conditions/restriction (excluding electoral rights) for the exercise of citizen rights if individual resides abroad (nationals by naturalization):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• No restrictions = 1</li> <li>• Restrictions if less than 5 years living abroad = 0</li> <li>• Restrictions only if more than 5 years living abroad = 0.5</li> </ul>	1	1	1	1

CITLOSS_4_2	(Only if 0 or 0.5 in CITLOSS_4_1) The restrictions to the exercise of citizen rights abroad: <ul style="list-style-type: none"> <li>Absolute restrictions conditional to return = +0.25</li> <li>Absolute restrictions not conditional to return = +0</li> </ul> If it is not specified in the regulation, it is coded as restrictions not conditional to return.	98	98	98	98
集計結果 : <ul style="list-style-type: none"> <li>0 = Loss of nationality and citizen rights if national acquires another nationality and if national resides permanently abroad (no distinctions between citizens by naturalization or by origin).</li> <li>1 = No loss of nationality and citizen rights if national acquires another nationality and if national resides permanently abroad (no distinctions between citizens by naturalization or by origin).</li> </ul>		0.50	0.30	0.50	0.50
<b>選挙権 (SUFFRIGHTS)</b>					
SUFFACT_1	National Presidential elections: <ul style="list-style-type: none"> <li>All nonresident citizens enfranchised -subject to standard conditions- = +1</li> <li>Only for selected categories of nonresidents = +0.5</li> <li>In-country voting = +0</li> <li>No external voting rights = +0</li> <li>No elections = 98</li> </ul>	98	1	98	98
SUFFACT_2_1	National Legislative elections (Upper House): <ul style="list-style-type: none"> <li>All nonresident citizens enfranchised -subject to standard</li> </ul>	98	0	① : 1 ② : 98	98



	<p>conditions- = +1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Only for selected categories of nonresidents = +0.5</li> <li>• In-country voting = +0</li> <li>• No external voting rights = +0</li> <li>• No elections = 98</li> </ul>				
SUFFACT_2_2	<p>National Legislative elections (Lower House):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• All nonresident citizens enfranchised -subject to standard conditions- = +1</li> <li>• Only for selected categories of nonresidents = +0.5</li> <li>• In-country voting = +0</li> <li>• No external voting rights = +0</li> <li>• No elections = 98</li> </ul>	0	0	① : 1 ② : 0	0
SUFFACT_3	<p>National Referendum:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• All nonresident citizens enfranchised -subject to standard conditions- = +1</li> <li>• Only for selected categories of nonresidents = +0.5</li> <li>• In-country voting = +0</li> <li>• No external voting rights = +0</li> <li>• No elections = 98</li> </ul>	98	98	① : 1 ② : 98	0
SUFFMETH_1	<p>In-country:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	0	① : 0 ② : 98	98

SUFFMETH_2	Proxy: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	0	0	98
SUFFMETH_3	In all of the Embassies/Consulates: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	1	① : 1 ② : 98	98
SUFFMETH_4	Only in selected Embassies/Consulates: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	1	① : 0 ② : 98	98
SUFFMETH_5	Other ad hoc voting stations: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	1	① : 0 ② : 98	98
SUFFMETH_6	Postal voting: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> <li>• NA = 98</li> </ul>	98	1	① : 0 ② : 98	98
SUFFMETH_7	E-Voting online: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = 1</li> <li>• No = 0</li> </ul>	98	0	① : 0 ② : 98	98

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NA = 98</li> </ul>				
SUFFREG_1	<p>Registration method for residents:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Automatic = 3</li> <li>• Active the first time and then automatic = 2</li> <li>• Active always = 1</li> <li>• Other: 4 (define in comments)</li> </ul>	98	2	① : 3 ② : 98	2
SUFFREG_2	<p>Registration method for nonresidents:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Automatic = 3</li> <li>• Active the first time and then automatic = 2</li> <li>• Active always = 1</li> <li>• Other: 4 (define in comments)</li> </ul>	98	2	① : 1 ② : 98	98
SUFFREG	<p>Registration for the franchise:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Different procedure: facilitates registration in electoral roll from abroad = 1</li> <li>• Same procedure for residents and nonresidents = 0.75</li> <li>• The registration process for nonresidents poses more difficulties for nonresidents = 0.5</li> </ul>	98	0.75	① : 1 ② : 98	98
SUFFREG_3	<p>Registration for the franchise only for legal residents in the SR:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes, emigrants ought to demonstrate legal residency status in SR in order to register for franchise = x0.5</li> <li>• No = x1</li> </ul>	98	0.5	① : 1 ② : 98	98
SUFFPAS_1	<p>National Presidential Elections:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Candidacy right for nonresident citizens (subject to</li> </ul>	98	0	① : 0 ② : 98	98

	<p>universally-applied restrictions) = 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Candidacy right for selected nonresident citizens only = +0.5</li> <li>• No regulated = 0.25</li> <li>• No right to candidacy for non-residents = +0</li> <li>• No elections = 98</li> </ul>				
SUFFPAS_2_1	<p>National Legislative Elections (Upper House):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Candidacy right for nonresident citizens (subject to universally-applied restrictions) = 1</li> <li>• Candidacy right for selected nonresident citizens only = +0.5 (please, mention which categories in comments)</li> <li>• No regulated = 0.25</li> <li>• No right to candidacy for non-residents = +0</li> <li>• No elections = 98</li> </ul>	98	0	① : 0 ② : 98	98
SUFFPAS_2_2	<p>National Legislative Elections (Lower House):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Candidacy right for nonresident citizens (subject to universally-applied restrictions) = 1</li> <li>• Candidacy right for selected nonresident citizens only = +0.5</li> <li>• No regulated = 0.25</li> <li>• No right to candidacy for non-residents = +0</li> <li>• No elections = 98</li> </ul>	0	0	0	0
SUFREP_1_1	<p>In the case of legislative elections for the Upper House:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Separated counting = 1</li> <li>• Incorporated Counting = 2</li> </ul>	98	98	① : 1 ② : 98	98

SUFREP_1_2	In the case of legislative elections for the Upper House: <ul style="list-style-type: none"> <li>• General Biographical = 1</li> <li>• General Other = 2</li> <li>• Special Subdivided = 3</li> <li>• Special No-Division = 4</li> </ul>	98	98	① : 1 ② : 98	98
SUFREP_2_1	In the case of legislative elections for the Lower House: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Separated counting = 1</li> <li>• Incorporated Counting = 2</li> </ul>	98	98	① : 1 ② : 98	98
SUFREP_2_2	In the case of legislative elections for the Lower House: <ul style="list-style-type: none"> <li>• General Biographical = 1</li> <li>• General Other = 2</li> <li>• Special Subdivided = 3</li> <li>• Special No-Division = 4</li> </ul>	98	98	① : 1 ② : 98	98
集計結果 : <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 = Highest level of inclusion (for a given country, all nonresidents are eligible to vote and run as candidates in all elections celebrated at the national level in their respective state of origin).</li> <li>• 0 = Lowest level of inclusion (for a given country, nonresidents aren't able to vote and run as candidates for any election celebrated at the national level).</li> </ul>		0.00	0.11	① : 0.70 ② : 0.00	0.00
<b>政治活動の規制 (POLCOMP)</b>					
COMPOFF_1	External political offices in host country legally allowed: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes, explicitly regulated = +1</li> <li>• No regulation = +0.5</li> </ul>	0.5	0.5	0.5	0.5

	<ul style="list-style-type: none"> <li>No = +0</li> </ul>				
COMPOFF_2	<p>Could external political offices receive public funding:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes, explicitly regulated = +1</li> <li>No regulation = +0.5</li> <li>No = +0</li> </ul>	98	0.5	98	98
COMPCAM	<p>Political campaigns abroad allowed:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes, same regulation as in-country applies = +1</li> <li>Yes, special regulation for campaigns abroad = +0.75</li> <li>No regulation = 0.25</li> <li>No, explicit prohibition of campaigns abroad = +0</li> </ul>	0.75	1	0.25	0.25
COMPMEM	<p>Emigrant membership to home country political parties equal to membership of resident citizens:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Legally allowed and explicitly regulated (same status for emigrants as for residents) = +1</li> <li>Legally allowed, but somehow restricted for emigrants = +0.5</li> <li>Not regulated = 0.25</li> <li>Not legally allowed = +0</li> </ul>	0	0.25	0.25	0.25
<p>集計結果 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0 = SO do not regulate any of the three areas.</li> <li>1 = SO allows offices abroad –that also receive public funding–, the regulation of political campaigns abroad is the same that for in-country and emigrants can become members –with full rights and duties– of home political parties.</li> </ul>		0.33	0.50	0.25	0.25

經濟政策 (ECO)					
ECOREM_1	Existence of a government program to attract remittances from emigrants: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	1	1
ECOREM_1_1	Measures to improve banking channels for remittances: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> <li>• Not applicable = 98</li> </ul>	0	1	1	1
ECOREM_1_2	Fee controls for remittances: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> <li>• Not applicable = 98</li> </ul>	0	1	0	0
ECOREM_2	Remittances used for a co-development scheme (if remittances are used by the state of origin to fund development policies): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	0	0	1
ECOINV	Existence of government program to attract investments from emigrants (i.e. investment in housing, local enterprises etc.): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	0	1	1
RETURN_1	Recognition of academic/professional qualifications obtained abroad:	1	1	1	1

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>				
RETURN_1_1	<p>(Only if RETURN_1 is 1) Timeframe for the recognition of academic/professional qualifications obtained abroad. If there are several processes (i.e. automatic, for higher education, for primary education...), please, register the most restrictive timeframe. If the recognition of academic/professional qualification is conducted on a bilateral basis (i.e. bilateral agreements with other countries), register in comments the number of countries that have signed an agreement with the given country:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 6 months or less = x1</li> <li>• Between 6 and 12 months= x0.75</li> <li>• More than 12 months = x0.5</li> <li>• Not stated = x0.25</li> </ul>	1	0.25	0.25	0.25
RETURN_1_2	<p>(Only if RETURN_1 is 1) Timeframe for the recognition of academic/professional qualifications obtained abroad. If there are several processes (i.e. automatic, for higher education, for primary education...), please, register the quickest timeframe (even if it applies for few countries). If the recognition of academic/professional qualification is conducted on a bilateral basis (i.e. bilateral agreements with other countries), register in comments the number of countries that have signed an agreement with the given country:</p>	1	0.25	1	0.25



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6 months or less = x1</li> <li>• Between 6 and 12 months= x0.75</li> <li>• More than 12 months = x0.5</li> <li>• Not stated = x0.25</li> </ul>				
RETURN_2	<p>Communication campaigns aiming to convince emigrants to return:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
RETURN_3	<p>Tax exemption to bring household goods into the state of origin:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	1	0	0
RETURN_4	<p>Programs to facilitate integration of returnees in home society:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	0	0	1
ECOBRAIN_1	<p>Existence of brain gain programs developed by the government.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	0	0
ECOBRAIN_2	<p>Existence of brain circulation networks designed by the government to foster the exchange of knowledge between emigrants abroad and professionals in the state of origin:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	0	1
集計結果 :		0.73	0.53	0.36	0.73

<ul style="list-style-type: none"> <li>0 = SO has not develop any economic policy program.</li> <li>1 = SO has fully developed the economic schemes referred in the four components.</li> </ul>					
義務 (OBILIGATION)					
OBLIGATION_1	Obligation to comply with the military service: <ul style="list-style-type: none"> <li>Military service mandatory for residents and nonresidents = +1</li> <li>Military service voluntary for residents and nonresidents = +1</li> <li>Military service mandatory for residents, but not for nonresidents = +0</li> <li>No existence of military service = 98</li> </ul>	1	98	1	1
OBLIGATION_2	Obligation to comply with the social service: <ul style="list-style-type: none"> <li>Social service mandatory for residents and nonresidents = +1</li> <li>Social service voluntary for residents and nonresidents = +1</li> <li>Social service mandatory for residents, but not for nonresidents = +0</li> <li>No existence of social service = 98</li> </ul>	98	98	98	98
OBLIGATION_3_1	Obligation to declare taxes in state of origin: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	1	0	1	0
OBLIGATION_3_2	Special taxes for emigrants: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	0	0	0	0

集計結果 :		0.67	0.00	0.67	0.33
<ul style="list-style-type: none"> <li>0 = No external obligations.</li> <li>1 = Non-resident citizens must comply with military service, social service and pay taxes in SO.</li> </ul>					
<b>文化政策 (CULTURAL)</b>					
CULTURAL_1	Cultural centers abroad: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	1	1	0	0
CULTURAL_1	Cultural promotion offices within consulates: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	1	1	1	0
CULTURAL_3	Cultural programs implemented by the state abroad: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	1	1	① : 1 ② : 0	0
集計結果 :		1.00	1.00	① : 0.67 ② : 0.33	0.00
<ul style="list-style-type: none"> <li>0 = No cultural policy.</li> <li>1 = The SO has cultural centers abroad, cultural offices in consulates and conducts regularly promotion campaigns of SO culture among emigrants.</li> </ul>					
<b>社会政策 (SOCPOL)</b>					
SOCPOL_1	Retirement benefits after emigration (i.e. pensions) Include possibility of maintaining retirement scheme in state of origin (by paying directly to it) and bilateral/multilateral agreements as the Convenio Multilateral Iberoamericano de Seguridad Social:	1	0	0	1

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> <li>• No retirement benefits scheme in the country = 98</li> </ul>				
SOCPOL_2_1	<p>Healthcare benefits after emigration (i.e. possibility of maintaining health insurance in the state of origin after emigration or of paying for the health insurance of family members that remain in the state of origin):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> <li>• No public healthcare scheme in the country = 98</li> </ul>	0	1	1	0
SOCPOL_2_2	<p>Existence of bilateral/multilateral agreements to extend health coverage of nationals in the state of reception (i.e. schemes that allow emigrants to receive health services in the states of reception):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> <li>• No public healthcare scheme in the country = 98</li> </ul>	1	1	1	0
SOCPOL_3	<p>Education programs for emigrants:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	1	0
<p>集計結果 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = No social policy.</li> <li>• 1 = SO has adopted all three social policies.</li> </ul>		0.83	0.67	0.67	0.33

象徵政策 (SYMBOLIC)					
SYMBOLIC_1	Awards granted by the SO for emigrants: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	0	0	0
SYMBOLIC_2	Communication campaigns to reinforce sentiment of belonging to SO: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	1	0
SYMBOLIC_3	Conferences at national levels to discuss the contributions of the emigrant community to the SO: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	0	1	1
SYMBOLIC_4	National day devoted to the emigrant community: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
SYMBOLIC_5	Explicit reference in the constitution to the emigrant community: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	0	1	1
SYMBOLIC_6	Creation of a new symbolic territorial entity (excluding electoral districts for external voters): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
集計結果 :		0.67	0.17	0.50	0.33

<ul style="list-style-type: none"> <li>0 = No symbolic policy.</li> <li>1 = The SO has adopted all symbolic policies.</li> </ul>					
<b>出国管理政策 (EXITTRANS)</b>					
EXIT_1	Mobility restrictions for citizens that want to move abroad: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
EXIT_2	Information campaigns to inform citizens thinking on leaving the country about their rights and duties: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	0	1	1	1
TRANSIT_1	Information campaigns to discourage emigration: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
TRANSIT_2	Information campaigns to promote a safe transit to the destination country: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = +1</li> <li>No = +0</li> </ul>	1	1	0	1
集計結果 : <ul style="list-style-type: none"> <li>0 = No exit and transit policy.</li> <li>1 = The SO has adopted EXIT_2 and TRANIST_2.</li> </ul>		0.50	1.00	0.50	1.00
<b>組織的な参加 (INST)</b>					
INSTCONNAC_1	Existence of a consultative body on emigrant issues: <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes (centralized or decentralized) = 1</li> </ul>	1	0	1	1

	<ul style="list-style-type: none"> <li>No = 0</li> </ul>				
INSTCONNAC_2	<p>Consultation is:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Structural = x1</li> <li>Ad hoc = x0.5</li> </ul>	1	98	1	0.5
INSTCONNAC_3	<p>Composition of the consultative body:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Only migrants = x1</li> <li>Mixed: migrants and representative of the government = x0.75</li> <li>Only members of the government = x0</li> </ul>	0	98	0	0
INSTCONNAC_4	<p>Chair of the consultative body:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Emigrant appointed by emigrant community = x1</li> <li>Emigrant appointed by the government = x0.75</li> <li>Co-chaired: member of the government and emigrant representative = x0.5</li> <li>Member of the government = x0.25</li> </ul>	0.25	98	0.25	0.25
INSTCONNAC_5	<p>Beyond consultation on policies affecting emigrants the body has the right to get a response from national authorities to its advice/recommendations:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = x1</li> <li>No = x0.75</li> </ul>	0.75	98	1	1
INSTCONNAC_6	<p>The body has the right of initiative to make its own reports or recommendations, even when not consulted:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = x1</li> </ul>	0.75	98	0.75	1

	<ul style="list-style-type: none"> <li>No = x0.75</li> </ul>				
INSTCONCON_1	<p>Existence of a consultative body on emigrant issues:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes (centralized or decentralized) = 1</li> <li>No = 0</li> </ul>	0	0	0	0
INSTCONCON_2	<p>Consultation is:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Structural = x1</li> <li>Ad hoc = x0.5</li> </ul>	98	98	98	98
INSTCONCON_3	<p>Composition of the consultative body:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Only migrants = x1</li> <li>Mixed: migrants and representative of the government = x0.75</li> <li>Only members of the government = x0</li> </ul>	98	98	98	98
INSTCONCON_4	<p>Chair of the consultative body:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Emigrant appointed by emigrant community = x1</li> <li>Emigrant appointed by the government = x0.75</li> <li>Co-chaired: member of the government and emigrant representative = x0.5</li> <li>Member of the government = x0.25</li> </ul>	98	98	98	98
INSTCONCON_5	<p>Beyond consultation on policies affecting emigrants the body has the right to get a response from national authorities to its advice/recommendations:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Yes = x1</li> <li>No = x0.75</li> </ul>	98	98	98	98



INSTCONCON_6	The body has the right of initiative to make its own reports or recommendations, even when not consulted: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = x1</li> <li>• No = x0.75</li> </ul>	98	98	98	98
集計結果： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = No institutional consultation at the consular and national level.</li> <li>• 1 = Institutional consultation at the consular and national level.</li> </ul>		0.00	0.00	0.00	0.00
国外における行政 (ADMEXT)					
ADMCON_2_1	Expert legal/judicial consultancy: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	1	1	1
ADMCON_2_2	Financial consultancy: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
ADMCON_2_3	Psychological consultancy: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	1	0
ADMCON_2_4	Health services (i.e. “ventanillas de salud”): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	1	0
CONNUM <sup>42</sup>	Number of consular missions deployed by the state of origin	263	129	39	37

<sup>42</sup> 各国の点数について、上段は実際の数、下段（カッコ内）は集計対象国の中で相対化し0～1の間で点数付けした値を記載。

	(including consular sections in embassies and excluding honorary consulates)	(1.00)	(0.48)	(0.14)	(0.13)
CONDIS <sup>43</sup>	Number of countries in which the state of origin has a consular mission (including consular sections in embassies and excluding honorary consulates)	169 (1.00)	129 (0.76)	35 (0.19)	30 (0.16)
CONADD_1	Online consulate services exist: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	0	1
CONADD_2	Consulates work on weekends on a regular basis (e.g. once monthly): <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• Only some weekends: +0.5</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
CONADD_3	There are mobile consulates: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	0	0	0	0
集計結果： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = SO has not adopted new consular functions or services. In addition, it has the lower dispersion and size score regarding its consular network.</li> <li>• 1 = SO has adopted all the new consular functions and services included in the scheme. In addition, it has the highest dispersion and size score regarding its</li> </ul>		0.25	0.32	0.56	0.23

---

<sup>43</sup> 同上。

consular network.					
<b>国内における行政 (ADMHOME)</b>					
ADMHOME_1	Existence of government administration body/agency for emigrant policies: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Yes = +1</li> <li>• No = +0</li> </ul>	1	1	1	1
ADMHOME_2	Rank in the hierarchical structure: <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1st Rank in Public Administration in the country (usually a "Ministry" or "Secretary"), but the term depends = x1</li> <li>• 2nd Rank (i.e. Viceministry/Sub-secretary) = x0.75</li> <li>• 3rd Rank in PA ("Directorate General", etc) = x0.5</li> <li>• 4th Rank in PA ("Directorate") = x0.25</li> <li>• Not applicable = 98</li> </ul>	98	0.75	1	0.5
集計結果： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = No home administration dedicated to emigrant issues.</li> <li>• 1 = SO counts with a home administration dedicated to emigrant issues and this it is placed at the "Ministry" level in the administrative hierarchical structure.</li> </ul>		1.00	0.75	1.00	0.50
<b>最終集計</b>					
政策 (POLICIES_p2)： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = SO has not adopted any of the policies included in the scheme.</li> <li>• 1 = SO has adopted all the policies included in the scheme.</li> </ul>		0.48	0.37	① : 0.47 ② : 0.39	0.38
行政 (ADM_p2)： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = No home administration dedicated to emigrant issues. In addition, SO has not</li> </ul>		0.55	0.49	0.74	0.34

<p>adopted new consular functions or services and has the lower dispersion and size score regarding its consular network.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 = SO counts with a home administration dedicated to emigrant issues and this it is placed at the “Ministry” level in the administrative hierarchical structure. In addition, SO has adopted all the new consular functions and services included in the scheme and has the highest dispersion and size score regarding its consular network.</li> </ul>				
<p>EMIX 総合 (EMIX_p2) :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0 = SO has not adopted any of the policies included in the scheme, neither developed an administration setting to coordinate and implement emigrant policies.</li> <li>• 1 = SO has adopted all the policies included in the scheme and develop an administration setting to coordinate and implement emigrant policies.</li> </ul>	0.50	0.40	① : 0.55 ② : 0.49	0.37

## 第Ⅲ章 フォローアップ調査対象国の基礎データ

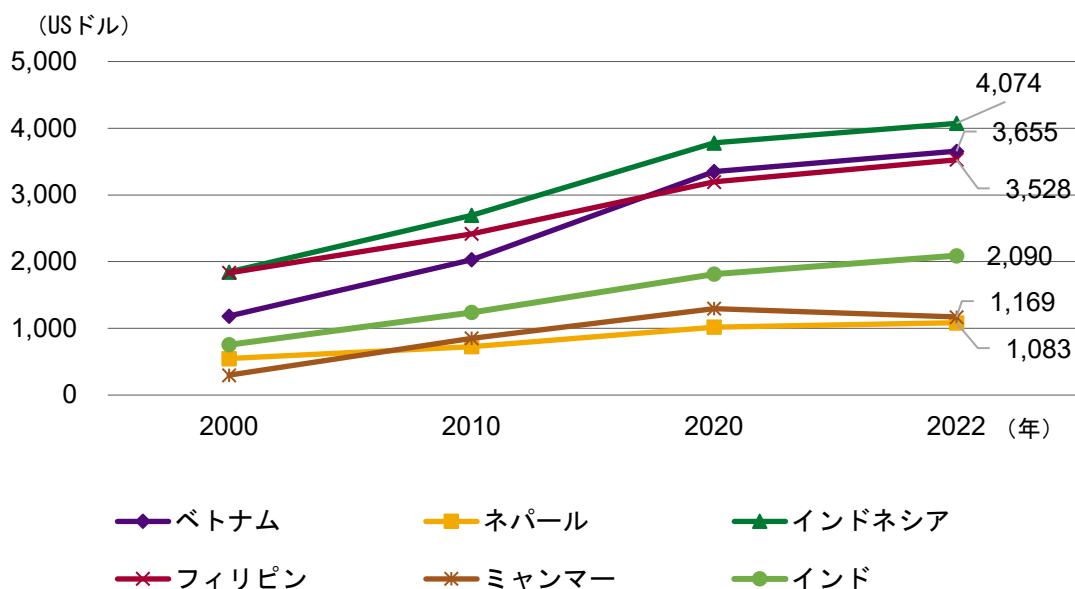
本章では、ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、インドの6か国について、一括してマクロ経済動向、特定技能の状況等を概観する。

### 1. マクロ経済関係

#### (1) 1人当たり実質 GDP

1人当たり実質 GDP について、2022年時点では、調査対象国のなかではインドネシアが最も高い4,074USドル、次いで、ベトナムが3,655USドル、フィリピンが3,528USドルとなっている。インドは、2,090USドルで、ネパール及びミャンマーは11,000USドル程度となっている。ネパールとミャンマーを除いた4か国は増加傾向にある。

図表 III-1 1人当たり GDP 推移（実質、2015年価格 USドル）

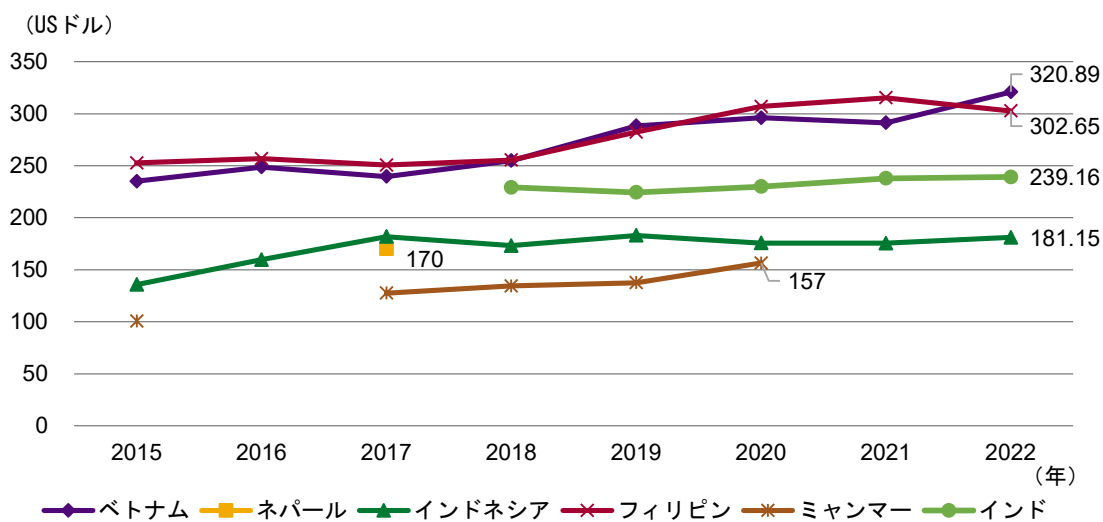


(出所) World Bank national accounts data

## (2) 平均月収

平均月収について、データ取得にばらつきはあるが、2022年時点ではベトナムが321USドルで調査対象国中、最も高くなっている。次いで、フィリピンが303USドル、インドが239USドルとなっている。

図表 III-2 平均月収 (USドル)

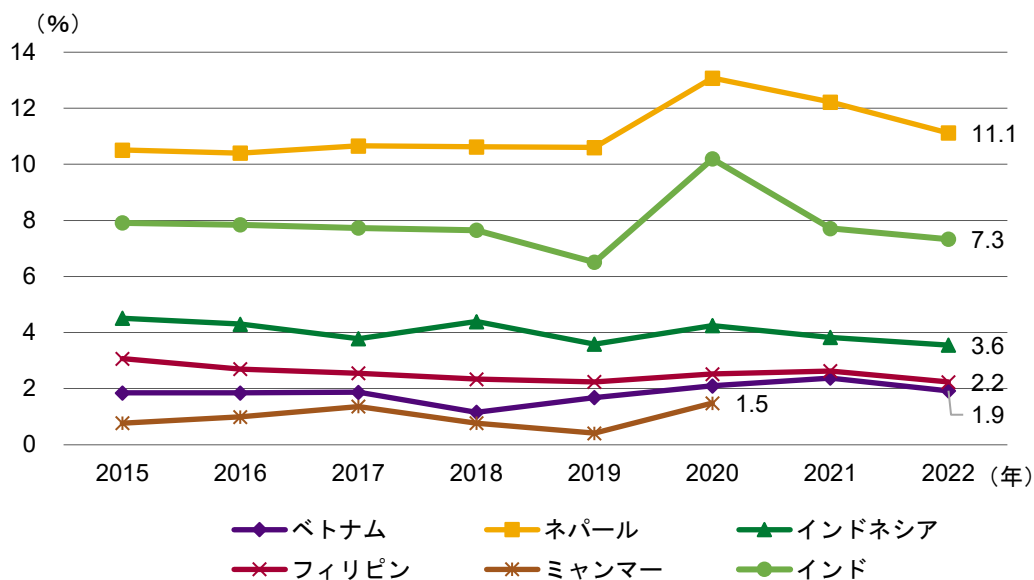


(出所) ILO STAT、産業計・男女計の値

### (3) 失業率

失業率について、2022年時点の調査対象国のなかでは、ネパールが最も高く11.1%となっている。次いで、インドが7.3%、インドネシアが3.6%となっている。

図表 III-3 失業率



(出所) ILO STAT (モデル推計値)

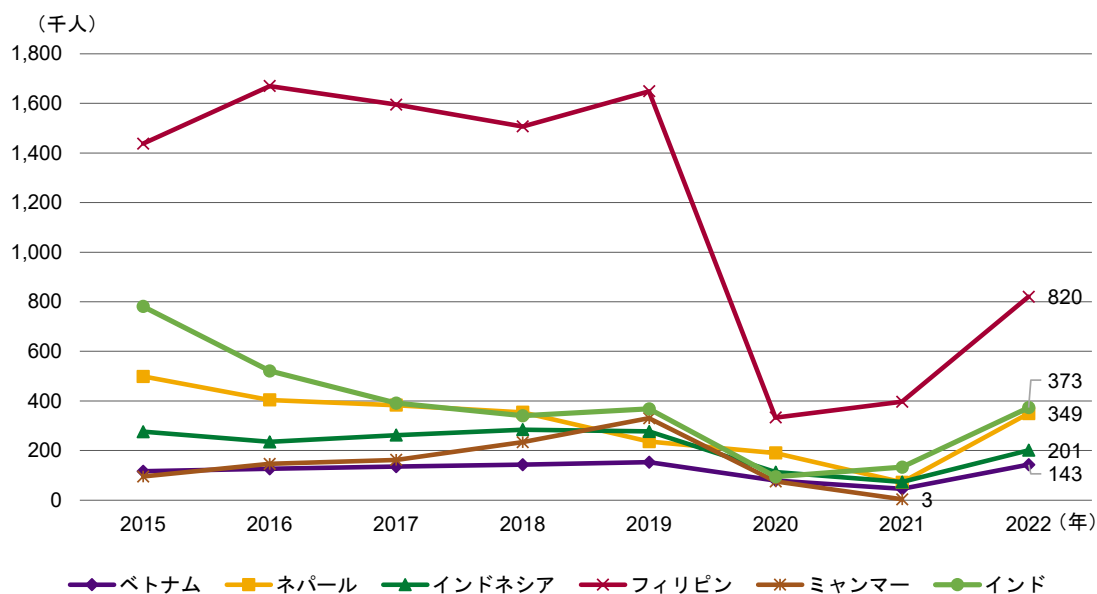
## 2. 海外移住労働関係

### (1) 海外移住労働者送出し人数（フロー）

海外移住労働者の送出し人数（フロー）について、対象国の中ではフィリピンが最も多く、2022年時点では年間82.0万人が出国している。フィリピンはコロナ禍前の2019年時点は160万人以上となっていたため、現在はその半分程度になるが、回復傾向にある。

次いで、インドが37.3万人、ネパールが34.9万人となっている。

図表 III-4 海外移住労働者送出し人数（フロー）



(出所) ADBI-OECD-ILO (2023) "LABOR MIGRATION IN ASIA"、(原出所) 各国統計



## (2) 各国出身の海外在住人口（ストック）

対象国出身の海外在住人口（ストック）について、2020年ではフィリピンが最も多く609万人、総人口比5.5%となっている。一方、総人口比で見れば、ネパール（259万人）が9.0%と対象国のなかでは最も高い。次いで、ミャンマー（371万人）が7.0%となっている。

図表 III-5 各国出身の海外在住人口（ストック、単位：人）

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2020年時点 人口比
ベトナム	2,158,532	2,376,225	2,630,742	2,909,491	3,392,025	3.5%
ネパール	977,396	1,289,629	1,712,697	2,270,166	2,599,701	9.0%
インドネシア	2,415,077	2,781,287	3,415,963	4,065,095	4,601,369	1.7%
フィリピン	3,062,665	3,684,528	4,692,695	5,498,232	6,094,307	5.5%
ミャンマー	1,224,310	1,736,590	2,492,274	2,842,494	3,711,751	7.0%
インド	7,928,051	9,588,533	13,221,963	15,885,657	17,869,492	1.3%

（出所）UN International Migrant Stock 2020、UN World Population Prospects 2022

### (3) GDP に占める海外送金の割合

GDP に占める海外送金の割合について、対象国の中ではネパールで顕著に高い傾向が継続しており、2023 年は 26.6% を占めており、コロナ禍後では最も高い割合になっている。次いで、フィリピンが 2023 年は 9.2% で、こちらもコロナ禍後に大きく落ち込んだところから回復している。

図表 III-6 GDP に占める海外送金割合

	2010年	2015年	2020年	2021年	2022年	2023年
ベトナム	5.1	3.3	3.0	3.4	3.2	3.2
ネパール	21.6	27.6	24.3	22.3	22.8	26.6
インドネシア	0.9	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8
フィリピン	10.3	9.7	9.6	9.3	2.2	9.2
ミャンマー	0.2	3.2	3.4	3.0	3.1	2.0
インド	3.2	3.3	3.1	2.8	3.3	3.4

(出所) ADBI-OECD-ILO (2021)、WB Annual Remittances Data

(注) 2022 年は推計値

### 3. 日本における状況

---

#### (1) 日本における調査対象国出身者の在留状況

日本における調査対象国出身者の在留状況について、コロナ禍前の2019年末から現在（2023年6月末時点）にかけてみると、在留外国人全体では、各国ともコロナ禍前よりも多い人数になっている。

在留資格別では、技能実習は2019年末と比較すると、ベトナムとフィリピンが減少しているが、人数の上でベトナムが未だ突出して多く、18.6万人となっている。

特定技能は制度開始初期との比較のためすべての国で2019年末と比較すると増加しているが、特にインド、ネパール、フィリピンの増加が大きい。人数は、ベトナムが最も多く97,490人、次いでインドネシアが25,337人となっている。

留学生は2019年末と比較すると、ネパールとミャンマーが増加している。人数で見ても、ネパールが最も多い45,096人でベトナムを抜いた。

技術・人文知識・国際業務は2019年末と比較すると、すべての国で増加傾向にあり、特にネパール、ベトナム、インドネシアが増加している。人数では、ベトナムが最も多く8.8万人となっている。

図表 III-7 日本における対象国の在留状況

在留外国人全体							
	2019年末	2020年末	2021年末	2022年6月末	2022年末	2023年6月末	2019年末→ 2023年6月末増減
ベトナム	411,968	448,053	432,934	476,346	489,312	520,154	1.3 倍
ネパール	96,824	95,982	97,109	125,798	139,393	156,333	1.6 倍
インドネシア	66,860	66,832	59,820	83,169	98,865	69,613	1.0 倍
フィリピン	282,798	279,660	276,615	291,066	298,740	309,943	1.1 倍
ミャンマー	32,049	35,049	37,246	47,965	56,239	69,613	2.2 倍
インド	40,202	38,558	36,058	40,752	43,886	46,262	1.2 倍
技能実習							
	2019年末	2020年末	2021年末	2022年6月末	2022年末	2023年6月末	2019年末→ 2023年6月末増減
ベトナム	218,727	208,879	160,563	181,957	176,346	185,563	0.8 倍
ネパール	403	449	390	822	1,266	1,652	4.1 倍
インドネシア	35,404	34,459	25,007	39,177	45,919	58,478	1.7 倍
フィリピン	35,874	31,648	23,186	29,537	29,140	31,925	0.9 倍
ミャンマー	13,118	13,963	11,388	15,825	17,034	20,940	1.6 倍
インド	225	220	181	307	434	630	2.8 倍
特定技能							
	2019年末	2020年末	2021年末	2022年6月末	2022年末	2023年6月末	2019年末→ 2023年6月末増減
ベトナム	901	9,412	31,721	52,748	77,137	97,490	108.2 倍
ネパール	18	135	668	1,401	2,340	3,428	190.4 倍
インドネシア	189	1,514	3,889	9,481	16,327	25,337	134.1 倍
フィリピン	111	1,059	4,607	8,681	13,214	17,660	159.1 倍
ミャンマー	100	674	2,294	4,107	5,956	8,016	80.2 倍
インド	1	3	15	40	120	209	209.0 倍
留学生							
	2019年末	2020年末	2021年末	2022年6月末	2022年末	2023年6月末	2019年末→ 2023年6月末増減
ベトナム	79,292	65,653	46,403	44,358	45,411	39,610	0.5 倍
ネパール	29,417	23,116	16,858	32,336	39,656	45,095	1.5 倍
インドネシア	7,512	6,279	4,686	6,330	7,321	7,099	0.9 倍
フィリピン	3,262	2,421	1,600	2,044	2,482	2,504	0.8 倍
ミャンマー	5,429	4,371	3,207	4,609	5,925	8,876	1.6 倍
インド	2,048	1,564	1,201	1,692	1,851	1,719	0.8 倍
技術・人文知識・国際業務							
	2019年末	2020年末	2021年末	2022年6月末	2022年末	2023年6月末	2019年末→ 2023年6月末増減
ベトナム	51,713	61,181	64,200	72,997	77,997	87,904	1.7 倍
ネパール	12,203	15,581	19,406	24,127	25,727	31,043	2.5 倍
インドネシア	3,511	4,025	4,120	4,802	5,195	5,984	1.7 倍
フィリピン	8,150	8,250	7,784	8,297	8,655	9,196	1.1 倍
ミャンマー	4,689	5,767	6,087	7,308	8,138	9,526	2.0 倍
インド	9,455	8,924	7,637	8,934	10,104	11,234	1.2 倍

(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

## (2) 特定技能の状況

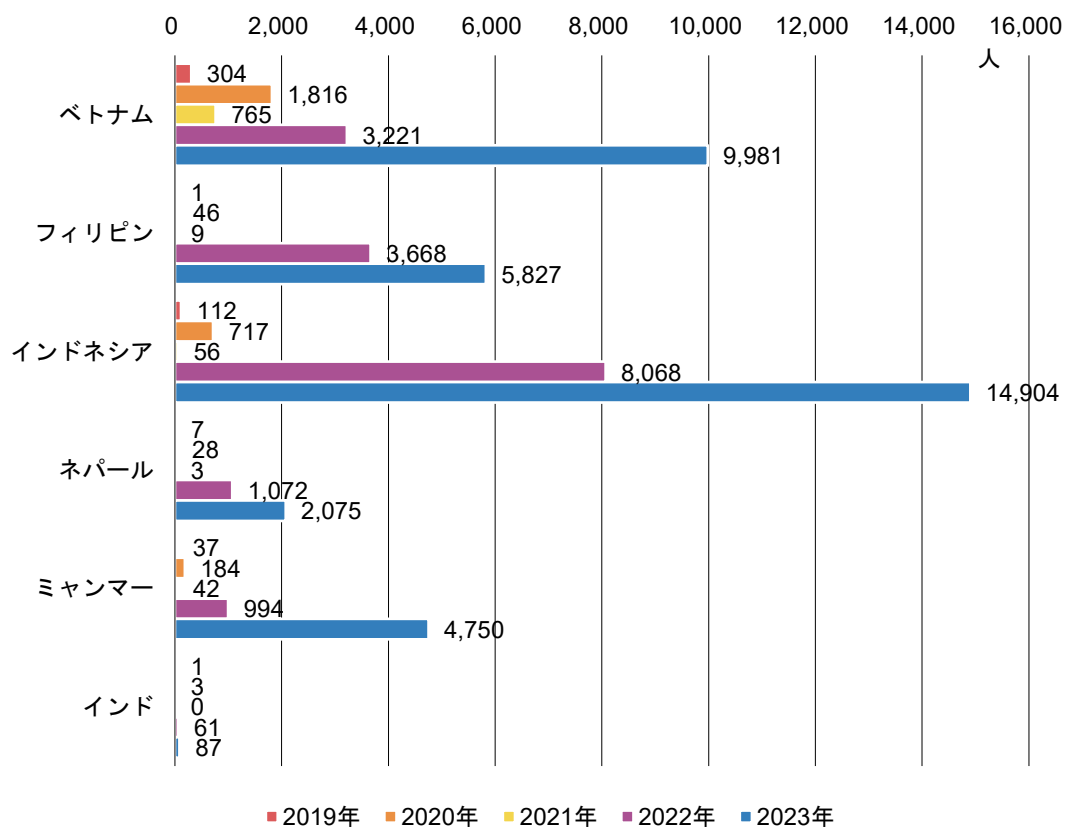
### ① 新規入国者数

特定技能1号の新規入国者数をみると、2023年ではインドネシアが14,904人と最も多く、次いでベトナムが9,981人となっている。

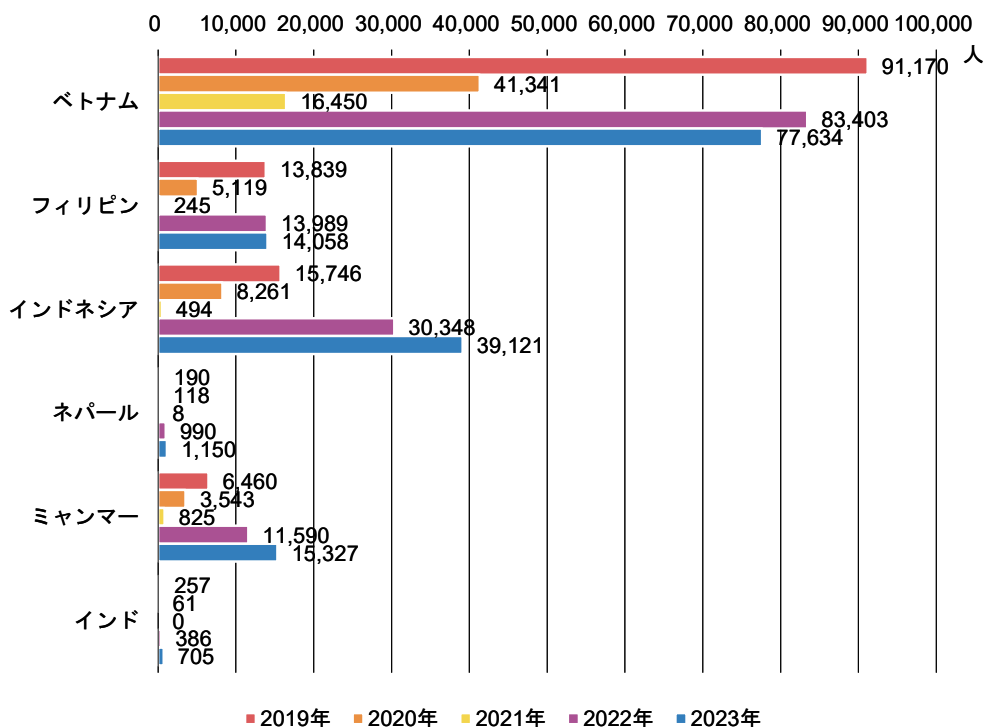
また、参考までに他の在留資格をみると、技能実習1号については、ベトナムはやや減少しているものの依然として新規入国者数は最も多く、次いでインドネシアとなっている。

留学については、ネパールはやや減少しているものの依然として新規入国者数が最も多い。技術・人文知識・国際業務については、ベトナムが最も多く、増加傾向にもある。

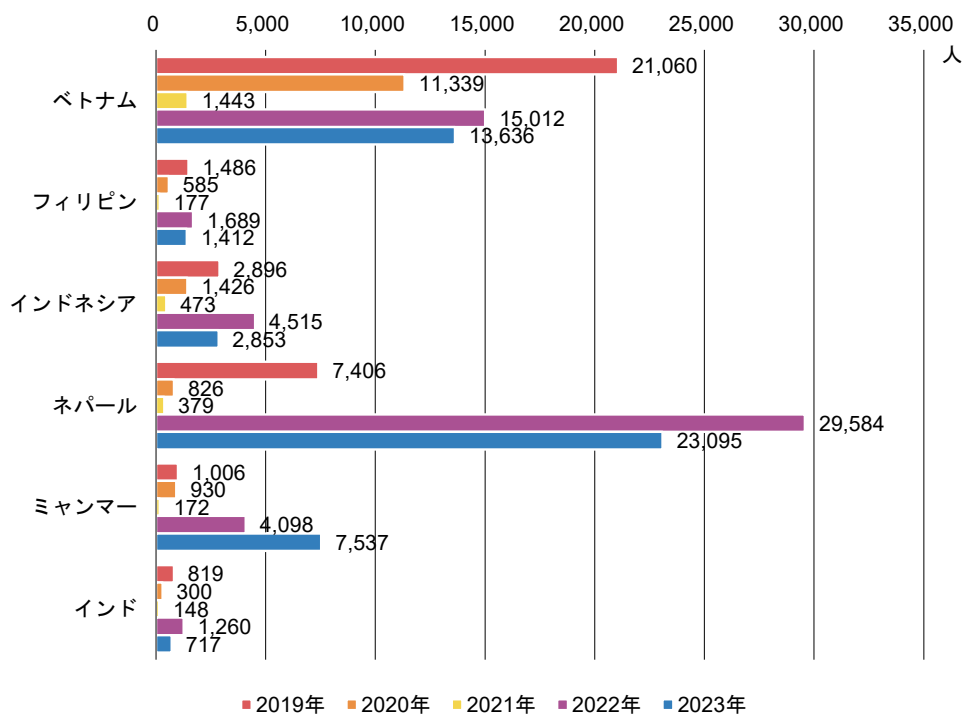
図表 III-8 調査対象国別 特定技能1号の新規入国者数の推移



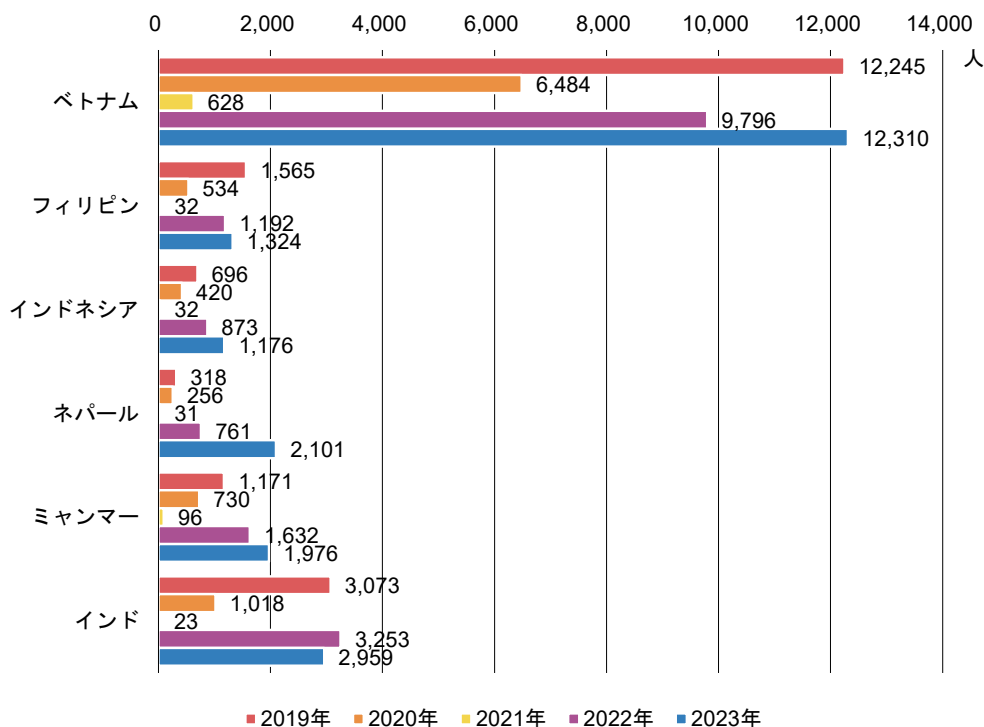
図表 III-9 調査対象国別 技能実習1号の新規入国者数の推移



図表 III-10 調査対象国別 留学の新規入国者数の推移



図表 III-11 調査対象国別 技術・人文知識・国際業務の新規入国者数の推移



(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」  
 (注) 2023年は月次データの合計値

## ② 特定技能評価試験の実施状況

特定技能評価試験の実施状況をみると、フィリピンでは11分野、インドネシアでは9分野で試験が実施されており、頻繁に試験が開催されている。一方、ネパールは6分野、ミャンマーは5分野、インドは2分野のみの実施となっている。ベトナムについては、1分野のみの実施で、これまで1度しか試験が実施されていない。

図表 III-12 調査対象国における特定技能評価試験実施分野

	ベトナム	フィリピン	インドネシア	ネパール	ミャンマー	インド
介護		●	●	●	●	●
ビルクリーニング		●	●		●	
製造業		●	●	●		
建設	●	●	●			
造船・船用工業		●				
自動車整備		●				
航空		●	●※	●※		
宿泊		●※	●	●	●	
農業		●	●	●	●	●
漁業			●			
飲食料品製造業		●	●			
外食業		●	●	●	●	

(出所) 各分野の HP をもとに作成をもとに作成

※印は 2023 年に初めて実施されたもの

図表 III-13 調査対象国における特定技能評価試験実施状況 (2019~2023 年)

国	実施年	実施分野・実施月
ベトナム	2021	建設 2021 年 3 月
フィリピン	2019	介護 2019 年 4 月~12 月
		造船・船用工業 2019 年 11 月
		自動車整備 2019 年 12 月
		航空 2019 年 11 月
		農業 2019 年 10~12 月
		飲食料品製造業 2019 年 11~12 月
		外食業 2019 年 11~12 月
	2020	介護 2020 年 1~3 月、6 月~12 月
		ビルクリーニング 2020 年 2~3 月
自動車整備 2020 年 1~3 月、11~12 月		
農業 2020 年 1~3 月、7~12 月		
飲食料品製造業 2020 年 1~3 月、9~11 月		
外食業 2020 年 1~3 月、7~12 月		
2021	介護 2021 年 1~12 月	
	製造業 2021 年 11 月	
	建設 2021 年 3 月	
	自動車整備 2021 年 2~3 月、5~7 月、9~12 月	
	農業 2021 年 1~3 月、7~12 月	
	飲食料品製造業 2021 年 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、10~11 月	
	外食業 2021 年 1~3 月、5~12 月	



国	実施年	実施分野・実施月
フィリピン	2022	介護 2022年1～12月 製造業 2022年2月、12月 自動車整備 2022年2～12月 航空 2022年12月 農業 2022年1～3月、5～12月 飲食料品製造業 2022年1～2月、6月、8月、10月、12月 外食業 2022年1～3月、6～12月
	2023	介護 2023年1～12月 ビルクリーニング 2023年3、8月 製造業 2023年11月 建設 2023年7～12月 自動車整備 2023年1月、3～12月 航空 2023年5月、12月 宿泊 2023年3月、11月 農業 2023年1～3月、5～12月 飲食料品製造業 2023年2月、5月、7月、9月、11月 外食業 2023年1～3月、5～12月
インドネシア	2019	介護 2019年10月～12月
	2020	介護 2020年1～4月、6月～12月 製造業 2020年1月 農業 2020年1～3月、7～12月 漁業 2020年1月、12月 飲食料品製造業 2020年1～3月、9～11月 外食業 2020年7～12月
	2021	介護 2021年1～7月、9～12月 ビルクリーニング 2021年11月 製造業 2021年10月 農業 2021年1～3月、6～7月、9～12月 漁業 2021年2月、6月、11月 飲食料品製造業 2021年1～3月、5月、9～11月 外食業 2021年1～3月、5～7月、9～12月
	2022	介護 2022年1～12月 ビルクリーニング 2022年7～8月 製造業 2022年2～3月、12月 宿泊 2022年11～12月 農業 2022年1～3月、5～12月 漁業 2022年2月、6月、11月 飲食料品製造業 2022年1月、6月、8月、10月、12月 外食業 2022年1～3月、6～12月

国	実施年	実施分野・実施月
インドネシア	2023	介護 2023年1～12月
		ビルクリーニング 2023年1～2月、6～7月、10月
		製造業 2023年11月
		建設 2023年7～12月
		航空 2023年10月
		宿泊 2023年11月
		農業 2023年1～3月、5～12月
		漁業 2023年1～2月、6～7月、10～11月
		飲食料品製造業 2023年2月、5月、7月、9月、11月
		外食業 2023年1～3月、5～12月
ネパール	2019	介護 2019年10月～12月
	2020	介護 2020年1～3月、7月～12月
	2021	介護 2021年1～4月、7～12月
		農業 2021年3月、8～12月
		外食業 2021年2～3月、8～12月
	2022	介護 2022年1～12月
		製造業 2022年2月、12月
		宿泊 2022年10月
		農業 2022年1～3月、7～12月
	2023	外食業 2022年1～3月、7～12月
介護 2023年1、5～7月、10～12月		
航空 2023年7月		
宿泊 2023年12月		
ミャンマー	2019	農業 2023年1～3月、10～12月
		外食業 2023年1～3月、5～7月、10～12月
	2020	ビルクリーニング 2019年12月
		宿泊 2019年10月
	2021	介護 2020年2～3月
		農業 2020年2～3月
外食業 2020年2～3月		
2022	介護 2021年1～2月	
	農業 2021年1～2月	
	外食業 2021年1～2月	
2023	介護 2022年10～12月	
	農業 2022年10～12月	
	外食業 2022年10～12月	
インド	2020	介護 2023年1～12月
		農業 2023年1～3月、5～12月
		外食業 2023年1～3月、5～12月
インド	2020	農業 2020年11月
	2022	介護 2022年1～12月
		農業 2022年10～12月
インド	2023	介護 2023年1～12月
		農業 2023年1～2月、5～12月

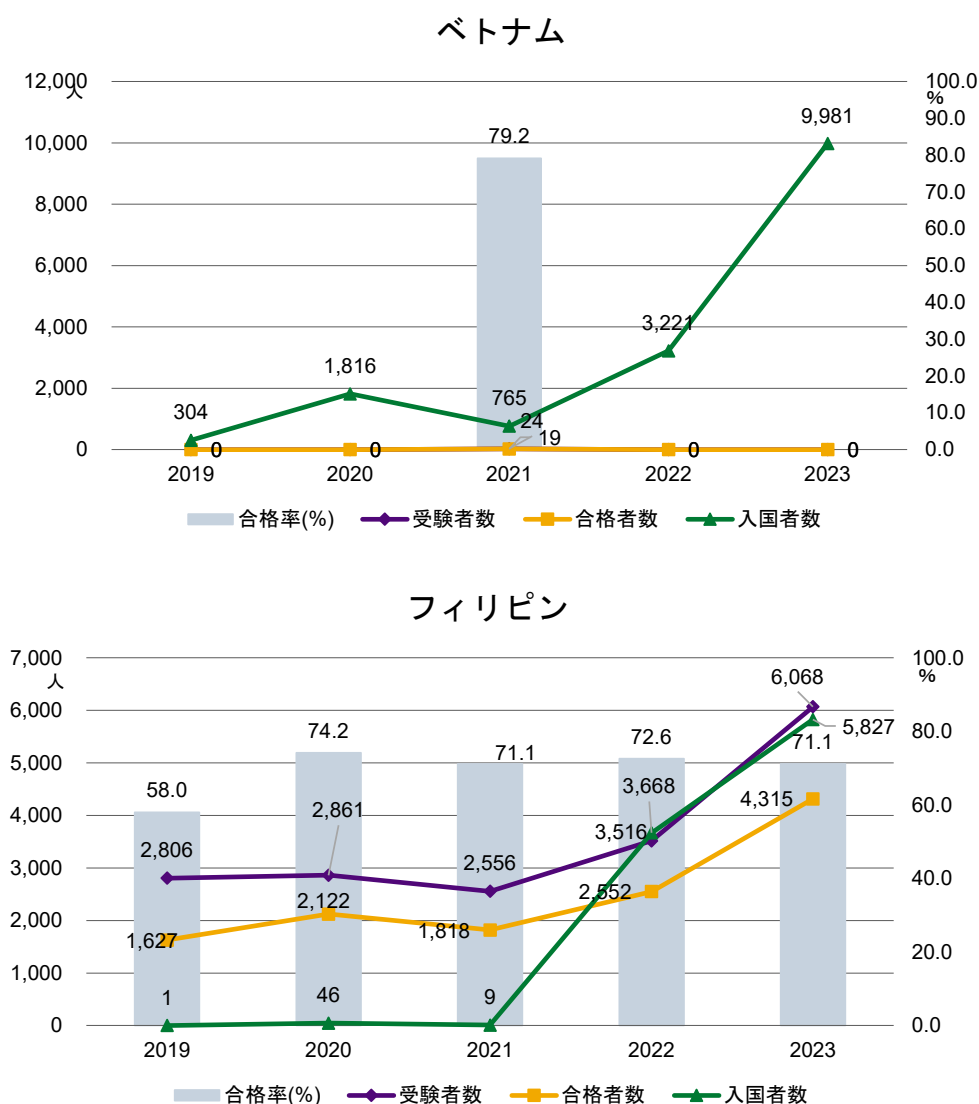
(出所) 各分野のHPをもとに作成

### ③ 特定技能評価試験の受験者数、合格者数

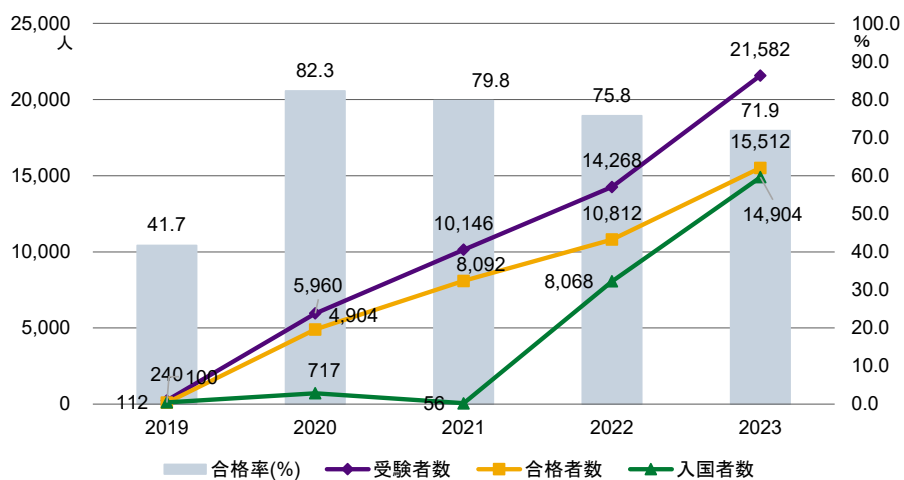
各国の特定技能評価試験の受験者数、合格者数、特定技能1号の新規入国者数の関係をみると、フィリピンでは入国者数が試験の合格者数と同程度か、やや上回っている状況であり、2019年～2023年まで入国者数/合格者も7割を超えている。インドネシア、ネパールについても、2022年までは合格者数が入国者数を上回っている状態だったが、2023年については入国者数が試験の合格者数と同程度となってきている。

一方で、ミャンマーは、依然として、入国者数よりも試験の合格者数が上回っている状況となっている。

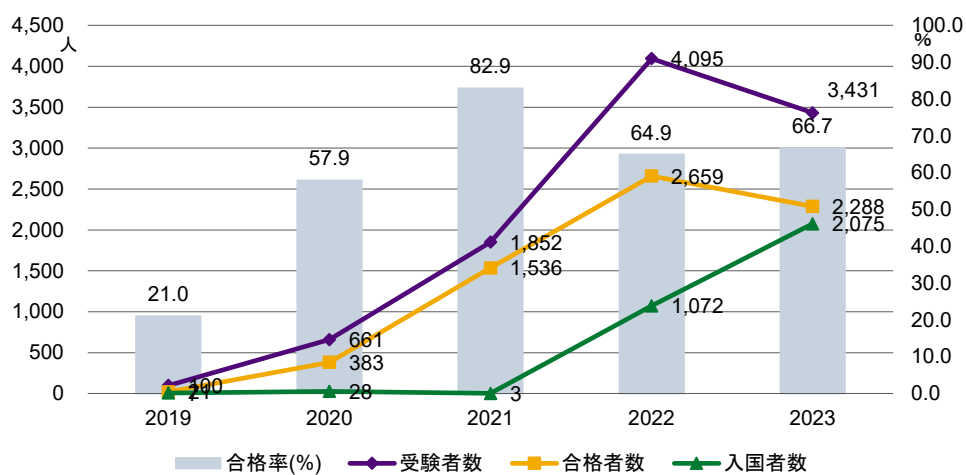
図表 III-14 調査対象国における特定技能評価試験の受験者数、合格者数（全分野合計）、合格率（全分野平均）および特定技能1号の新規入国者数の推移  
（2019～2022年は年次、2023年は月次）



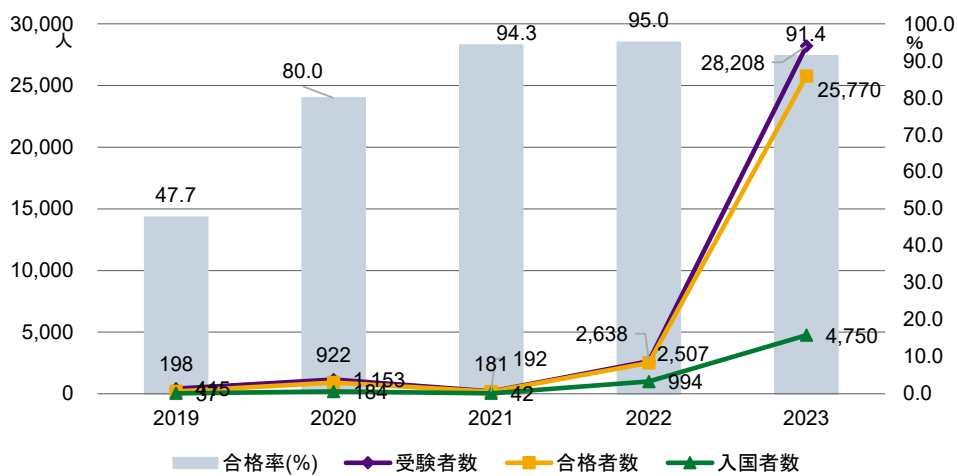
### インドネシア



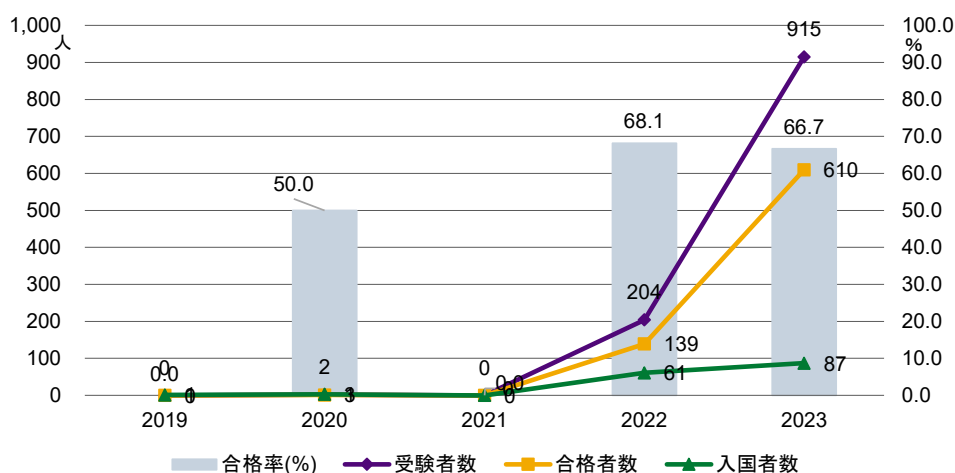
### ネパール



### ミャンマー



## インド



(出所) 出入国在留管理庁「試験関係」、

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01\\_00135.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00135.html)、および各分野の HP、出入国在留管理庁「出入国管理統計」をもとに作成

(注) 介護は、介護技能評価試験の受験者数、合格者数のみ。介護日本語評価試験の受験者数、合格者数は含まない。

(注) 製造業の特定技能試験 (2023 年 11 月でのインドネシア、フィリピン開催分) については、国別の受験者数が不明だったため、数に含まれていない。合格者 (インドネシアで 4 名、フィリピンで 0 名) は含めている。

(注) 特定技能 1 号の新規入国者数は、試験合格ルートには限らない。

**図表 III-15 調査対象国における特定技能評価試験の合格者数  
および特定技能 1 号の新規入国者数の割合 (2019~2023 年 12 月の累計)**

	ベトナム	フィリピン	インドネシア	ネパール	ミャンマー	インド
合格者数	19	12,434	39,420	6,887	29,578	750
入国者数	16,087	9,551	23,857	3,185	6,007	152
入国者数/合格者数	84668.4%	76.8%	60.5%	46.2%	20.3%	20.3%

(出所) 出入国在留管理庁「試験関係」、

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01\\_00135.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00135.html)、および各分野の HP、出入国在留管理庁「出入国管理統計」をもとに作成

(注) 特定技能 1 号の新規入国者数は、試験合格ルートには限らない。

(注) 製造業の特定技能試験 (2023 年 11 月でのインドネシア、フィリピン開催分) については、国別の受験者数が不明だったため、数に含まれていない。合格者 (インドネシアで 4 名、フィリピンで 0 名) は含めている。

図表 III-16 調査対象国における分野別特定技能評価試験の受験者数、合格者数、合格率  
(2022 年および 2023 年)

		受験者数		合格者数		合格率	
		2022	2023	2022	2023	2022	2023
ベトナム	合計	0	0	0	0	0.0	0.0
	介護(技能評価試験)	0	0	0	0	0.0	0.0
	ビルクリーニング	0	0	0	0	0.0	0.0
	製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	建設	0	0	0	0	0.0	0.0
	造船・船用工業	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動車整備	0	0	0	0	0.0	0.0
	航空	0	0	0	0	0.0	0.0
	宿泊	0	0	0	0	0.0	0.0
	農業	0	0	0	0	0.0	0.0
	漁業	0	0	0	0	0.0	0.0
	飲食料品製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	外食業	0	0	0	0	0.0	0.0
フィリピン	合計	3,516	6,068	2,552	4,315	72.6	71.1
	介護(技能評価試験)	1,576	1,932	1,115	1,408	70.7	72.9
	ビルクリーニング	0	367	0	275	0.0	74.9
	製造業	73	0	11	0	15.1	0.0
	建設	0	104	0	36	0.0	34.6
	造船・船用工業	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動車整備	80	175	65	153	81.3	87.4
	航空	320	715	282	469	88.1	65.6
	宿泊	0	162	0	73	0.0	45.1
	農業	597	399	485	298	81.2	74.7
	漁業	0	0	0	0	0.0	0.0
	飲食料品製造業	297	1,205	175	944	58.9	78.3
	外食業	573	1,009	419	659	73.1	65.3
インドネシア	合計	14,268	21,582	10,812	15,512	75.8	71.9
	介護(技能評価試験)	3,782	6,377	2,815	4,939	74.4	77.5
	ビルクリーニング	277	1,484	239	1,187	86.3	80.0
	製造業	304	17	59	3	19.4	17.6
	建設	0	179	0	69	0.0	38.5
	造船・船用工業	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動車整備	0	0	0	0	0.0	0.0
	航空	0	292	0	94	0.0	32.2
	宿泊	115	143	62	67	53.9	46.9
	農業	5,302	3,619	4,920	2,717	92.8	75.1
	漁業	287	714	206	572	71.8	80.1
	飲食料品製造業	3,450	6,858	2,051	4,756	59.4	69.3
	外食業	751	1,899	460	1,104	61.3	58.1

		受験者数		合格者数		合格率	
		2022	2023	2022	2023	2022	2023
ネパール	合計	4,095	3,431	2,659	2,288	64.9	66.7
	介護(技能評価試験)	1,527	1,354	998	966	65.4	71.3
	ビルクリーニング	0	0	0	0	0.0	0.0
	製造業	142	0	8	0	5.6	0.0
	建設	0	0	0	0	0.0	0.0
	造船・船用工業	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動車整備	0	0	0	0	0.0	0.0
	航空	0	172	0	142	0.0	82.6
	宿泊	71	166	27	82	38.0	49.4
	農業	1,205	551	1,024	423	85.0	76.8
	漁業	0	0	0	0	0.0	0.0
	飲食料品製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	外食業	1,150	1,188	602	675	52.3	56.8
ミャンマー	合計	2,638	28,208	2,507	25,770	95.0	91.4
	介護(技能評価試験)	1,507	10,259	1,480	10,002	98.2	97.5
	ビルクリーニング	0	0	0	0	0.0	0.0
	製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	建設	0	0	0	0	0.0	0.0
	造船・船用工業	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動車整備	0	0	0	0	0.0	0.0
	航空	0	0	0	0	0.0	0.0
	宿泊	0	0	0	0	0.0	0.0
	農業	291	1,642	284	1,582	97.6	96.3
	漁業	0	0	0	0	0.0	0.0
	飲食料品製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	外食業	840	16,307	743	14,186	88.5	87.0
インド	合計	204	915	139	610	68.1	66.7
	介護(技能評価試験)	193	646	128	433	66.3	67.0
	ビルクリーニング	0	0	0	0	0.0	0.0
	製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	建設	0	0	0	0	0.0	0.0
	造船・船用工業	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動車整備	0	0	0	0	0.0	0.0
	航空	0	0	0	0	0.0	0.0
	宿泊	0	0	0	0	0.0	0.0
	農業	11	269	11	177	100.0	65.8
	漁業	0	0	0	0	0.0	0.0
	飲食料品製造業	0	0	0	0	0.0	0.0
	外食業	0	0	0	0	0.0	0.0

(出所) 各分野の HP をもとに作成

(注) インドネシアの製造業について、2023年11月の特定技能試験については受験者数が不明のため、受験者数、合格者数は含んでいない。合計値には合格者(4名)のみ含めている。

特定技能1号在留外国人の特定技能評価試験ルート・技能実習ルート別の割合は次の表のとおりである。

分野別にパターンをみると、①いずれの対象国においても技能実習ルートが8割以上、②いずれの対象国においても特定技能評価試験ルートが7割以上、③国によってルートが異なる場合、という大きく3つに分けられる。

①いずれの対象国においても技能実習ルートが8割以上の分野では、漁業以外の建設、製造業、造船船舶について、技能実習計画認定件数に占める割合が高い一方で、特定技能評価試験の実施回数はあまり多くなく、合格率も高くないという特徴がある。漁業については、この特徴にはあてはまらないが、海外での特定技能評価試験はまだインドネシアのみでしか開催されていないこともあり、まだ特定技能評価試験ルートでの合格者数が少ないものと思われる。

②いずれの対象国においても特定技能評価試験ルートが7割以上の分野では、技能実習から特定技能の移行ルートが限られている分野や技能実習として最近追加された分野（航空、外食業、宿泊）であったり、特定技能評価試験の実施回数が多く、合格率も比較高い分野（介護、外食）であったりする特徴がある。

③国によってルートが異なる場合の分野について、ビルクリーニングに関しては、ベトナムでの特定技能評価試験が実施されていないことからベトナムでは技能実習ルートが8割以上、技能実習生が少ないネパールでは9割以上が特定技能評価試験ルートとなっている。一方、インドネシア、フィリピン、ミャンマーでは特定技能評価試験ルートも4割～5.5割程度となっている。

自動車整備に関しては、ネパールでは100%特定技能評価試験ルートとなっているが、その他の国では技能実習ルートが多くなっている。

農業に関しては、フィリピン、ベトナムでは技能実習ルートが7.5割～8.5割程となっているが、特定技能評価試験の実施回数が多いこともあり、インド、インドネシア、ネパールにおいては特定技能評価試験ルートが6～9割弱となっている。ミャンマーについては特定技能評価試験ルートに比べて、やや技能実習ルートが多い。

飲食料品製造に関しては、フィリピン、ベトナム、ミャンマーでは、技能実習ルートが7～9割弱となっているが、技能実習生が少ないインド、ネパールでは、8割以上が特定技能評価試験ルートとなっている。インドネシアについても技能実習ルートに比べて、やや特定技能評価試験ルートが多い状況である。



図表 III-17 調査対象国における特定技能1号在留外国人に関する  
特定技能評価試験ルート・技能実習ルート別の割合

	国籍・地域	総数	試験ルート	技能実習ルート	(介護)介護福祉士養成施設修了ルート (建設、造船船舶、自動車)検定ルート	(介護)EPA介護福祉士候補者ルート
01 介護	インド	100.0%	83.2%	16.8%	0.0%	0.0%
01 介護	インドネシア	100.0%	84.9%	13.2%	0.0%	1.9%
01 介護	ネパール	100.0%	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
01 介護	フィリピン	100.0%	86.5%	8.9%	0.0%	4.6%
01 介護	ベトナム	100.0%	73.3%	26.7%	0.0%	0.1%
01 介護	ミャンマー	100.0%	72.9%	27.1%	0.0%	0.0%
02 ビルクリ	インドネシア	100.0%	55.2%	44.8%		
02 ビルクリ	ネパール	100.0%	98.1%	1.9%		
02 ビルクリ	フィリピン	100.0%	41.0%	59.0%		
02 ビルクリ	ベトナム	100.0%	16.3%	83.7%		
02 ビルクリ	ミャンマー	100.0%	45.6%	54.4%		
03 製造業	インド	100.0%	0.0%	100.0%		
03 製造業	インドネシア	100.0%	1.9%	98.1%		
03 製造業	ネパール	100.0%	9.5%	90.5%		
03 製造業	フィリピン	100.0%	1.9%	98.1%		
03 製造業	ベトナム	100.0%	2.5%	97.5%		
03 製造業	ミャンマー	100.0%	5.0%	95.0%		
04 建設	インドネシア	100.0%	0.9%	98.3%	0.8%	
04 建設	ネパール	100.0%	13.3%	86.7%	0.0%	
04 建設	フィリピン	100.0%	3.4%	96.0%	0.5%	
04 建設	ベトナム	100.0%	2.6%	96.8%	0.7%	
04 建設	ミャンマー	100.0%	1.2%	98.5%	0.3%	
05 造船船舶	インドネシア	100.0%	1.5%	98.5%	0.0%	
05 造船船舶	フィリピン	100.0%	0.5%	99.5%	0.0%	
05 造船船舶	ベトナム	100.0%	1.2%	98.8%	0.0%	
05 造船船舶	ミャンマー	100.0%	4.3%	95.7%	0.0%	
06 自動車整備	インド	100.0%	8.9%	91.1%	0.0%	
06 自動車整備	インドネシア	100.0%	18.6%	81.4%	0.0%	
06 自動車整備	ネパール	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
06 自動車整備	フィリピン	100.0%	9.3%	90.4%	0.3%	
06 自動車整備	ベトナム	100.0%	14.2%	85.3%	0.5%	
06 自動車整備	ミャンマー	100.0%	36.3%	63.7%	0.0%	

	国籍・地域	総数	試験ルート	技能実習ルート	(介護)介護福祉士養成施設修了ルート (建設、造船船舶、自動車)検定ルート	(介護)EPA介護福祉士候補者ルート
07 航空	インド	100.0%	100.0%	0.0%		
07 航空	インドネシア	100.0%	100.0%	0.0%		
07 航空	ネパール	100.0%	100.0%	0.0%		
07 航空	フィリピン	100.0%	100.0%	0.0%		
07 航空	ベトナム	100.0%	100.0%	0.0%		
07 航空	ミャンマー	100.0%	100.0%	0.0%		
08 宿泊	インドネシア	100.0%	100.0%	0.0%		
08 宿泊	ネパール	100.0%	100.0%	0.0%		
08 宿泊	フィリピン	100.0%	100.0%	0.0%		
08 宿泊	ベトナム	100.0%	81.7%	18.3%		
08 宿泊	ミャンマー	100.0%	100.0%	0.0%		
09 農業	インド	100.0%	85.7%	14.3%		
09 農業	インドネシア	100.0%	60.6%	39.4%		
09 農業	ネパール	100.0%	87.4%	12.6%		
09 農業	フィリピン	100.0%	13.7%	86.3%		
09 農業	ベトナム	100.0%	25.4%	74.6%		
09 農業	ミャンマー	100.0%	43.9%	56.1%		
10 漁業	インドネシア	100.0%	9.0%	91.0%		
10 漁業	フィリピン	100.0%	0.0%	100.0%		
10 漁業	ベトナム	100.0%	6.1%	93.9%		
11 飲食品製造	インド	100.0%	100.0%	0.0%		
11 飲食品製造	インドネシア	100.0%	56.8%	43.2%		
11 飲食品製造	ネパール	100.0%	80.5%	19.5%		
11 飲食品製造	フィリピン	100.0%	11.5%	88.5%		
11 飲食品製造	ベトナム	100.0%	29.4%	70.6%		
11 飲食品製造	ミャンマー	100.0%	14.5%	85.5%		
12 外食業	インド	100.0%	100.0%	0.0%		
12 外食業	インドネシア	100.0%	95.0%	5.0%		
12 外食業	ネパール	100.0%	99.2%	0.8%		
12 外食業	フィリピン	100.0%	99.0%	1.0%		
12 外食業	ベトナム	100.0%	94.9%	5.1%		
12 外食業	ミャンマー	100.0%	98.8%	1.2%		

(出所) 出入国在留管理庁、特定技能在留外国人数、令和5年6月末

(注)

- ・試験ルートは国外、国内を問わない。
- ・介護の技能実習は2017年11月から開始された。
- ・ビルクリーニングは、2016年4月に技能実習2号移行対象職種として追加された。
- ・航空の技能実習ルートについて、技能実習の空港グランドハンドリング職種のうち航空機地上支援作業を修了すると、特定技能の空港グランドハンドリングに移行できる。特定技能の航空機整備には技能実習ルートはない。
- ・宿泊は、2020年2月に技能実習2号移行対象職種として追加された。
- ・外食業の技能実習ルートについて、技能実習の医療・福祉施設給食製造職種のうち医療・福祉施設給食製造を修了すると特定技能(外食業)に移行できる。

図表 III-18 調査対象国における特定技能1号在留外国人に関する  
特定技能評価試験ルート・技能実習ルートのパターン

	技能実習計画 認定件数全体に 占める割合 (2022年度)	技能実習計画 認定件数 (2022年度)	特定技能 受入れ上限 (2019~2023年度)	対象国での 特定技能評価試験 の合格率 (2023年)	対象国での試験の 実施回数(合計) (2019年~)
建設	21.9%	53,902	40,000	34.6%~38.5%	10回程度
製造業	19.7%	48,583	31,450	17.6%	10回程度
造船船舶			13,000	0.0%	1回
漁業	0.8%	1,847	9,000	80.1%	10回程度
介護	3.2%	7,982	60,000	67.0%~97.5%	100回以上
航空	0.0%	66	2,200	32.2%~82.6%	3回
宿泊	0.2%	526	22,000	45.1%~49.4%	5回
外食業	0.6%	1,447	53,000	56.8%~87.0%	100回程度
ビルクリ	1.5%	3,672	37,000	74.9%~80.0%	10回程度
自動車	1.0%	2,447	7,000	87.4%	30回程度
農業	8.1%	19,921	36,500	65.8%~96.3%	100回以上
飲食物品製造	18.4%	45,390	34,000	69.3%~78.3%	40回程度

いずれの対象国に  
おいても技能実習  
ルートが8割以上

いずれの対象国に  
おいても特定技能  
評価試験ルートが  
7割以上

国によってルート  
が分かれる

(出所)

- ・技能実習計画認定件数・割合：外国人技能実習機構「令和4年度業務統計(国籍・地域別 職種別 技能実習計画認定件数(構成比))」
- ・特定技能受入れ上限：出入国在留管理庁「分野別運用方針」
- ・特定技能評価試験の合格率、試験実施回数：各分野のHPをもとに作成

(注) 技能実習計画認定件数、割合については、技能実習と特定技能の分野の対応は、次のとおりで計算を行った。農業関係→農業、漁業関係→漁業、建設関係→建設、食品製造関係(医療・福祉施設給食製造を除く)→飲食物品製造、食品製造関係(医療・福祉施設給食製造)→外食業、機械・金属関係→製造業・造船船舶、自動車整備→自動車整備、ビルクリーニング→ビルクリーニング、介護→介護、宿泊→宿泊、空港グランドハンドリング→航空である。なお、漁業、建設、食品製造関係、機械・金属関係の数には、特定技能への移行可能職種以外の数も含まれている。

## 第IV章 ベトナム

### 【概要】

#### (1) ICT 活用等も含め直接募集が進み、仲介者減少傾向か

- ・ インターネット上での人材への情報が増えたことで、送出機関への直接アクセスできること等から直接募集を行う送出機関が多くなっている。中には、ICT を用いてマッチングまでを一気通貫で行う取組を始める送出機関も見られた。
- ・ コロナ禍の影響として、ライセンス借り等をしていた小規模事業者が廃業し、自社募集ができる比較的規模の大きい送出機関が残ったことで、仲介者が減少しているという声も聞かれた。

#### (2) 欧米等との積極的な MOU 締結等を進めるものの、台湾・日本への送出しは当面維持

- ・ 昨年度フォローアップ調査に引き続き、ベトナムの経済成長やベトナム国内の給与水準の上昇等を背景として、ベトナムにおける技能実習の人材募集は難しくなっている。
- ・ そのような中で、ベトナム政府においては、新規の目的国開拓として高収入の海外労働市場に焦点をあてる方針を示し、ヨーロッパ・オーストラリア等との積極的な MOU 締結を行っている。
- ・ 送出機関においても、欧米等への送出しに取り組む事業者もあるものの、送出し規模としては各国 1000 人前後であり、台湾、日本への送出しは当面維持されるものと考えられる。

## 1. 労働力送出しに関する政策・制度

### (1) 新労働者海外派遣法の改正の影響

2022 年の労働者海外派遣法改正に伴う、管理費の規定（技能実習生が負担する手数料の上限は、受入れ企業から支払われる賃金 1 か月分（1 年契約の場合）、もしくは 3 か月分（3 年契約の場合）から、1 年間／3 年間分の管理費を引いた金額）について、ヒアリングを実施したいずれの送出機関において、改正後の手数料に関する規定が認知されていた。

また、受入れ企業の支払う送出管理費が規定の下限額（介護は 1 人 10,000 円／月、他の職種は 1 人 5,000 円／月）よりも多い場合は、超過分の金額が労働者の負担する手数料から差し引かれていることも確認された。

昨年度のフォローアップ調査と同様に、業種・職種によって、募集の難しさ等を背景として、同一の送出機関の中でも、手数料が異なる場合もあった。ヒアリング調査では、縫製業や介護職において、技能実習候補生の手数料が無料に近くなっているという事例も見られた。

図表 IV-1 技能実習候補生から送出機関に支払われる費用の内訳—手数料

- 改正労働者海外派遣法に依拠し、3年契約の場合、企業と技能実習候補生本人から受け取る分の総額で月給の3か月分を受け取っている。たとえば、月給16万円の場合、48万円を受け取ることができるが、そのうち36万円を企業からの管理費としてもらうので、12万円が本人の負担額となる。
- 受け入れ企業が、管理費を10,000円払ってくれる場合は手数料を下げる。差額の5,000円×36か月分は下げることができる。
- 手数料が最も安い縫製や介護は、無料で送り出しているような状況である。管理費が5,000円/月（介護の管理費は10,000円/月）入るため、管理費を通じて利益を得ている。

(出所) ヒアリング調査より

## (2) 送出し先国との MOU 等の提携状況

ベトナムでは、海外送出し先国として、伝統的な送出し先の台湾、日本を維持しつつ、新たな送出し先国の開拓も動いている。職種を広げること、収入の高さを意識している。

DOLAB の 2023 年の振り返りによると、ドイツ、オーストラリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、イスラエル等の国と協定の交渉を開始している。

ベトナムのニュースによると、韓国とは、社会保険に関する二国間協定を 2021 年に締結し、2023 年 12 月履行されることとなった。二重払いを避ける規制、両国の労働者はベトナムと韓国の社会保険加入時間を年金計算の基礎として蓄積できる内容を盛り込んでいる。

図表 IV-2 DOLAB 2023 年振り返り、2024 年の計画（抜粋、簡易訳）

- 2023 年は、韓国 EPS の MOU 更新、UAE の MOU 更新を行った。ドイツ、オーストラリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、イスラエル等の多くの国と覚書・協定の交渉をし、サウジアラビア、タイ、シンガポール、日本の一部自治体との協力を結んだ。

(出所) DOLAB ウェブサイト「Cục Quản lý lao động ngoài nước tổ chức Hội nghị Tổng kết công tác năm 2023」

図表 IV-3 韓国との社会保険に関する二国間協定（ニュース記事、簡易訳）

- ベトナムは韓国と社会保険に関する二国間協定を結んだ。社会保険に関する協定は韓国が初めてである。2023/12/8 にベトナム政府と韓国政府の間で社会保険に関する協定を履行するための行政文章に署名をした。2021/12/14 に韓国で両国政府において社会保険に関する二国間協定が結ばれていた。2024/1/1 から履行される。
- 社会保険料の重複を避けるための規定とともに、年金給付の計算基準として、ベトナム、韓国の両方で社会保険に加入した時間の合計が入ることになる。

(出所) VnEconomy 2023/12/8 ニュース記事「Việt Nam - Hàn Quốc ký Thỏa thuận triển khai Hiệp định về bảo hiểm xã hội」

### (3) COLAB による送出し状況

COLAB では、韓国の EPS 送出し、日本（アトムジャパン、EPA）を中心に、最近では、ドイツ、台湾の送出し事業に携わっている。

ドイツについては、2015 年から VIVATES 社と連携して介護分野への看護訓練生の教育・実習プログラムを行うとともに、ドイツ政府・ドイツ商工会議所と連携して実施している Hand in Hand プログラムを 2022 年から開始した。情報技術、電子工学、食品加工、レストラン、ホテルの分野での受入れで、ドイツ語講習（B1 レベル）をドイツ側の費用により実施する。

台湾についても、台湾労働省と連携した G to G プログラムがあり、台湾の公的な募集センターからの求人対応がされている。ただし、最近ではコロナ禍、不況等の影響で、電子産業分野の求人が少なく、送出し人数も年間数十人程度の規模に留まっているという話しであった。

図表 IV-4 COLAB プログラム

韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EPS プログラム 業種・職種は製造業、農業、漁業、造船業、溶接、建設の 6 種 COLAB ではプログラム周知、韓国側からの試験実施計画に基づいた試験の周知・準備。（試験は韓国側が CTB 形式で実施） 送出し前の 15 日間の韓国語補修等を含む、計 74 時間にわたるオリエンテーションを実施。</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能実習（アトムジャパン、大阪医療介護協同組合） アトムジャパンを通じた技能実習生の送出しは、労働者側が 2 か月分の講習費（平均 160 万ドン/月）のみを負担する。大阪医療介護協同組合は、労働者側の負担無し。</li> <li>○ EPA</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者介護部門の看護訓練生の教育・実習（2015 年～） ドイツの VIVATES 社と連携した、高齢者介護部門での看護師訓練生の教育・実習プログラムにおける看護師訓練生の送出しを行う。 ドイツへは、現在までに約 1,000 人を送り出した。（COLAB 担当者）</li> <li>○ Hand in Hand プログラム（2022 年～） COLAB とドイツ政府・ドイツ商工会との間で実施。短大卒以上、情報技術、電子工学、食品加工、レストラン、ホテルの分野で 2 年以上の業務経験がある人を対象。ドイツ語 B1 レベルまでの講習費はドイツ側が負担。 当初 40 人程度の求人という話しであったが、今後 2 年は 100 人という意向を聞いている。（COLAB 担当者）</li> </ul>
台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台湾労働省と連携した直接派遣 台湾の公的な募集センターからの依頼に基づいて COLAB が送り出す。</li> </ul>

	最近は電子産業分野の求人が少なく、年間数十人程度の規模。 (COLAB 担当者)
オーストラリア	○ 農業従事者の送出し（予定 2024 年以降） COLAB のプログラムとして、2024 年から開始予定。農業分野で 1,000 人程を受入れたいという声を聞いている。(COLAB 担当者)

(出所) COLAB ウェブサイト、COLAB ヒアリング調査より

#### (4) 特定技能の試験実施

ベトナムでは、特定技能の試験が建設分野 1 回しか実施されていなかったが、2023 年の 12/18、12/25 に在ベトナム日本大使館から、2024 年 3 月中旬に「介護」、「農業」分野の試験を、2024 年 5 月以降に「日本語試験」と「自動車整備」分野の試験を実施する予定が公表された。

特定技能が創設された当初は、ベトナム送出機関における特定技能への期待は高かったが、試験が実施されなかったため、特定技能への取組は限られていた。一部のベトナムの日本語学校等においては、隣国受験等の対応用に特定技能向けの試験コースを開設しているところもあり、試験が開始されることが決まったことから、今後、特定技能試験への対応も増えていくものと考えられる。

## 2. コロナ禍後の状況

### (1) 仲介者への影響

仲介者への仲介手数料の労働者負担の禁止は、新法でも謳われているところであるが、仲介の減少については、新法による直接的な影響は限定的であるとし、コロナ禍の影響の方が要因としては大きいとのことであった。約 2 年の新規入国停止期間を経て送出しを再開できた送出機関は、もともと自社募集により十分な人数を確保できる体制を持つ企業であるため、コロナ禍以降は仲介者を利用しない送出機関の比率が自然に上昇したと考えられている。同様の背景から、「ライセンス借り」を行っていた企業もコロナ禍の影響で廃業し、現在ではその数が減少しているということであった。

なお、仲介者の介在が増加するのは、人材供給が間に合わない時期であるため、日本からの需要が過剰であったコロナ直前の 2019 年が盛んであった。同様の理由で、コロナ明け入国制限が解除された直後も人材募集が間に合わなかったため、一時期仲介者の介在が多くなったが、最近はやややくコロナ禍で休業していた送出機関の体制が整い、労働者側のニーズも増加したため、需給のバランスが改善し、仲介者が減少しているということであった。

図表 IV-5 仲介者が減少した理由（コロナ禍の影響）に関するヒアリング調査結果（抜粋）

○ 仲介斡旋事業者が減ったのは、新法の影響というよりも、コロナ禍が大きかったのではないか。生き残った企業は、直接募集ができる企業だったのだと思う。
○ 送出機関のライセンス貸しもなくなっていないが、ライセンスを借りていた企業はコ

コロナ禍の影響で廃業したため、だいぶ少なくなった。

- 技能実習生の送出し人数は、2013年には1万人程度だったが、その後2019年には約8万人に昇り、過剰需要といえる状況だった。送出機関としては人材の供給が間に合わず、また労働者も日本に行くのは難しい、というイメージを持っていたため、仲介斡旋事業者が多かった。
- コロナ禍直後は、人を集めることが難しかったため、面接のためだけに仲介事業者にお金を支払って、人を集めることもあった。
- 現在、仲介斡旋事業者は完全に消えたわけではないが、数としては2017年時点と比べても減っている。その背景としては、コロナ禍で休業していた送出機関の体制が整い、労働者側のニーズも増加したため、人材のプールを作れるようになったことが挙げられる。

(出所) ヒアリング調査より

## (2) オンラインでの教育、地方での教育の展開

都市部集約での全寮制による教育方法から、日本語教育機関を地方に設立したり、オンライン教育にしたり、地方の日本語教育機関と連携して研修をする送出機関も見られた。これまで、地方居住者は、面接と教育のために都市部に集まらなければならず、その移動にも多くの費用がかかっていたが、コロナ禍以降はオンライン面接が普及したため、都市部への長距離移動をしなくても教育を受けることができるようになっている。

図表 IV-6 地方での日本語教育に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 授業は基本的にホーチミンの本校で行っており、分校で勉強している生徒はオンラインで受講している。
- 郊外出身者は、長距離の移動に費用が掛かるため、家財道具を整理してこないと面接すら受けられない人もいる。そのため、日本語センターを郊外に作る流れがある。オンライン面接が機能し始めたため、ハノイに来る時間と費用が不要になった。当社と協力関係にある送出機関の日本語センターも、郊外のライチャウ省にある。

(出所) ヒアリング調査より



### 3. 日本への送出しの状況

#### (1) 技能実習生の募集方法の変化

##### ① 直接募集の増加

ヒアリング調査では、直接募集を行う送出機関が多かった。インターネット上で技能実習に関する情報が容易に取得できるようになったことから、技能実習候補生が以前よりも制度内容を理解したうえで、送出機関にアクセスできるようになっている。

また、ベトナムの法改正とともに、政府においても、人材募集に関して、地方の人民委員会での人材募集の許可申請が厳しくなる等、政府における規制が行われている影響もある。

##### ② ICT を活用したマッチングシステムによる募集

新たな動向として、ICT を用いて技能実習生の募集から受入れ企業とのマッチングまでを一気通貫で行う取組があった。マッチングサイト上では、受入れ企業の求人情報が公開されていて、事前に仕事の内容や処遇などの労働条件を自身で確認したうえで、受入れ企業に応募できる点が特徴となっている。

マッチングシステムを導入した送出機関は、従来の募集方法に比べて仲介にかかるコストを削減できるため、結果的に技能実習生の費用負担の減少につながる、との見方を示していた。将来的には、契約を結んだ他社の送出機関や受入れ企業・監理団体にも広くシステムを利用してもらうことで、受入れ企業・監理団体側から手数料を徴収する考えであった。

#### (2) 送出し人材の変化

##### ① 年齢層が上昇傾向

日本への人材募集の難しさ等を背景として、これまで多かった20代前半だけでは候補者が集まらないこと等から、送出し人材の年齢が上昇傾向にある。特に不人気職種である建設、農業、水産・漁業等において年齢層が高くなっている。縫製も経験が必要なことから、年齢層が高くなっている。

図表 IV-7 技能実習生の年齢に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 近年は技能実習候補生の年齢が上昇傾向にあり、受入れ企業と交渉して送り出す候補生の年齢の上限を上げてもらっている。
- 建設、農業、水産・漁業など、社会経験がないと耐えられない大変な仕事や、縫製などの経験が重要な業種は、年齢層が高い傾向にある。

(出所) ヒアリング調査より

## ② 出身地域

出身地域については、これまでも送出しの多かった北中部（クアンビン省、ゲアン省、タインホア省、ハティン省）の出身者も継続して多い。加えて、ヒアリングから北部へ募集を広げる傾向が聞き取られるとともに、送出機関向けアンケートにおいても 2019 年調査に比べて、東北部（イエンバイ省、トゥエンクアン省、バックカン省等）の回答が増えている傾向にある。

図表 IV-8 技能実習生の出身地域に関するヒアリング調査結果（抜粋）

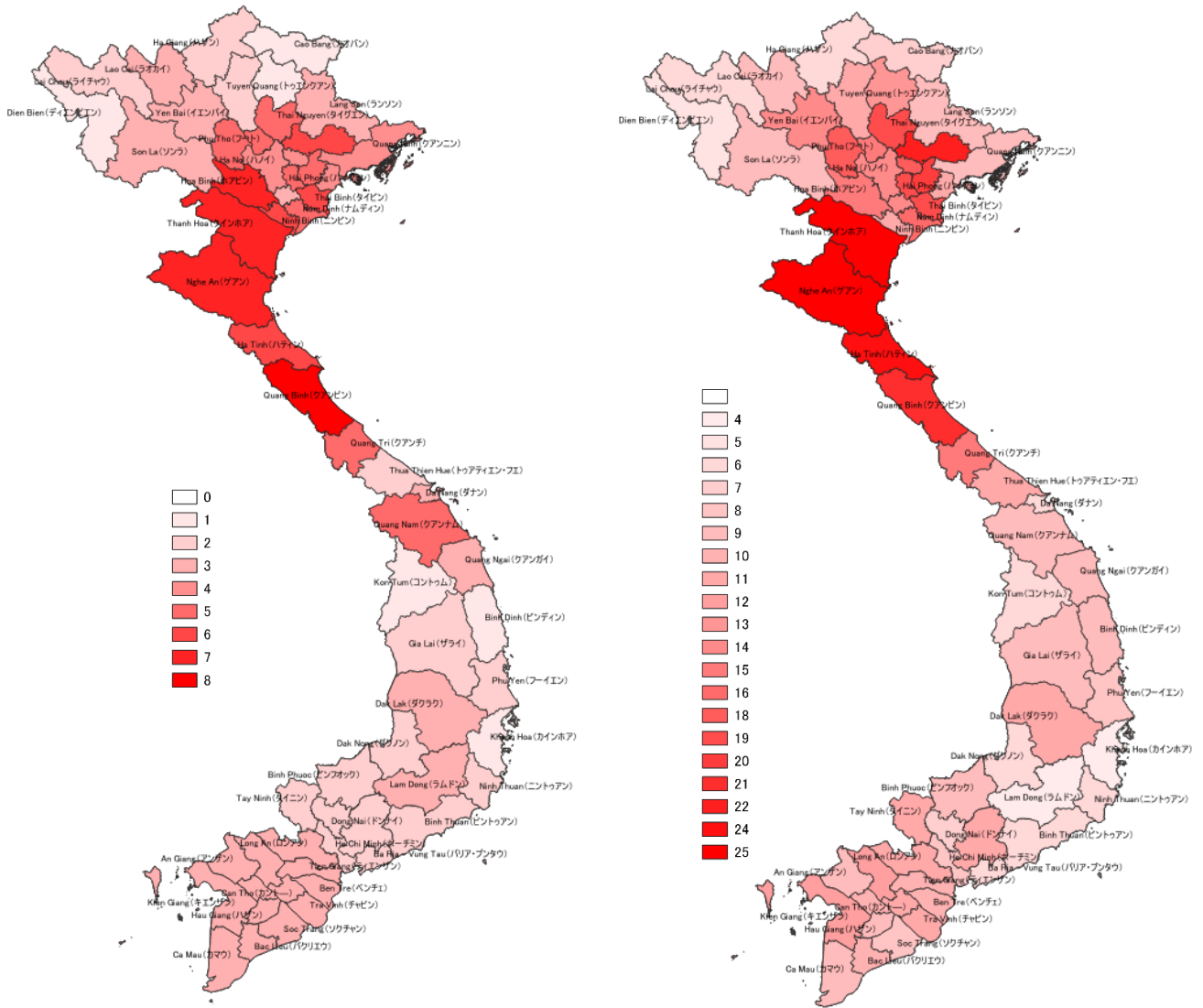
○ 具体的な自治体としては、タインホア省、ゲアン省、ハティン省などである。北部は、今まではハノイ近辺が多かったが、最近では、さらに北部のラオカイ省などで募集するようになった。

（出所）ヒアリング調査より

図表 IV-9 技能実習生の出身地域 送出機関向けアンケート結果比較

<2019 年> n=11

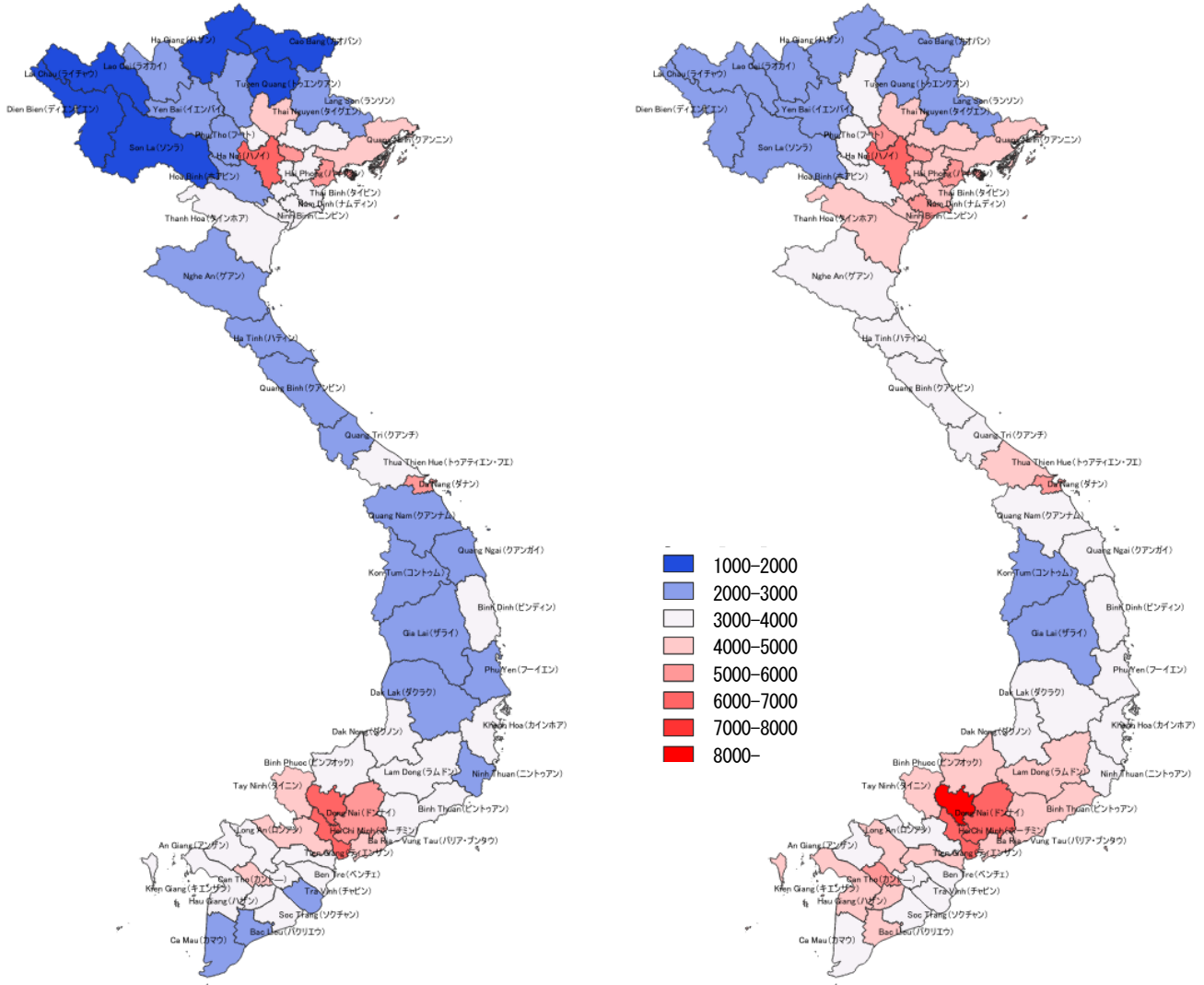
<2023 年> n=40



図表 IV-10 (参考) 1 か月・一人当たりの県民所得 (千ドン、2018 年・2022 年)

<2018 年>

<2022 年>



(出所) ベトナム統計局データ「Thu nhập bình quân đầu người một tháng năm 2022 theo giá hiện hành phân theo nguồn thu và theo địa」をもとにマッピング

### (3) 特定技能の動向

ベトナムでは、これまで特定技能試験が実施されていなかったため、“試験ルート”の特定技能で入国する場合は、隣国受験が行われている。日本語学校を中心に、試験勉強、隣国受験のサポート、受入れ企業の紹介等の事業が行われており、トータルで行う事業者もいれば、試験勉強対策のみを行う事業者、紹介のみを行う事業者もいるようであった。

図表 IV-11 技能実習生の出身地域に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- カンボジアやタイで JFT-Basic と特定技能 1 号評価試験を受験させ、合格すれば手続きを行う。日本語講習のほか、特定技能 1 号評価試験の学習のサポートも行う。
- 送出機関を運営している同級生と協力して、特定技能の手続きをしている。紹介料と申請書類の作成として、10 万円をもらっている。他の企業の相場もその程度である。
- 他社のケースでは、特定技能の在留資格で渡日するまでの費用を、パッケージで 4,000 ドルとしている日本語学校もある。

(出所) ヒアリング調査より

### (4) 留学の動向

留学で日本へ行くベトナム人が減っていることや、ベトナムにおいて特定技能評価試験が無いこと等を背景として、ベトナムの日本語学校の事業として、ベトナムにて日本語教育を行ったうえで、日本の日本語学校に留学をさせて、その後、日本で特定技能試験を受けて特定技能に切り替える“編入留学”と呼ばれるビジネスが行われているという話しも聞かれた。

図表 IV-12 技能実習生の出身地域に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 日本への留学希望は全体的に減っている。近年は、英語を勉強しているベトナム人も多く、留学先は英語圏が多くなってきている。
- ベトナムで日本語教育を適当に行って、ひとまず日本語学校に留学させ、その後特定技能に切り替えるという「編入留学」を行っている日本語学校がある。この形態の送出しの費用の相場は高く、学習者から徴収する費用が 8,000 ドルという事例を聞いたことがある。

(出所) ヒアリング調査より

### (5) 技術・人文知識・国際業務の動向

技術・人文知識・国際業務については、これまでと同様、送出機関において技能実習の送出しとともに、一部事業として送出しが行われている。

日本語教育センター等において、技術・人文知識・国際業務での採用を見据えた、大学と連携でのインターンシップ事業が行われており、その際、1年間の技能実習の在留資格が活用されていた。

図表 IV-13 技能実習生の出身地域に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 技術・人文知識・国際業務の在留資格で長期的に受け入れることを前提に、自動車整備、物流、観光、ホテルなどの業界で、短大の学生を半年から1年間技能実習の在留資格で受入れるインターンシップ事業に力を入れている。短大には、当社から日本語講師を派遣している。
- 学生側としては、関心のある分野で働いて日本で1年間給料をもらうことができ、単位との互換性もあるため、メリットが大きい。また、企業としても失踪のリスクがなく、中長期的に働いてもらえる人材とのマッチングができる。ベトナム支店を持つ企業では、今後現地の管理職になってほしいと考えているケースもある。

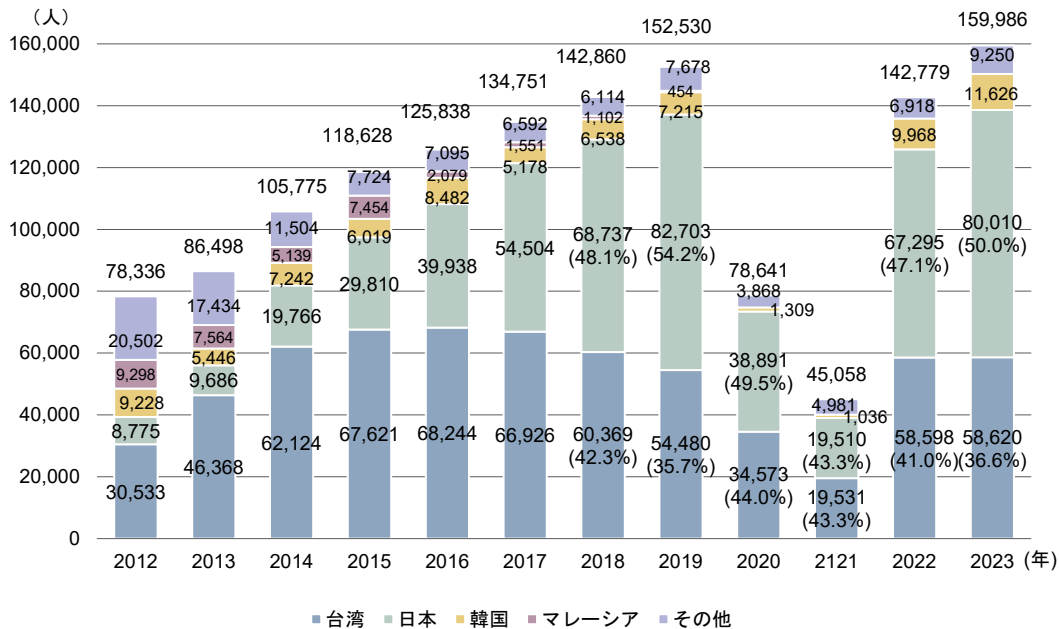
(出所) ヒアリング調査より

## (6) 競合国との関係

### ① 海外送出し人数

2023年の日本への送出しは、2019年よりは少ないものの、前年2022年からは増加して約8万人となっている。2019年と比較して、韓国と、その他（2023年のその他は多い順に、中国、ハンガリー、シンガポール、ルーマニア等）が増加している。

図表 IV-14 海外への労働力送出し人数



(出所) Viet Nam Migration Profile 2016、DOLAB 公式サイト内ニュースリリースをもとに作成

(注) 2017年は「134.751 lao động đi làm việc ở nước ngoài trong năm 2017」、2018年は「Cục Quản lý Lao động ngoài nước tổng kết công tác 2018 và triển khai nhiệm vụ năm 2019」、2019年「Cục Quản lý lao động ngoài nước tổng kết công tác năm 2019 và định hướng năm 2020」より数値取得、2022年はDOLAB 報告に基づくベトナムメディア報道、ジェトロ「ビジネス短信」を確認、2023年は「Cục Quản lý lao động ngoài nước tổ chức Hội nghị Tổng kết công tác năm 2023」より数値取得、2023年のその他：中国:1,806人、ハンガリー1,539人、シンガポール1,355人、ルーマニア840人、ポーランド797人

人、香港 584 人、マレーシア 480 人、サウジアラビア 444 人、ロシア 266 人、マカオ 169 人等

#### 4. 今後の展望

##### (1) 他国と比較した際の日本の送出し

ベトナムの経済成長やベトナム国内の給与水準の上昇、円安により日本で働いた場合の収入が以前より減っていること等もあり、ベトナムにおいて技能実習の人材募集が難しくなっている。特に、農業や建設等の不人気職種では募集が難しい。また、これまでベトナムの送出国機関に来ていた技能実習の求人がインドネシア、ミャンマー等に流れていることを懸念している送出国機関も多かった。求人がインドネシアに流れていることを受けて、インドネシアに進出している送出国機関も見られた。

日本からの求人が減っていることをうけ、ヨーロッパ、オーストラリア等への送出しに取り組む送出国機関もあった。ただし、ベトナム全体の送出し人数の規模としてはまだ少なく、今後についても、政府や業界団体等において、当面はヨーロッパ、オーストラリア等が日本、台湾の規模になる可能性は低いと考えられていた。また、韓国、台湾への送出しについても、人数が安定していることから、増えることは想定されていなかった。実際、2023 年の送出し実績においても (2. (5) ①参照)、ヨーロッパの人数は各国 1,000 人前後であり、台湾は 6 万人前後で横ばいとなっている。

DOLAB が公式ウェブサイトで 2024/1/14 に更新した 2023 年振り返り、2024 年の計画からも、ヨーロッパやオーストラリア等の高収入の国への送出し推進の方向性は見られるものの、伝統的な労働市場である、台湾、日本への送出しの維持・安定も示されており、当面の日本への送出し促進は維持されるものと考えられる。

図表 IV-15 今後の技能実習でのベトナムから日本への送出しに関するヒアリング調査結果 (抜粋)

- ヨーロッパへの送出しも出てきているが、数としては少ない。ヨーロッパは手続き面も、送出し先国側のニーズも異なるため、当面は日本や台湾の規模に送出し人数が増える可能性はない。
- 韓国、台湾への送出し人数は安定している状況であり、これ以上増えるとは考えにくい。

(出所) ヒアリング調査より

図表 IV-16 DOLAB 2023 年振り返り、2024 年の計画 (抜粋、簡易訳)

- 2024 年は海外送出し目標を 125,000 人とする。安定した高収入の市場に焦点をあてて、海外労働市場を安定・発展させる。管理を強化し、労働者の法的権利と利益を保護する。
- 副大臣は、伝統的な労働市場を維持・安定させ、ヨーロッパやオーストラリア等の新しい潜在的市場に徐々に拡大していくことを評価。2024 年は、新しい労働市場、高収入の仕事を探求し、多くの国との覚書・協定の締結を促進すること等について発言。

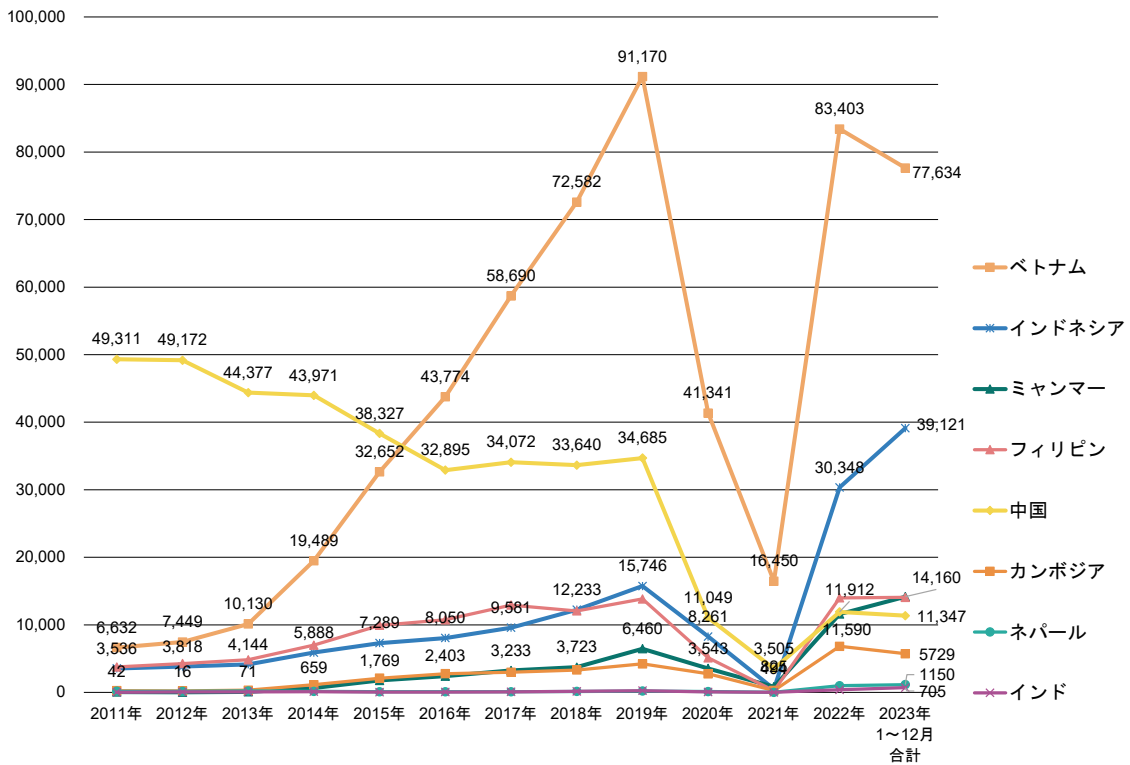
(出所) DOLAB ウェブサイト「Cục Quản lý lao động ngoài nước tổ chức Hội nghị Tổng kết công tác năm 2023」

## (2) 今後の日本への送出し

技能実習1号での新規入国者の推移をみると、ベトナムは、2019年93,260人と比べて、2022年83,403人と盛り返したものの、2023年（月次統計1～12月の合計値、以下同様）77,634人と減少傾向にある。中国もコロナ前は3万人台で横ばいとなっていたが、2022、2023年は1万人台となっている。

一方で、インドネシア、ミャンマーは、コロナ前の人数よりも多くなっており、インドネシアが15,916人（2019年）から39,121人（2023年）、ミャンマーが6,529人（2019年）から14,160人（2023年）と倍以上になっている。

図表 IV-17 技能実習1号における新規入国者の推移



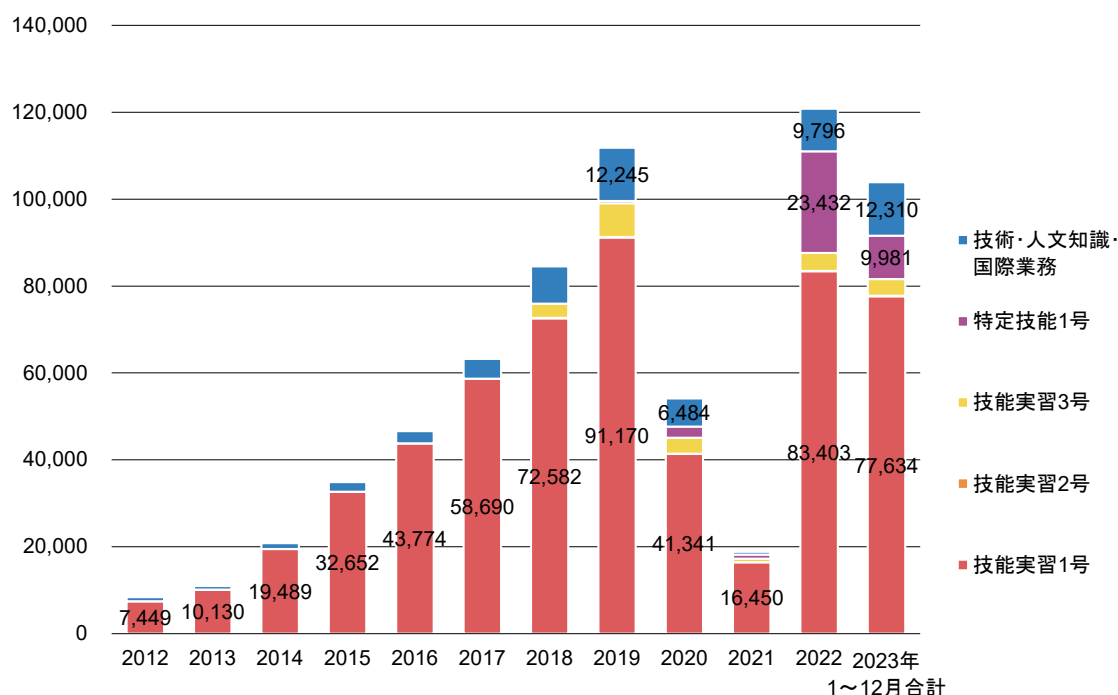
(出所) 出入国管理庁「出入国管理統計」出入(帰)国者数 国籍・地域別 入国外国人の在留資格

(注) 「技能実習1号イ」「技能実習1号ロ」合計値

2023年1～12月は月次の合計

ベトナムから日本への新規入国者の推移を、技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習1～3号についてみると、2023年（月次合計）は、技能実習1～3号の合計は減少している一方で、技術・人文知識・国際業務は増加傾向にあり、技能実習からエンジニア等の高度人材や、ベトナム国内試験が開始される特定技能等への転換が進む可能性も考えられる。

図表 IV-18 ベトナムからの新規入国者の推移（技人国、特定技能、技能実習別）



(出所) 出入国管理庁「出入国管理統計」出入（帰）国者数 国籍・地域別 入国外国人の在留資格

<参考文献>

日本語文献・web ページ

- ・ 在ベトナム日本大使館「特定技能ベトナム国内試験を実施します。」 [https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/20231218\\_TokuteiGinou\\_ja.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20231218_TokuteiGinou_ja.html)

外国語文献・web ページ

- ・ COLAB <http://colab.gov.vn/>（最終アクセス：2024年2月26日）
- ・ DOLAB 「Cục Quản lý lao động ngoài nước tổ chức Hội nghị Tổng kết công tác năm 2023」 <http://www.dolab.gov.vn/New/View2.aspx?Key=8541>（最終アクセス：2024年2月26日）
- ・ VnEconomy 2023/12/8 ニュース記事「Việt Nam - Hàn Quốc ký Thỏa thuận triển khai Hiệp định về bảo hiểm xã hội」 <https://vneconomy.vn/viet-nam-han-quoc-ky-thoa-thuan-trien-khai-hiep-dinh-ve-bao-hiem-xa-hoi.htm>（最終アクセス：2024年2月26日）



## 第V章 ネパール

### 【概要】

#### (1) 技能実習制度に関する二国間取決め (MOC) 締結

- ・ 日本の法務省・外務省・厚生労働省とネパール労働雇用・社会保障省は、技能実習制度に関する二国間取決め（協力覚書）を、2024年1月1日に締結した。
- ・ 直近見込まれる動きとして、2024年6月1日までにネパールから日本側へ認定送出機関のリストが提出され、精査の後、2024年10月1日以降は、当該リストに掲載されている送出機関からのみ技能実習生を受け入れることができるようになる。

#### (2) 留学、特定技能の送出し熱の維持・向上

- ・ 従来に引き続き、ネパールから留学生として日本を目指す流れは継続しており、2023年6月末時点では、ベトナムを抜いて調査対象国中最も留学生が多い国となった。
- ・ 一方で、ネパール現地送出機関の認識として、留学の在留資格認定証明書取得のハードルは未だに高く、留学を目指しつつ不交付だった場合に特定技能を目指すという流れができている（それ故、特定技能の方が留学に比べて年齢層が高い傾向）。
- ・ 過年度調査で、特定技能評価試験に合格したのに日本に行けないうちに、結果的に制度への信頼が失われている事態が確認されたが、本調査を通して、民間送出機関による送出し機会が広がり、過年度調査で確認された事態は解消された様子が見られた。むしろ、在留資格認定証明書不交付理由が不透明な留学と比較すると、特定技能は試験に合格すれば必ず交付されている実態があり、制度運用の分かりやすさを評価する声もみられた。
- ・ なお、ネパール政府が従来構想している、ネパール政府による特定技能の送出しスキームは未だ全く機能していない状況に変化は見られなかった。

## 1. 労働力送出しに関する政策・制度

### (1) 技能実習制度に関する二国間取決め (MOC) の締結

日本の法務省・外務省・厚生労働省とネパール労働雇用・社会保障省は、技能実習制度に関する二国間取決め（協力覚書）を、2024年1月1日に締結した。技能実習制度に関する二国間取決めは15か国目で、インドネシアとの締結（2019年6月）以来、5年ぶりである。概要は以下の表の通りである。

特に直近見込まれる動きとして、2024年6月1日までにネパールから日本側へ認定送出機関のリストが提出され、精査の後、2024年10月1日以降は、当該リストに掲載されている送出機関からのみ技能実習生を受け入れることができるようになる。

図表 V-1 日本・ネパール間の技能実習制度に関する協力覚書概要

日本側の約束（主な事項）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習生を日本国に送り出すことを意図する送出機関であって、別途定めた送出機関の認定基準を満たすとして労働雇用・社会保障省（MOLESS）が認定したものに係る情報を日本の省が MOLESS から受領した場合は、当該情報を日本において公表する。</li> <li>● MOLESS に、許可された日本の監理団体のリストを提供する。</li> <li>● ネパールの技能実習生については、認定送出機関が送り出した技能実習生のみを受け入れる。ただし、日本の省は、認定送出機関から送り出される技能実習生であっても、当該技能実習生に係る技能実習計画が認定されない場合等には、当該技能実習生を受け入れることができる。</li> <li>● ネパールの公的機関による送出機関の推薦状を、MOLESS による送出機関の認定をもって代えることとする。ただし、MOLESS が送出機関の認定のための手続を終了し、日本の省に認定送出機関の完全なリストを提供することを条件とする。</li> </ul>
ネパール側の約束（主な事項）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネパールから日本に送る技能実習生の選考と配置に向けた募集過程や基準を詳細化したガイドラインを準備する。</li> <li>● 送出機関について、認定基準を満たしているかどうかの審査を行い、当該機関が認定基準を満たしていると認める場合には、その認定を与える。</li> <li>● 認定後、当該認定送出機関の名称その他の情報を公表し、当該認定送出機関の情報を日本の省に提供する。さらに、MOLESS が日本側に対して認定送出機関の完全なリストを提供するまでの間、MOLESS が、日本に技能実習生を送り出すことが適切と認める送出機関の推薦状の発行を継続する。</li> <li>● 認定送出機関に対し、技能実習生を適切な方法で選定し、及び送り出すために指導し、MOLESS が、認定送出機関が認定基準を満たさなくなると認める場合には、認定を取り消し、その理由及び結果について日本の省に通報する。</li> <li>● 日本の省から照会を受けた場合には、認定送出機関に対する指導及び監督に関する実績、送出機関の認定に関する実績、ネパールへの技能移転の需要のある職種に関する事項等について、日本の省に必要な情報を提供する。</li> </ul>
直近の対応事項
<p>&lt;2024 年 6 月 1 日まで&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MOLESS は、送出機関に関する認定手続を開始し、認定送出機関の完全なリストを日本の省に対して提供する。</li> </ul> <p>&lt;2024 年 10 月 1 日以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出・確認された認定送出機関のリストに記載されているネパールの認定送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。</li> </ul>

（出所）日本国法務省、外務省、厚生労働省とネパール国労働・雇用・社会保障省との間の技能実習制度に関する協力覚書（仮訳）

## (2) 外貨持出しの制限、特定技能試験の停止

コロナ禍により、海外移住労働や海外からの送金（外貨獲得）の減少がみられたことを理由として、ネパール国内で外貨が不足した。このため、在留資格認定証明書を取得し出国する際、入国当初に必要な生活費として日本円に換金してネパールから持ち出しているところ、この金額について、コロナ禍前後で変化があった。

コロナ禍以前は、比較的余裕のある金額が認められていたが、それがコロナ禍以降から制限がかかり始めた。例えば、留学の場合、コロナ禍前はドル換算で 2,500 ドルを上限に現地通貨へ換金可能だったが、直近では持参金 1,500 ドルが上限となっている。特定技能など就労目的の場合はさらに持参金の上限が下がり 200 ドルとなっている。これにより、所持金を多く持つて行けないためネパール人労働者の入国直後の生活が不安定になることが懸念されている。

こうした事態に対して、ヒアリング調査を実施した送出機関では、受入れ企業に対して、入国当初の生活費のサポートを依頼していた。

図表 V-2 外貨持出し制限に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- （外貨持出し制限に関して）当社では受入れ企業の社長に状況を説明し、入国当初の生活費部分についてサポートいただけないかと相談している。実習生や留学生のように受入れ側がフルサポートする対象ではない特定技能は一労働者として扱われるが、住まいの確保なども含めてサポートをお願いしている。敷金・礼金などの初期費用も会社に建て替えていただきたいということをお願いし、給与天引きで返していくような運用になっている。

（出所）ヒアリング調査より

また、外貨持出しの制限により特定技能評価試験にも影響があった。試験運営機関が受験生者からの受験料を日本に送金しようとするときネパール銀行に外貨送金をストップさせられたため、という理由である。これにより、2023年6月から9月にかけて、ネパールで実施される予定であった特定技能評価試験（試験運営機関：プロメトリック株式会社<sup>44</sup>）が一時中止となっていた。10月以降は試験が再開された。

## (3) その他

### ① Foreign Employment Act の審議継続

労働雇用・社会保障省（2022）による2022年の年次レポートでは、2007年に制定・施行されている Foreign Employment act（海外雇用法）について、改正に向けた議論を進める旨の記載

<sup>44</sup> 正確には、プロメトリック株式会社が試験運営機関ではない「航空」分野は、2023/7/24に実施している。送出機関へのヒアリングに基づく、当該試験はネパール人24名、ミャンマー人50名が受験した。

があるが、現時点までに改正されていない。2023年8月の現地報道<sup>45</sup>によれば、人権保護団体である人民人権フォーラムは外国人雇用法改正を求め、労働雇用・社会保障大臣に対して覚書を提出したとされる。要求の内容として、海外移住労働者の移動にあたる費用のゼロコスト化（雇用主への支払要求）、二国間協定の締結による目的国の拡大、湾岸諸国における家事労働者への労働ビザ付与（現在は訪問ビザでの出国で、人身売買や強制労働の被害に遭いやすいとされる）などが盛り込まれている。

## ② ドイツへの熟練労働者送出しに関する署名締結

2023年10月10日、ドイツ連邦労働社会大臣とネパール労働雇用・社会保障大臣が、ドイツにおいて会談を行い、ドイツにおけるネパールの熟練労働者の採用可能性について意見交換を行った。会談後、ドイツ連邦労働者解消とネパール労働雇用・社会保障省は、労働者の移住に関する宣言に署名をした<sup>46</sup>。

## 2. コロナ禍後の状況

### (1) コロナ禍の影響

コロナ禍により、多くのネパール人海外移住労働者が雇用の打ち切り等により、帰国を余儀なくされたが、帰国移民を対象とした調査（Blitz & Humanity United 2022）に基づくところ、対象者全体のうち、30%は給与を全額受け取ることができておらず、29%はコロナ禍期間中に給与支払いの遅れなどがあった。同様の調査結果は他にも示されている。例えば、安全な移住のための全国ネットワーク（ネパールのNPO団体、NNSM）が2021年に調査した結果によると、調査対象者の43%が契約額の8-6割程度の給与しか受け取っていないとされている（NNSM 2021）。

なお、前述した帰国移民を対象とした調査では、コロナ禍の第一波では、渡航先の国において、ネパールの友人や親戚から支援を受けた人は32%、雇用主から支援を受けた人は25%だったのに対し、ネパール大使館から支援を受けた人は4.4%だったとされる（Blitz & Humanity United 2022）。

---

<sup>45</sup> Himalayan news Service

<https://thehimalayantimes.com/kathmandu/government-urged-to-enforce-employer-pay-model>（最終アクセス：2024年2月26日）

<sup>46</sup> ドイツ連邦労働社会省ページ

<https://www.bmas.de/EN/Services/Press/recent-publications/2023/recruitment-of-skilled-workers-from-nepal.html>（最終アクセス：2024年2月26日）

## (2) 外国への労働力移動（送出し）状況

### ① 不在人口（2021年国勢調査結果）

ネパールにおける不在人口（ストック）は、1991年時点では65.8万人、2001年時点では76.2万人と対人口比ではそれぞれ3.6%、3.3%であったが、その後急激に増加し、2011年時点では192.1万人となり、対人口比率で7.3%に至っていた。

最新の国勢調査をもとにした2021年時点の数値をみると、不在人口は216.9万人で過去最多の人数となっている。不在人口は6か月未満の移住を含んでいないため、移住の規模を過小評価しているとされるため、(Jagannath Adhikari 他 2023)、実際の規模はさらに大きくなることが見込まれる。

また、1981年時点では不在人口の9割以上がインド在住者であったが、2011年時点の不在者全体に占めるインド在住者の割合は37.6%にまで低下した。ただし、インドは依然として貧困層の主な移住先であり、ネパールの最貧地域（極西地域と中西部地域）からの移民はインドに出稼ぎに行くとされる (Jagannath Adhikari 他 2023)。

図表 V-3 ネパールにおける不在人口（ストック）の推移（人、%）

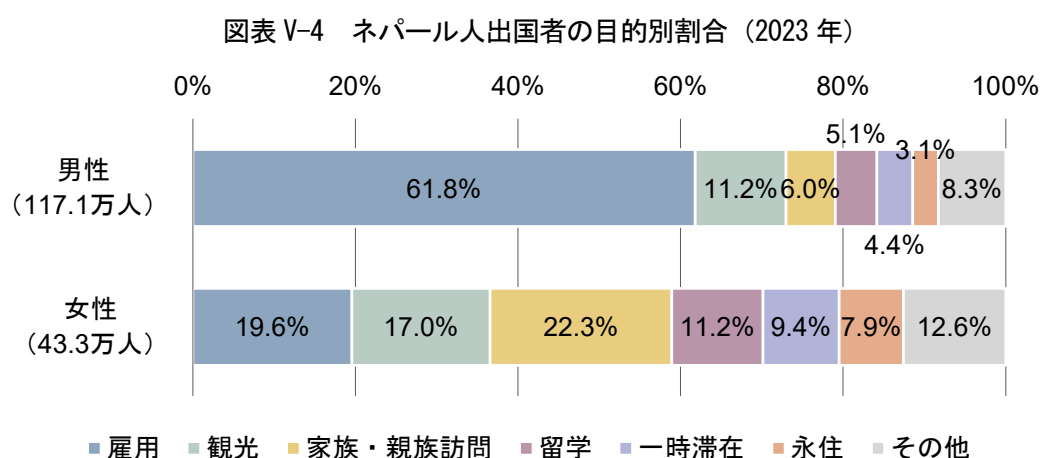
	総人口	不在者							
		総数		男性		女性		インド在住者	
		人数	対人口比	人数	構成比	人数	構成比	人数	対総数割合
1911	5,638,749	-	-	-	-	-	-	-	-
1920	5,573,788	-	-	-	-	-	-	-	-
1930	5,532,574	-	-	-	-	-	-	-	-
1942	6,283,649	87,772	1.4	-	-	-	-	-	-
1952/54	8,256,625	198,120	2.4	173,619	87.6	24,501	12.4	-	-
1961	9,412,996	328,470	3.5	-	-	-	-	-	-
1971	11,555,983	-	-	-	-	-	-	-	-
1981	15,022,839	402,977	2.7	328,448	81.5	74,529	18.5	375,196	93.1
1991	18,491,097	658,290	3.6	548,002	83.2	110,288	16.8	587,243	89.2
2001	23,151,423	762,181	3.3	679,489	89.2	82,712	10.9	589,050	77.3
2011	26,494,504	1,921,494	7.3	1,684,029	87.6	237,400	12.4	722,255	37.6
2021	29,192,480	2,169,478	7.4	1,763,352	81.3	406,126	18.7	-	-

(出所) Jagannath Adhikari 他 (2023) をもとに作成、(原資料) ネパール中央統計局 (2022)

(注) 是川他 (2020) の2011年までのデータをもとに2021年分の数値を追加した

## ② 出国目的

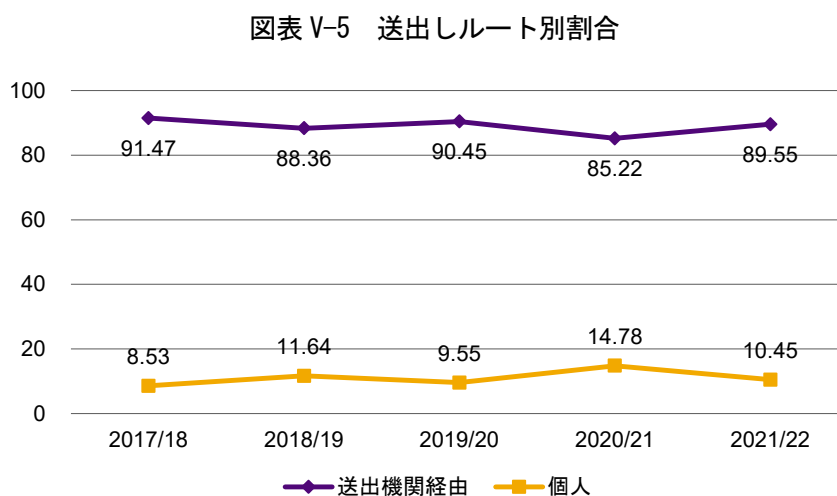
内務省入国管理局のデータによれば、2023年にネパールから出国したネパール人は約160万人おり、男性が117万人、女性が43万人となっている。出国目的をみると、「雇用」目的は、男性61.8%、女性19.6%となっており、男性においては最も高い出国目的となっている。女性は「家族・親族訪問」目的が最も高い割合で22.3%となっている。なお、前述の通り、湾岸諸国における家事労働に従事するネパール人女性は労働者としての移住が認められており、訪問ビザで移住している実態があることから、女性の「家族・親族訪問」の22.3%は家事労働者が少ない割合含まれていることが推察される。



(出所) 入国管理局データをもとに作成

## ③ 送出しルート

海外移住労働にあたり、送出国機関または個人のルート別の割合をみると、コロナ禍前後で傾向は変わらず、9割程度が送出国機関経由となっている。



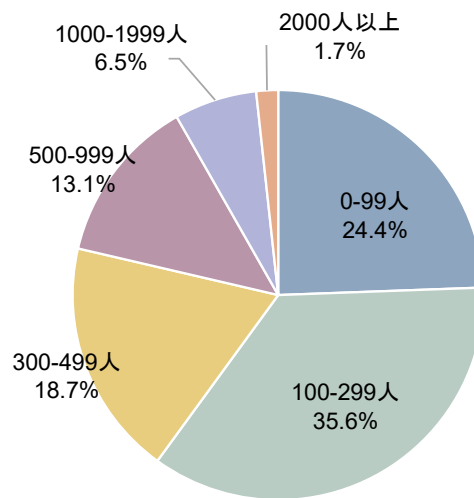
(出所) IOM (2022)

#### ④ 送出機関の年間送出し規模、送出し先の国数

送出機関の年間送出し規模別割合（2021/22年）をみると、「100-299人」が最も高く35.6%、次いで、「0-99人」が24.4%となっている。「300-499人」（18.7%）と「500-999人」（13.1%）も1割以上を占めている。

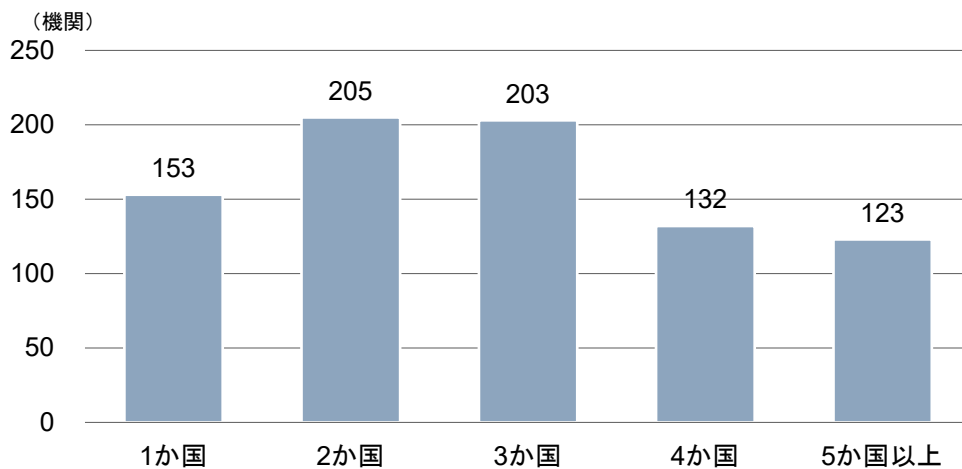
また、送出し先の国数は、「2か国」205機関、「3か国」が203機関とほぼ同数になっている。「1か国」が153機関、「4か国」が132機関、「5か国以上」は123機関となっている。

図表 V-6 送出機関の年間送出し規模（2021/22年）



（出所）IOM（2022）

図表 V-7 送出機関の送出し先国数



（出所）IOM（2022）

### ⑤ その他（関連する先行研究）

Ayer (2020) によると、コロナ禍によりインドから帰国していた移住者（主に最貧地域である極西地域と中西部地域出身者）は、インドにおけるコロナ禍の状況がさらに深刻であると知りながら、帰国した村において生計を立てることはできないと判断し、仕事のためにインドに再移住した事例も報告されている。

是川他 (2020,2021) 等でも確認できたように、ネパールも他の国と同様、海外移住の可否及び移住可能な場合の移住先について、ネパール国内における経済的な豊かさに規定されることがこれまでの研究で明らかとなってきた。貧困層はインド、下位中産階級はマレーシアや湾岸諸国、上位中産階級と上流階級は米国、ヨーロッパ、オーストラリア、日本などの先進国へ行くことが明らかになっている (Adhikari 2001、Gurung 2014)。さらに、最貧困層は、移動に必要な経済的コストを支払うことができないため、海外移住も国内移動もできず、出身の村や地域における仕事に従事せざるを得ないと指摘される (Jagannath Adhikari 他 2023)。

## 3. 日本への送出しの状況

### (1) 全体

第Ⅲ章の基礎データ整理において、各在留資格にてネパール出身者の在留外国人が増加していることを確認した。

厚生労働省「外国人雇用状況届出」をもとに、国籍別・産業別で2019年10月末と2023年10月末の変化をみると、人数では、全体で91,770人から145,587人と53,817人の増加となっている。産業別でみると、各産業とも増加しているなか、「宿泊業、飲食サービス業」が28,693人から43,252人（14,559人増）と最も大きい人数の増加となっている。次いで「卸売業・小売業」が9,685人の増加となっている。伸び率でみると、全体では1.6倍の増加のところ、特に、医療・福祉が8.8倍、建設業が2.8倍、情報通信業が2.3倍となっている。

前掲の通り、在留外国人統計にて、他国に比べると、特に「留学」の人数が調査対象国のなかで最も多くなっている点、及び「技術・人文知識・国際業務」の伸び率が高い点がネパールの特徴としてみられた。「外国人雇用状況届出」の結果も踏まえると、「留学」及び「技術・人文知識・国際業務」で在留するネパール人は少なくない割合で、「宿泊業、飲食サービス業」や「卸売・小売業」に従事していることがうかがわれる<sup>47</sup>。また、「技術・人文知識・国際業務」が増加している点について、新型コロナウイルス禍による帰国困難な留学生向けの在留期間延長措置<sup>48</sup>や、就職活動のため大学等卒業後の在留希望者向けの在留期間延長措置<sup>49</sup>により、在留資格「特

<sup>47</sup> 国籍別の集計は公表されていないが、日本学生支援機構 (2022) 「令和3年度私費外国人留学生生活実態調査」(n=7,321) に基づくと、外国人留学生の67.0%がアルバイトに従事しており、職種は「飲食業」(35.0%)と「営業・販売(コンビニ等)」(30.2%)で全体の65%を占めている。

<sup>48</sup> 出入国管理庁 HP 「新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について」  
[https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00157.html](https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html) (最終アクセス: 2024年3月15日)

<sup>49</sup> 出入国管理庁 HP 「大学等を卒業後就職活動のための滞在をご希望の皆さまへ」



定活動」が付与されている（いた）が、「特定活動」で在留していたネパール人留学生・元留学生が、インバウンド等の需要が戻るに伴い、「宿泊業、飲食・サービス業」や、コンビニ等を含めた「卸売・小売業」に就職することにより「技術・人文知識・国際業務」で在留するネパール人が増加したことが推察される<sup>50</sup>。

図表 V-8 ネパール人労働者数の変化（2019年、2023年の変化）

	人数		2019年→23年変化	
	2019年	2023年	人数増減	伸び率
全体	91,770	145,587	53,817	1.6 倍
建設業	680	1,870	1,190	2.8 倍
製造業	12,926	20,471	7,545	1.6 倍
情報通信業	589	1,346	757	2.3 倍
卸売業、小売業	12,980	22,665	9,685	1.7 倍
宿泊業、飲食サービス業	28,693	43,252	14,559	1.5 倍
教育、学習支援業	475	735	260	1.5 倍
医療、福祉	534	4,722	4,188	8.8 倍
サービス業 (他に分類されないもの)	23,115	34,586	11,471	1.5 倍
その他	11,778	15,940	4,162	1.4 倍

(再掲) 在留外国人統計に基づく在留資格別の状況

全体	96,824	156,333	59,509	1.6 倍
技能実習	403	1,652	1,249	4.1 倍
特定技能	18	3,428	3,410	190.4 倍
留学	29,417	45,095	15,678	1.5 倍
技術・人文知識・国際業務	12,203	31,043	18,840	2.5 倍

(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」、出入国在留管理庁「在留外国人統計」をもとに作成

(注) 「外国人雇用状況の届出状況まとめ」は各年10月末時点、「在留外国人統計」は2019年は12月末、2023年は6月末時点の数値

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan\\_nyukan84.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan84.html) (最終アクセス: 2024年3月15日)

<sup>50</sup> 実際、在留外国人統計における「特定活動」で在留するネパール人の推移をみると、2020年末が2,932人(内容は「その他」が1,842人)、2021年末が4,346人(同4,066人)、2022年末が2,190人(同2,060人)、2023年6月末が1,084人(同917人)と、人数の変化がみられる。

<sup>51</sup> コンビニの店長やリーダー候補に、技術・人文知識・国際業務を付与する動きに関する報道もみられる。産経新聞「卒業後はコンビニ店長も『就労ビザ』 文科省は『地方に定住してもらいたい』」<https://www.sankei.com/article/20240102-ZZCG3J2X7RLG7EIJJE5XIXALWTY/> (最終アクセス: 2024年3月15日)

## (2) 留学

調査を行った送出機関から共通して聞かれたこととして、1) 多くの学生は、まず留学で日本行きを目指すこと（そのため、留学生の年齢は 18-25 歳が多く、それ以上になると入管の審査が更に通過しにくい）、2) ただし、留学の在留資格認定証明書取得のハードルは未だに高く、また、不交付となったときの理由も不明瞭なままであること、3) 留学の在留資格認定証明書が交付されず、それでもなお日本行きを目指す場合は特定技能での就労を目指すこと（そのため、特定技能の年齢は留学生より高め）の 3 点が挙げられた。

留学か特定技能か、という在留資格の選択において、留学は特定技能に比べて費用面では 3-4 倍かかるが、日本における卒業後の選択肢が広がることをメリットとして伝えて、本人の経費支弁能力と合わせて選択させている（送出機関として留学を薦めている）送出機関もあった。ただし、日本へ留学生として行くハードルが高いことは、ネパール人学生の中にも知れ渡っており、お試しで半年間日本語を勉強し、留学の申請を出してみる、という学生が多いという話もあった。送出機関からは、「可能性の低い負け勝負に近いが、留学ビザの交付にチャレンジしているような状況」という意見があった。

図表 V-9 留学生送出しに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 日本へ行く方法として、まずは留学で申請をチャレンジしてみて、ダメだったら技能実習や特定技能に切り替えるという考えの人もいる。
- 留学については、日本の入管申請（在留資格認定証明書発行）の結果が一貫しておらず、学生のモチベーションが低い。「日本語を勉強しても日本にいけない可能性があるのでは」というスタンスでいる。真面目に取り組むほど痛い目にあうケースもあり、「別に日本じゃなくてもいいよね」、という感じである。10 個くらいある選択肢の中の 1 つで、半年くらい日本語を勉強して、トライしてみるという位置づけ。このあたりは全然変わっていない。
- 留学生 30 万人計画達成前はどの入管局に提出しても通っており、どんなに完成度の低い書類を出しても沖縄では 9 割、東京でも 7-8 割は交付されていた。だが、留学生 30 万人計画達成後は、厳格になり、東京入管は交付率 3%まで落ちた。このような先輩たちの結果を見て、今の学生は先ほど述べたようなお試しで日本留学にトライしてみるような感覚になっている。
- 全体的に留学の人数が落ちているが、それでも在留資格認定証明書を交付され、日本で在留している先輩たちの姿も知っているため、可能性の低い負け勝負に近いが、留学ビザの交付にチャレンジしているような状況である。

（出所）ヒアリング調査より

また、留学の在留資格認定証明書発行状況を踏まえて、複数の送出機関からは、日本の入管側でネパール人留学生の年間受入れ上限が設定されているだろう、という推測が語られた。

図表 V-10 ネパール人留学生の受入れ上限に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 在留資格認定証明書交付結果から推察できることは、おそらく入管側で、ネパール人留学生をその年に何人受け入れるか総数の調整があるのだろうということである。全く同じ書類でも4月だと交付され、7月だと不交付というようなことが普通にある。このあたりは何も変わっていない。
- 留学生について、今年10月に入学者はいつもの2-3割の交付率で厳しい状況であった。おそらく入管側で年間の上限が決まっており、それに合わせていると思われる。留学の在留資格認定証明書交付は不安定である。

(出所) ヒアリング調査より

なお、費用についても従来調査から変わらず、総額100-120万円程度で、内訳は授業料・入金・入国後の初期費用が8-9割程度を占め、残りがネパール国内における日本語教育費用や斡旋費用となっており、費用工面方法は借金である。

### (3) 特定技能（ネパール政府主導のマッチング）

特定技能創設当初からネパール政府が目指している、G-to-Bの特定技能マッチングスキームについて、ヒアリング調査では、全く変化がないということであった。

ネパール政府の想定では、ネパール人特定技能を雇用したい企業は、すべて在東京ネパール大使館に求人票を提出し、ネパール政府側で人材の募集・斡旋を行うというスキームであったが、ヒアリング調査を実施した送出機関が在東京ネパール大使館へ確認したところ、「今まで1通も求人票は届いていない」ということであった。

図表 V-11 ネパール政府主導の特定技能マッチングに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 在東京ネパール大使館には1通も求人票が届いていないということだった。特定技能が開始され5年経過するが、本当かと思ってしまう。在東京ネパール大使館HPにも、特定技能の「と」の字も出てこない。そういう点では当社のような人たちがいないとネパールからの特定技能の送出しは成り立たない。
- また、日本側の受入れ企業は直接人材とやり取りをしようとするところもあるが、ネパール現地にてある程度責任を持って介在するところがないと送出しは成立しない。結局、受入れ企業は我々のようなところに相談をしてくれている。

(出所) ヒアリング調査より

### (4) 特定技能（民間主導のマッチング）

調査を行った送出機関から共通して聞かれたこととして、1) 日本側からの受入れニーズも高く、特定技能送出しの勢いがあり、人数も継続的に増えていること、2) 留学に比べて、日本語及び技能評価試験の合格という条件さえクリアすれば、ほぼ100%在留資格認定証明書が取得

できていることの2点が挙げられる。

1) については、日本語学校の提携先は減少傾向にある一方で、登録支援機関からの営業が多く、登録支援機関と提携関係を締結することが増えてきたという。また、2) の理由から、(留学と比べて) 学生のモチベーションは高く、送出機関としても育て甲斐があるということであった。

図表 V-12 特定技能送出しに関するヒアリング調査結果 (抜粋)

- どちらかという留学よりも特定技能の関心が高い。留学については提携先の日本語学校が減っている。特定技能が伸びているため、留学は今度もっと減っていくかもしれない。日本側からのアプローチとしては、日本語学校よりも登録支援機関からの営業が非常に多い。現在、5社程度と提携関係にある。
- 特定技能については学生のモチベーションが高い。なぜならば試験に受かれば在留許可が下りるためである。この点はシンプルで分かりやすい。今まで試験合格者が在留資格認定証明書不交付になった例は1つもない。こちらとしても育て甲斐があり、気持ちよく送り出せる。

(出所) ヒアリング調査より

上記1) に関連して、日本側からネパールへのアプローチ先として、いわゆる中東等に多く送り出してきたマンパワー会社ではなく、これまで留学生送出しを中心に行ってきたコンサルタンシーに連絡をしている。特定技能の人気の高まるなかで、マンパワー会社としてはビジネスチャンスを逃していることになる。こうした背景から、マンパワー会社の業界が政治家に対して、日本への特定技能の送出しは必ずマンパワー会社を介在させなければならないようにしてほしいと動いているような噂もある、という話も聞かれた。

このように特定技能送出しの勢いがみられる一方、カトマンズ以外に所在する送出機関からは、試験の受験回数及び場所が限られており、カトマンズに行くしかないことが課題として挙げられた。

図表 V-13 試験に関するヒアリング調査結果 (抜粋)

- 現在も、受験したい学生全員が機会を得られているわけではない。開催回数と開催場所が限られており、ネパール国内であればカトマンズに行くしかない。受験勉強期間としては6か月程度である。
- 日本語能力試験 (JLPT) も年2回、カトマンズでのみ開催のため、機会が限られる。12月4日に今年2回目の試験があるが、これに当校に通う学生は30名受験予定である。バス1台を貸し切り、泊りがけで、みんなで行く予定である。ポカラからカトマンズへの道が現在舗装中で、非常に状態が悪い。移動は10時間近く要すると思う。

(出所) ヒアリング調査より

なお、費用については従来調査から変わらず、総額 15-30 万円程度で、内訳はネパール国内における日本語教育費用や斡旋費用となっており<sup>52</sup>、費用工面方法は借金をしない人が多いということであった。

#### 4. 今後の展望

前述の通り、ネパールや留学や特定技能を中心に日本への送出しの流れは継続しており、2024 年 1 月には技能実習に関する二国間取決めも締結し、送出し熱はさらに高まることも見込まれる。一方で、送出機関のなかには、この勢いがいつまで続くか、推移を慎重に見守る旨の意見もあった。

また、技能実習の見直しにより、新たに創設が検討されている育成就労制度について、技能実習の送出しが限られてきたネパールにおいて、どのような影響があるか不透明であるという意見や、入国前の日本語能力が必須で求められることから日本語教育に注力をしたいといった意見がみられた。

図表 V-14 今後の展望に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 現在、ネパールから日本行きの熱量は非常に強く感じるが、これがいつまでもつかはわからない。例えばベトナムも 2015 年頃から一気に増え始めたが、コロナがあったとはいえ、5 年程度で熱量が落ちていったようなイメージを持っている。それを踏まえると、ネパールもいつまでこの熱量が維持されるのかはわからない。もしかしたらあと 5 年程度なのかもしれない。
- 技能実習制度の廃止とそれに代わる新制度の動きは注視しているが、ネパール側としては現状技能実習がほとんどない状況のため、どこまで影響があるかはわからない。制度次第でビジネスチャンスになるかもしれないが、内容によるだろう。
- 当社としては動きを見ていこうと思っている段階である。特に技能実習の送出しに際して、これまで政府側が定める日本語能力レベルの必須ラインはなかった認識でいるが、今後の新制度では日本語レベルが高く求められる可能性もあるのではないかと考えている。そのため、まずは、日本語の試験合格ができることに注力していきたい。

(出所) ヒアリング調査より

<sup>52</sup> 費用総額・内訳について、留学生の送出し費用から日本における授業料・入学金・入国後の初期費用を除いた金額と考えると分かりやすい。

<参考文献>

日本語文献

- ・ 是川夕・松下奈美子・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・伊藤瑞萌, 2020 「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究（第一次）報告書」国立社会保障・人口問題研究所
- ・ 是川夕・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・栗山智帆, 2021 「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究（第二次）報告書」国立社会保障・人口問題研究所

外国語文献

- ・ Ayer, B. 2020. Nepali migrant workers start returning to India amid COVID-19 threat in lack of job at home. *The Rising Nepal*.
- ・ Blitz Media Private Ltd. And Humanity United., 2022. Research studies on: Labour Migration in Nepal 2022. Blitz Media Private Ltd.
- ・ ネパール中央統計局（CBS）, 2022, National Census 2021: Preliminary report. CBS
- ・ IOM. 2022, MACRO LEVEL SUPPLY AND DEMAND ANALYSIS OF SKILLS OF NEPALESE MIGRANTS
- ・ Jagannath Adhikari, Mahendra Kumar Rai, Chiranjivi Baral, and Mahendra Subedi, 2023, Labour Migration from Nepal : Trends and Explanations, S. Irudaya Rajan edit, *Migration in South Asia*, IMISCOE: 67-82
- ・ NNSM (National Network for Safe Migration). 2021. Situation analysis of wage theft of Nepali migrant workers. NNSM.

## 第VI章 インドネシア

### 【概要】

#### (1) 特定技能のP-to-Pスキームの開始により仲介者の状況が変化

- ・ 特定技能においては、これまで送出機関を介さず、直接採用にて労働者を雇用することになっているが、技能実習の送出機関などが入り込んでトラブルが発生していることから、移住労働者送出機関（P3MI）を介しての送出し（P-to-Pスキーム）も新たに開始されることとなった。
- ・ これにより、これまで中東や香港・マレーシア等に送出してきた移住労働者送出機関（P3MI）が日本市場に参入しようとする状況や、技能実習送出機関が複数社で出資する形で、高額な資本金・デポジットの要件をクリアして移住労働者送出機関（P3MI）を設立するケースが聞かれた。
- ・ 移住労働者送出機関（P3MI）が関与することで、責任の所在の明確化や送出しルートの明確化というメリットがある一方で、移住労働者送出機関（P3MI）の送出しは、中東や香港・マレーシア等への低熟練労働者の送出しを前提として設計された制度であり、日本への送出しに馴染まないという意見や、これまで中東や香港・マレーシア等に送出してきた移住労働者送出機関（P3MI）が、日本にネットワークのある技能実習送出機関に営業をかけ、名義貸し等を行うことで、特定技能の送出し費用が高くなるのではという懸念も挙げられた。

#### (2) 技能実習送出機関の増加、ベトナム・中国の送出機関の進出

- ・ インドネシアにおいて、労働省および大手の民間送出機関が主要な担い手であることには変わりはないが、ここ数年、技能実習生の送出し数が増加する中で、送出機関数が増加している。2024年2月時点で、送出機関数は400機関を超えており、1年前程前に比べて100機関ほどの増加となっている。
- ・ さらに、ベトナム・中国で、求職者が減ってきたことから、ベトナム・中国の送出機関がインドネシアに進出してきている状況もある。
- ・ このような中で、新規の送出機関などにはまだ日本への送出しのノウハウ等がないことから、ベトナム等の送出機関の営業を受けてしまい、送出し費用に紹介料や接待費等が上乗せされてしまうケースや、トラブル等が発生しているケースが聞かれた。

## 1. 労働力送出しに関する政策・制度

### (1) 特定技能の送出しについて

#### ① 送出しの目標

特定技能について、ヒアリング調査によると、文書化された戦略はないが、政府高官の発言等によると、2019～2024年の5年間で7万人が目標とされている。今後、2024～2028年の5年間については10万人が目標されているとのことだった。

#### ② P-to-P スキームについて

特定技能の送出しに関して、現在の MoC では送出国機関を介さず、IPKOL というオンラインシステムを通じて、労働者を採用することになっている。しかし、技能実習送出国機関などが入り込んで、労働者を騙す事案が発生していることから、移住労働者送出国機関（以下、P3MI）を介しての送出し（P-to-P スキーム）も開始されることとなった。

P-to-P スキームの導入の背景の1つとしては、ヒアリング調査によると、もし送り出したあと日本でインドネシア人労働者に何かあったときに責任をもって助けてくれる機関がいなくなってしまうのを防ぐためということであった。また、現状、IPKOL の活用による直接採用が機能しておらず、仲介者が関わっている状況であるため、P3MI が関与した方が送出しルートが明確にできるということであった。

図表 VI-1 P-to-P スキームの導入の背景に関するヒアリング調査結果（抜粋）

#### <インドネシア側の理由>

- 直接採用の場合、何か問題があっても誰も守れなくなってしまう。技能実習生と異なり、特定技能外国人は日本人労働者と同じ扱いのため、問題があっても、外国人技能実習機能機構（OTIT）は守ってくれず、自分で解決しなければならない。一方で、P3MI が関与した場合、何か問題が発生した場合に P3MI が責任を取る形になり、安全が担保される。
- 直接採用の場合、関わった紹介者等に法的責任が無いので、労働者に任せきりになってしまう。直接採用で行った特定技能外国人が、受入れ企業から十分な住環境を提供されず、近隣のモスクで泊まり込みをしているというケースがあった。個人の紹介者経由であったため、誰に相談していいかわからなかったということであった。また、仮に亡くなってインドネシアに送り返す場合、誰が面倒をみるのかという問題もある。特にインドネシアの場合は土葬なので、インドネシアに送り返す必要が出てくる。
- 直接採用を行おうとしても、そもそも申請方法等を知っているインドネシア人がほとんどいない。P3MI が関与すれば、出国前にもいろいろと情報を伝えられる。

#### <日本側のメリット>

- 日本企業が直接インドネシア人を見つけることは難しいというのが実際である。IPKOL の仕組みはあるが、実際に IPKOL を通して契約に至ったケースは1人もない。



- 日本側の企業も特定技能の採用方法を詳しく知らないので、間に仲介者が介在している。
  - P3MI が関与することで、送出し～受入れの流れがはっきりするし、安全に雇用できる。
- (出所) ヒアリング調査より

2023年3月にインドネシアと日本でP-to-Pスキーム(P3MI経由での送出し)が合意され<sup>53</sup>、出入国在留管理庁のHPにもP3MIでの送出し方法が追記された<sup>54</sup>。2024年2月時点で、P3MI経由で送り出すための各種手続きが進められており、間もなくP3MI経由でインドネシア人特定技能外国人が送り出されるとのことであった<sup>55</sup>。

送出しにあたっては、P3MIが日本側の有料職業紹介事業者(以下、JESPA)と提携関係を築くことが必須である。在東京インドネシア大使館がJESPAの確認をしている<sup>56</sup>。人材募集を許可する期間は最大9か月間(6か月+延長3か月)で、ジョブオーダーがマッチングしなければその申請許可は消滅することになっている<sup>57</sup>。

なお、JESPAは1社につき、1社のP3MIとしか契約できないルールになっている。理由としては、他国で、現地の有料職業紹介事業者が複数の送出国機関と契約し、オーバードemandが発生したことが挙げられる。求人自体は1人なのに、複数の送出国機関に求人を出して、問題になった事例があったことから、日本では本ルールが導入されたとのことである<sup>58</sup>。

### ③ 送出しの費用について

送出しに関する費用については、特定技能は低技能労働者ではないとの考えから移住労働者

<sup>53</sup>ヒアリング調査および、Binapenta & PKK, “Minister of Manpower Invites People to Work in Japan Through Special Skilled Worker Scheme”, 8 June 2023, <https://kemnaker.go.id/news/detail/menaker-ajak-masyarakat-bekerja-ke-jepang-lewat-skema-pekerja-berketerampilan-khusus> (最終アクセス: 2024年3月6日)

<sup>54</sup> 出入国在留管理庁、「インドネシアに関する情報」  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06\\_00108.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00108.html) (最終アクセス: 2024年3月6日)

<sup>55</sup> ヒアリング調査より

<sup>56</sup> Embassy of the Republic of Indonesia in Tokyo Japan, “Teknis Pemberian Verifikasi Mitra Usaha”, <https://kemlu.go.id/tokyo/en/read/teknis-pemberian-verifikasi-mitra-usaha/2038/important-information> (2023年10月23時点では確認できたが、2024年3月6日時点では内容を確認できず、Embassy of the Republic of Indonesia in Tokyo Japan, “Teknis Pemberian Verifikasi Mitra Usaha, Pemberi Kerja, dan Job Order di Perwakilan RI di Jepang”, <https://backpanel.kemlu.go.id/Shared%20Documents/Dokumen%20KBRI%20Tokyo%202023/Teknis%20Pemberian%20Verifikasi%20Mitra%20Usaha%20as%20of%2027%20Sept%202023%2016.03%20pm.pdf> (最終アクセス: 2024年3月6日)で確認)、出入国在留管理庁「インドネシアに関する情報 手続きの解説」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005013.pdf> (最終アクセス: 2024年3月6日)も参照

<sup>57</sup> ヒアリング調査より

<sup>58</sup> ヒアリング調査より

保護法の対象にはなっておらず、これまで費用に関する規定はなかった。しかし、2023年2月16日に2023年移住労働者保護庁決定48号（以下、48号決定）で、個人で行く場合（送出機関を使わない場合）の費用、2023年4月11日に2023年移住労働者保護庁決定148号（以下148号決定）でP3MI経由での送出しの費用項目が定められた<sup>59</sup>。

48号決定と、148号決定の大きな違いは、148号決定では、特定技能を受入れた企業は、P3MIに対して、サービス料として最大1か月分給料（18万円想定）、管理料として最大月1万円/人支払うことが規定されていることにある。また、帰国チケットにも違いがあり、48号決定では雇用主負担で、148号決定では、雇用契約次第となっている。

なお、他国の送出しについても、斡旋費用の上限の基本的な考えは給与1か月分である<sup>60</sup>。

図表 VI-2 2023年移住労働者保護庁決定48号における費用

費用項目	金額	負担者	
		インドネシア人移民労働者	雇用主
健康診断	Rp902,000.00	Rp902,000.00	0
心理検査	Rp550,000.00	Rp550,000.00	0
パスポート	0	0	0
インドネシア人移民労働者の社会保障	前 0	Rp332,500.00	0
	中・後 Rp332,500.00		
就労ビザ	Rp400,000.00	Rp400,000.00	0
国内交通費（ジャワから）	Rp500,000.00	Rp500,000.00	0
国内交通費（ジャワ以外から）	Rp2,000,000.00	Rp2,000,000.00	0
出国チケット	Rp7,500,000.00	Rp7,500,000.00	0
帰国チケット	Rp7,500,000.00	0	Rp7,500,000.00

（出所）2023年移住労働者保護庁決定48号

<sup>59</sup> Keputusan Kepala Badan Pelindungan Pekerja Migran Indonesia Nomor 148 Tahun 2023, <https://jdih.bp2mi.go.id/index.php/Content/produk/8/889000129>（最終アクセス：2024年3月6日）

<sup>60</sup> 2023年には、移住労働者保護庁決定で国別の送出し費用が相次いで発表されている。例えば、決定256号で香港への送出し費用、決定257号でシンガポールへの送出し費用、決定555号でオーストラリアへの送出し費用が定められている。いずれもサービス料として、1か月分の給与と設定されている。

図表 VI-3 2023 年移住労働者保護庁決定 148 号における費用

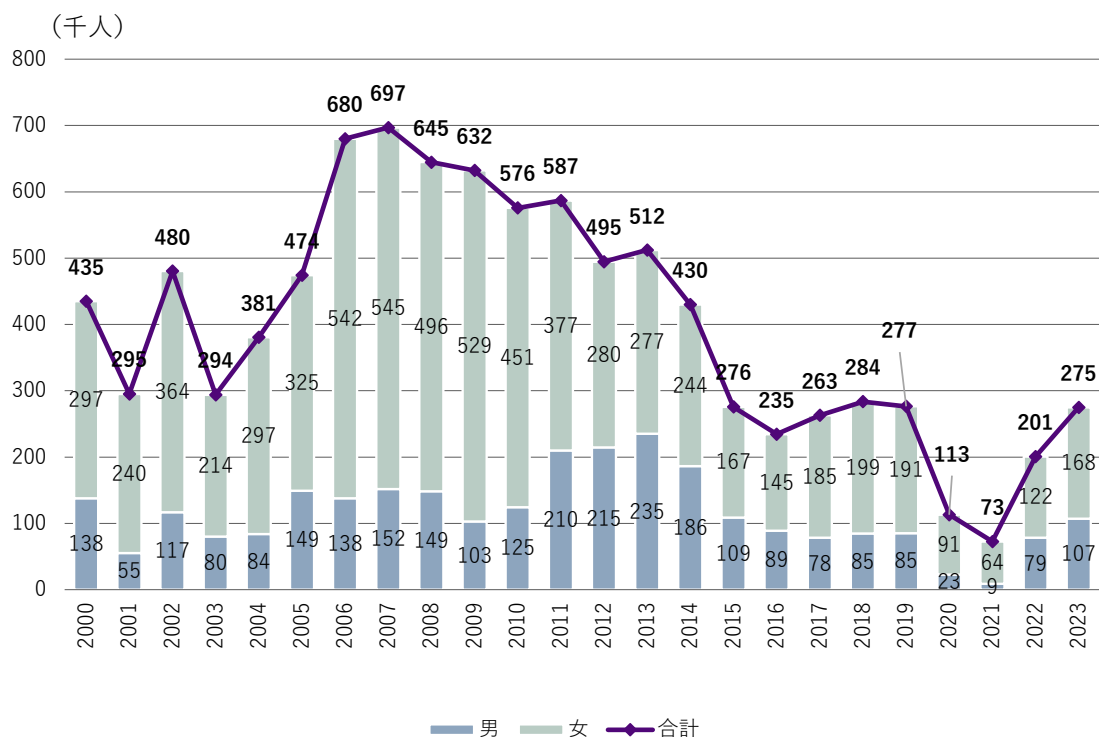
費用項目	金額	負担者	
		インドネシア人移民労働者	雇用主
健康診断	Rp902,000.00	Rp902,000.00	0
心理検査	Rp550,000.00	Rp550,000.00	0
パスポート	0	0	0
インドネシア人移民労働者の社会保障	前 37,500.00	Rp370,000.00	0
	中・後 Rp332,500.00		
就労ビザ	Rp400,000.00	0	Rp400,000.00
国内交通費（ジャワから）	Rp500,000.00	Rp500,000.00	0
国内交通費（ジャワ以外から）	Rp2,000,000.00	Rp2,000,000.00	0
出国チケット	Rp10,000,000.00	0	Rp10,000,000.00
帰国チケット	0	0	0（契約次第）
会社サービス	180,000 円 （1 か月分給与）	0	180,000 円
管理料	1 万円/人・月	0	1 万円/人・月

（出所）2023 年移住労働者保護庁決定 148 号

## 2. コロナ禍後の状況

インドネシア人移住労働者の送出し数は、新型コロナウイルスの影響により、2020年、2021年には送出し人数は大きく減少したが、2023年は、27.5万人となっており、新型コロナウイルス流行前の2019年と同程度の水準に戻ってきている。

図表 VI-4 移住労働者の送出し人数の推移



(出所) BNP2TKI, (2008) 「Penempatan TKI negara tujuan tempat kerja Tahun 1994-2007」, (2012) 「Penempatan Berdasarkan Jenis Kelamin (2006-2012)」, (2014) 「Penempatan dan Pelindungan TKI Tahun 2013」, (2019) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Periode Tahun 2018」, (2020) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2019」, BP2MI, (2021) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Periode Tahun 2020」, (2022) 「Data PMI Period Tahun 2021」, (2023) 「Data Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2022」, (2023) 「Data Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2023」をもとに作成

(注) 技能実習はインドネシアでは研修生扱いで移住労働者としては扱われていないため、数に含まれていない。

目的国別に移住労働者の送出し人数を見ると、2023年では台湾が83,216人と最も多く、次いで、マレーシア（72,260人）、香港（65,916人）となっている。

2019年以降の上位10か国をみると、順位は入れ替わりながらも、おおむね上位3か国はマレーシア、香港、台湾が占めている。日本は2019年には13位だったものの、2022年、2023年と順位が上がってきており、2023年には5位となっている。

図表 VI-5 目的国別 移住労働者の送出し人数の推移

(人)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
台湾	75,304	77,087	62,823	72,373	79,574	34,415	7,789	53,459	83,216
マレーシア	97,748	87,623	88,991	90,671	79,663	14,630	563	43,163	72,260
香港	15,322	14,434	69,182	73,917	70,840	53,206	52,278	60,096	65,916
韓国	5,501	5,912	3,728	6,905	6,193	641	174	11,554	12,580
日本	468	75	538	458	486	749	359	5,832	9,673
シンガポール	20,895	17,700	13,379	18,324	19,354	4,474	3,217	6,624	7,898
サウジアラビア	23,000	13,538	6,471	5,894	7,018	1,793	747	4,676	6,310
イタリア	1,516	851	1,010	1,204	1,349	411	3,225	3,582	3,519
ブルネイ	9,993	8,152	6,623	5,707	5,639	1,202	4	513	2,872
トルコ	1,108	498	811	1,005	730	47	874	1,489	2,289
その他	24,882	8,581	9,343	7,182	5,707	1,605	3,394	9,773	8,432
合計	275,737	234,451	262,899	283,640	276,553	113,173	72,624	200,761	274,965

(出所) BNP2TKI, (2019) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Periode Tahun 2018」, (2020) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2019」, BP2MI, (2021) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Periode Tahun 2020」, (2022) 「Data PMI Period Tahun 2021」, (2023) 「Data Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2022」, (2023) 「Data Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2023」をもとに作成

(注) 2023年の送出し人数の多い国順

(注) 技能実習はインドネシアでは研修生扱いで移住労働者としては扱われていないため、数に含まれていない。

図表 VI-6 移住労働者の目的国上位10か国の推移

(人)	2019		2020		2021		2022		2023	
	国	人数	国	人数	国	人数	国	人数	国	人数
1	マレーシア	79,663	香港	53,206	香港	52,278	香港	60,096	台湾	83,216
2	台湾	79,574	台湾	34,415	台湾	7,789	台湾	53,459	マレーシア	72,260
3	香港	70,840	マレーシア	14,630	イタリア	3,225	マレーシア	43,163	香港	65,916
4	シンガポール	19,354	シンガポール	4,474	シンガポール	3,217	韓国	11,554	韓国	12,580
5	サウジアラビア	7,018	サウジアラビア	1,793	ポーランド	1,195	シンガポール	6,624	日本	9,673
6	韓国	6,193	ブルネイ	1,202	トルコ	874	日本	5,832	シンガポール	7,898
7	ブルネイ	5,639	ポーランド	798	サウジアラビア	747	サウジアラビア	4,676	サウジアラビア	6,310
8	イタリア	1,349	日本	749	マレーシア	563	イタリア	3,582	イタリア	3,519
9	バプアニューギニア	1,034	韓国	641	モルディブ	449	ポーランド	1,897	ブルネイ	2,872
10	クウェート	782	イタリア	411	UAE	437	トルコ	1,489	トルコ	2,289

(13位 日本 486)

(11位 日本 359)

(出所) BNP2TKI, (2020) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2019」, BP2MI, (2021) 「Penempatan dan Pelindungan PMI Periode Tahun 2020」, (2022) 「Data PMI Period Tahun 2021」, (2023) 「Data Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2022」, (2023) 「Data Penempatan dan Pelindungan PMI Tahun 2023」をもとに作成

(注) 技能実習はインドネシアでは研修生扱いで移住労働者としては扱われていないため、数に含まれていない。

### 3. 日本への送出しの状況

#### (1) 技能実習について

##### ① 送出し人数・技能実習送出機関の状況

日本に在留する技能実習生の推移をみると、インドネシアは 2022 年に 45,919 人となり、中国を抜き第 2 位となった<sup>61</sup>。

技能実習送出機関へのヒアリングでは、ベトナムからインドネシアに切り替える監理団体が多い、求人が安定して増えているという状況が聞かれた。

図表 VI-7 技能実習の送出しの状況に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 今までベトナムから技能実習生を受け入れていたが、ベトナムから切り替えるという顧客が多い。
- ベトナムからインドネシアに切り替える監理団体が非常に多いと実感している。新規の監理団体からの問合せが非常に増えている。
- 当社をよい送出機関と評価いただいて、今使っている監理団体から別の監理団体を紹介してくれている。付き合いのある監理団体が増えている。
- 最近では、ベトナムから切り替えたいという相談も増えている。
- 今後の送出し人数は、これまでより大きく上回りたいとは思っている。求人が安定して増えているので、来年の見通しも明るい。ベトナムからの人が減っているようなので、インドネシアからの送出しが増えると思う。

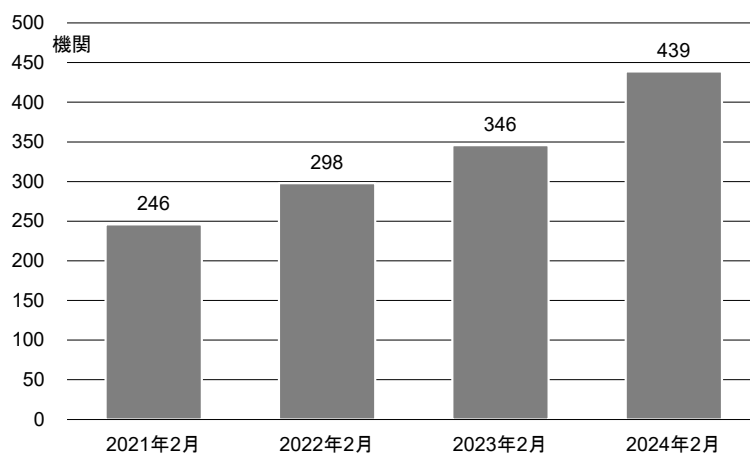
(出所) ヒアリング調査より

また、送出し人数の増加に伴い、技能実習送出機関も増加している。2024 年 2 月時点で、技能実習送出機関数は 400 機関を超えており、2021 年と比べると 2 倍近くの増加、1 年前程前に比べると 100 機関ほどの増加となっている。

インドネシアにおいて、労働省および大手の民間送出機関が主要な担い手であることには変わりはないが、大手の送出機関が受けきれない程送出し人数が増えており、その部分を中小規模の送出機関が送出しているようである。

<sup>61</sup> 出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12 月時点）

図表 VI-8 技能実習送出機関数の推移



(出所) OTIT「外国政府認定送出機関一覧」、[https://www.otit.go.jp/soushutsu\\_kikan\\_list/](https://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/) をもとに作成  
 (注) OTIT「外国政府認定送出機関一覧」の一覧は不定期に更新されており、筆者が確認した時点での送出機関数を掲載している。2021年2月は2021年2月25日時点、2022年2月は2022年2月3日時点、2023年2月は2023年2月20日時点、2024年2月は2024年2月29日時点のデータを使用している。

図表 VI-9 技能実習送出機関の増加の状況に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 新しい送出機関が増えている。少し前に比べて、倍くらいになっている。
- 送出機関は美味しいビジネスだというイメージがあり、新しい送出機関は増えている。
- インドネシアの送出しは、大手の送出機関が多くを占めている印象ではあるが、最近は送出機関の数が急増している。
- 日本からのジョブオーダーは大手の送出機関に行くことが多いかと思うが、大手の送出機関が受けきれないところを中小零細がどんどん送り出しているのかと思う。

(出所) ヒアリング調査より

## ② ベトナム・中国の技能実習送出機関の進出

ヒアリング調査では、ベトナム・中国の技能実習送出機関がインドネシアに進出してきている状況が中央・地方問わず複数の技能実習送出機関から聞かれた。

早いところでは、コロナ禍前の2019年時点から、インドネシアの技能実習送出機関に対して、中国やベトナムの技能実習送出機関からアプローチがあり、「当社に来ている求人を紹介する、監理団体を紹介する」といったような営業（直接訪問、E-mail等）が来ているとのことだった。

すでに日本とのネットワークのある技能実習送出機関では、このようなベトナムや中国の技能実習送出機関を相手にする必要はないが、日本とのネットワークが限られる新規の技能実習送出機関については、飛びついてしまうケースもあるのではないかという意見もヒアリングで聞かれた。また、ベトナムの技能実習送出機関と連携した場合、紹介料や接待費等が上乗せされ、技能実習生本人が70万円程になる場合もあるとのことだった。

このように、中国やベトナムの技能実習送出機関の進出が進んでいる背景としては、ベトナム

ム・中国で、求職者が減ってきたことに加え、インドネシアの法改正により、2021年以降外資規制が大幅に緩和され、職業訓練、海外への職業斡旋に関して外資規制が撤廃されたことも影響していると思われる<sup>62</sup>。外国企業でもインドネシアの送出しビジネスに参入可能であるため、インドネシアからの送出し人数が急速に拡大する中で、他国の送出国にとって、インドネシアが魅力的な市場となっているようである。

図表 VI-10 ベトナム・中国の技能実習送出国の進出に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- ベトナムの送出国で、ジョブオーダーを持つところが、来社してきた。キックバックの話もあったため、断っている。新しい技能実習送出国等だと、受入れてしまう所もあるかもしれない。可哀そうなのは実習生本人だと思う。ベトナムでは接待等をしているので、支払う金額が70万円位になってしまう。
- 最近ではベトナム資本の技能実習送出国がバリに入り込もうとする動きがある。先日も当社にやってきた。最初は、監理団体の職員なのかと思っていたが、話を聞くうちに、技能実習送出国であることがわかり驚いた。
- 求人情報がほしい新しい送出国であれば、こうしたベトナム側からの話に乗ってしまうと思う。ベトナムで求職者が減っていることが影響している。
- ベトナムの技能実習送出国からの連絡はあるが、反応していない。その場合、利益を分けようという持ちかけをしてくる。去年から連絡があり、これまでE-mailが4～5件来た。
- ベトナム、中国の技能実習送出国がインドネシアに来ている。監理団体とネットワークや日本からの求人があることをちらつかせて、インドネシアの技能実習送出国に近づいてきている。ただ実際に連携をしようとする、1人紹介するにあたりいくらくれるのか、という話になってしまう。
- コロナ前の時点でも、中国とベトナムの技能実習送出国から連絡があり、「自分たちに日本から来ているジョブオーダーを紹介するから、紹介料をほしい」「自分たちが送出しを指南してあげる」といった上から目線の営業があった。コロナが明けてそうした動きが加速しているかもしれない。

(出所) ヒアリング調査より

<sup>62</sup> インドネシアの外資規制において、これまで職業訓練は外資上限67%、海外でのインドネシア人労働者職業斡旋サービスは外資不可となっていた（投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規則2016年第44号添付書類リスト）。しかし、2020年11月2日に雇用創出に関する法律2020年11号（オムニバス法）が施行されたことに伴い、新しく制定された大統領規則2021年第10号（2021年3月4日に施行）では、外資の出資比率が制限される業種から、職業訓練、海外でのインドネシア人労働者職業斡旋サービスの項目は削除されている。（参考：JBIC（2023年2月）「インドネシアの投資環境 - 第10章 外資規制業種」、[https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv\\_indonesia10.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv_indonesia10.pdf)（最終アクセス：2024年3月6日）、JETRO「インドネシア、外資に関する規制」、[https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02.html)（最終アクセス：2024年3月6日）



### ③ 送出費用について

インドネシアでは、労働省主導で技能実習の送出しを行ってきたことや、2番手、3番手の企業も、労働省の価格にリードされる形で市場が形成されてきたことから、送出費用が安く、真面目に送出しを行う技能実習送出機関の方が有利な市場となっているのが特徴であった。

一方で、新たな技能実習送出機関が急増する中で、新規の技能実習送出機関などにはまだ日本への送出しのノウハウ等がないこともあり、費用の高騰やトラブル等が発生している状況も聞かれた。

図表 VI-11 送出費用に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 小さな技能実習送出機関、新しい技能実習送出機関の送出し費用は、40-60万円が相場である。大手よりも高い。
- 技能実習送出機関は、インドネシア本人に対して、日本で働いたら20万円もらえますよ・すぐに借金を返せますよ、と伝えている。地方のインドネシア人にとって20万円は大きな額であるため、すぐに借金が返せると考え、40-60万円技能実習送出機関に払っても大丈夫だと思っている。ただ、実際には20万円ももらえないため、借金を返すのが大変なことになる。
- 問題が発生するのは、小さな技能実習送出機関で、名前も聞いたことがないような技能実習送出機関であることが多い。技能実習送出機関は、日本到着後に、技能実習生に何か問題があっても放置している。技能実習送出機関の所在地は地方の場合もあれば、ジャカルタの場合もあるが、新しい技能実習送出機関が多く、日本の働き方をあまり知らなかったり、日本語教育の能力があまり高くなかったりする。

(出所) ヒアリング調査より

### ④ 優良な技能実習送出機関の見える化

優良な技能実習送出機関を表彰するため、労働省では2022年にVokasiアワードを創設し、その中で技能実習送出機関の表彰を開始しているなど、優良な技能実習送出機関の見える化に取り組んでいる<sup>63</sup>。

技能実習送出機関の評価基準には、研修の内容や、実習中・実習前後のフォロー、同窓生へのフォローのほか、人事、財務などの組織体制に関するものなどが含まれている。

図表 VI-12 技能実習送出機関の見える化に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 労働省で2022年からVokasi Awardをして、その中に技能実習送出機関部門がある。受賞することによる行政手続きの簡略化や減税などのメリットはないが、自分たちで優

<sup>63</sup> Vokasiアワードでは、技能実習の送出機関のみならず、職業訓練に関わる機関、個人などの表彰を行っている。Vokasi Award HP, <https://vokasiaward.kemnaker.go.id/>（最終アクセス：2024年2月19日）

良であるということ営業に使うことは構わない。2021年に規定を公表し、2022年に初開催、今年2年目である。公募形式であり、全てのLPKに周知はしている。

- アワードの審査は、労働省内で審査チームを結成し、組織体制、施設、教材、人材（インストラクター）、教育内容等を審査している。3回入賞したら審査対象外になる。毎年5社選ばれる。

(出所) ヒアリング調査より

図表 VI-13 技能実習送出機関の評価基準

項目	評価基準の例
a. 研修管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピテンシー・ベースの研修のモニタリングと評価</li> <li>・ 1年間の研修スケジュールと頻度</li> <li>・ 研修教材の工夫 など</li> </ul>
b. 実習管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国前講習の実施</li> <li>・ 技能実習の参加者の質と量</li> <li>・ 海外での技能実習生の問題の軽減</li> <li>・ 技能実習修了後のフォローアップ など</li> </ul>
c. 人事・財務管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事考課制度</li> <li>・ 財務報告および活動報告の完全性 など</li> </ul>
d. マーケティング・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差別化戦略</li> <li>・ 研修コスト戦略</li> <li>・ 研修施設の戦略</li> <li>・ オンラインプロモーション、マーケティング戦略 など</li> </ul>
e. パートナーシップ・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修・雇用に関するステークホルダーとのパートナーシップ戦略 など</li> </ul>
f. 同窓会管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同窓生に対する求人情報等の情報提供サービス</li> <li>・ 職業訓練分野で働く同窓生の数</li> <li>・ 起業している同窓生の数 など</li> </ul>
g. 5Sの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備配置図が入手可能</li> <li>・ 衛生チェックシートと定期点検チェックシートがあり、使用されている</li> <li>・ 5Sの標識があり、明確である など</li> </ul>
h. 提案書の完成度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が事実のデータに基づいている</li> <li>・ 書式の適切性 など</li> </ul>

(出所) Pedoman Vokasi Award,

[https://vokasiaward.kemnaker.go.id/data/data/repo/Pedoman\\_Vokasi\\_Award.pdf](https://vokasiaward.kemnaker.go.id/data/data/repo/Pedoman_Vokasi_Award.pdf) (最終アクセス：2024年2月28日)

## (2) 特定技能について

### ① 技能実習送出機関 (LPK) の関与

インドネシアの法律上、技能実習送出機関が特定技能を送り出すことはできない。しかし、インドネシアでは、直接採用が可能となっているため、技能実習送出機関が人材と企業を会わ

せるだけ、情報提供するだけであれば関与することは可能となっている。

一方で、ヒアリング調査では、それを超えて、送出しをしている技能実習送出機関も存在しているとのことだった。また、何か問題が発生しても、その技能実習送出機関が対応せずにトラブルが起きている場合もあるとのことだった。

図表 VI-14 技能実習送出機関の関与に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 技能実習送出機関が人材と企業を「ただ会わせるだけ」であれば何も問題視しない。ただし、引き合わせた後に、「あなたは必ず日本に行けますよ」と約束したら NG である。さらにそこに費用が発生したらなおさら問題である。あくまで引き合わせて、その先は個人と採用企業（または登録支援機関）のやり取りとすれば問題ないと整理している。
- 技能実習送出機関は、法律上特定技能を送り出すことができないが、日本側の企業に「インドネシアから特定技能を送り出しますよ」と持ち掛けている。日本側の企業は（特に日本の地方にある企業）はインドネシアの法律に詳しくなく、技能実習送出機関を普通に利用してしまう状況にある。そうすると技能実習送出機関がブローカーのようになり、技能実習同様に特定技能を送り出すが、何か問題が起こっても責任を取らない。

（出所）ヒアリング調査より

## ② 移住労働者送出機関（P3MI）の関与

P-to-P スキーム（P3MI 経由での送出し）が開始されたこともあり、技能実習送出機関が移住労働者送出機関（P3MI）ライセンスを取得する動きも出てきている。

ただ、P3MI を取得するには、高額な資本金やデポジットが必要であるため、小規模の技能実習送出機関が取得するには困難である。そのような中、ヒアリング調査では、複数の技能実習送出機関が出資する形で、高額な資本金・デポジットの要件をクリアして新会社を設立するケースも聞かれた。

図表 VI-15 P3MI の関与に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 2023 年に P3MI の許可を取った。特定技能への送出しを見込んで、自社で専門高校も有している。
- 2023 年に P3MI を取得した。技能実習送出機関複数社が合同で出資して立ち上げた。出資金が高いため、複数社で対応することで、それが低く抑えられると考えた。
- P3MI を持っている技能実習送出機関は、今後 P to P の仕組みで特定技能人材を送り出す予定だと思う。P3MI を持っていない技能実習送出機関は個人スキームで対応することになる。

（出所）ヒアリング調査より

さらに、ヒアリング調査では、すでに P3MI を持っている送出機関が日本市場に参入しよう

とする動きも聞かれた。これまで中東や香港・マレーシア等に送出してきた P3MI は、日本へのネットワークがないため、日本へのネットワークを持っている技能実習送出機関に営業をかけているとのことだった。それにより、技能実習送出機関へ P3MI の名義貸しが起きることで、特定技能の送出し費用が高くなるのではという懸念も挙げられた。

図表 VI-16 P3MI の関与への懸念に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 今まで中東や香港・マレーシア等を中心に活動してきた P3MI が日本市場に参入しようと、元々技能実習で日本との繋がりがある技能実習送出機関に営業してきている。P3MI は、一夜で日本向けの送出しの体制を作る財力は持っていて、その点では技能実習送出機関の方が劣るが、日本への送出しはそんなに簡単ではない。日本からの信頼と実績は技能実習送出機関の方が有している。
- 特定技能について、元々日本以外の国に送り出していた P3MI が日本市場に参入しつつあるという認識である。当社のような日本への送出し実績を有するところが準備している間に、日本市場を取っていきこうとしているようなイメージである。ただ、日本への送出しは得られる金銭でマッチングができるほど簡単ではない。
- ジョブオーダーは技能実習送出機関に来るので、技能実習送出機関が P3MI から名義借りして送り出すようになるのでは、と懸念している。そうなると、名義借りした分のお金が、直接、特定技能で行きたい人に価格転嫁されてしまい、結局損をするのは特定技能で行きたい人になってしまうということを最も懸念している。

（出所）ヒアリング調査より

また、ヒアリング調査では、P3MI の送出しは、中東や香港・マレーシア等への低熟練労働者の送出しを前提として設計された制度であり、日本への送出しに馴染まない部分、懸念点があるという意見も聞かれた。例えば、日本への送出しの際に行っている面接・事前訓練が行われない可能性や、特定技能は転職が自由であるというところで、転職した後の送出機関の責任について懸念が挙げられた。

図表 VI-17 P3MI の制度への懸念に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- もともと P3MI は、中東・香港・マレーシア等の労働条件が良くないところへ低熟練労働者を送り出すことを想定していることから、現状の規定では P3MI が負わなければならない責任の範囲が広すぎるのが気になっている。登録に当たっても、地方の労働局職員が雇用契約書の確認などで毎度立ち会わなければならないなど、ちょっとあり得ないだろうという規定がいくつかある。労働環境があまり良くない国への送出しを想定した規定が多く、それをそのまま日本に適用するのは現実的ではない。
- P3MI が特定技能を送り出す懸念点としては、P3MI というのは従前中東やマレーシアにインドネシア人を送出してきた機関であるので、面接や訓練をすることに慣れていないという点である。中東やマレーシアの送出しの場合、送出機関はジョブオーダーを受

けたら、しっかりとした面接や訓練せずに、海外に行きたい人とマッチングして、右から左に送り出すような形で送出しを行っている。なので、P3MI は日本のような人材育成を大事にする国にはなじまないと思うし、日本への送出しの経験や知見がない中で特定技能に参入できるようになっても、参入する P3MI はあまりないのでは、と思っている。

- P3MI が関わるといふ形の方が本来的にはいいと思うが、P3MI から送出し後、転職した場合に何かあったときに誰が責任を取るのかという問題も起きる。送出国としても追いかけてくれないが、もし何かあったら送出国の責任になってしまう点は非常に懸念される。
- 特定技能で転職した場合も同意書を取り交わすことにしてほしい。そうでないと、送出しの責任が切れずに、本人がどこにいるかわからない状況になってしまう。
- 特定技能は転職が可能になっている。関係者から伺っている話によると、特定技能が 1 年未満で転職した場合、インドネシアの送出国に対して、約 30-50 万円のペナルティが請求される。これは法律に基づくものではなく、企業間の契約と聞いている。日本側の受入れ企業としてもすぐに転職されると困るため、こうした内容を契約に盛り込んでいるのだと思う。このペナルティは送出国にとっては結構な金額であり、デポジットとは別の予備負担費用も用意しないといけなくなるので大きな負担になる。

(出所) ヒアリング調査より

### ③ 試験の開催について

JLPT、JFT-Basic、特定技能評価試験の関係する試験を合格することが入国要件と設定されている。しかし、インドネシア現地（特にジャカルタ）では、受験の機会すら与えられていないという意見が、政府・民間いずれの訪問先からもあった。

JLPT は年 2 回しか実施されず、受験場所も全国数箇所に限られるとのことだった。また、JFT-Basic、特定技能評価試験については、受験の申込みをしようとしてもすぐに満席となってしまう、申し込みができないとのことだった。

そのような中で、何らかの形で、一般の受験申込より前に受験枠をすでに持っている人がおり、受験する権利を定価よりも高い金額で売る「ダフ屋」が出現している。ダフ屋は SNS 等で「権利を売ります」という情報が流しており、今のところお金を払えば確実に受験する権利が得られることから、送出国側も使っているとのことだった。

ヒアリング調査で確認された事例では、ダフ屋は JFT-Basic については正規料金の 1.2 倍程度、特定技能試験については、正規料金の 1.2~1.7 倍程度の費用を取っているとのことだった。

図表 VI-18 試験の開催に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- JFT-Basic が受験できない。自分たちで普通に申し込むのはほぼ不可能な状況になっている。そのため、我々もブローカーにお金を払って受験枠を取ってもらっている。JFT-Basic の受験料定価 40 万ルピア／回のところ、60 万ルピア／回を払っている。ただ、払えば確実に受験枠が得られる。
- JFT-Basic の受験申込の開始時間に当該ページにアクセスして、必要事項を入力していると、何故か途中でエラーが発生し、それを何度か繰り返しているうちに、定員が埋まってしまっている。1 時間もしないうちに全ての枠が埋まっている。
- JFT-Basic の受験登録は、それほど困っていない。ブローカーのような人に頼めば受けられる。40 万ルピアの受験料について、50 万ルピア支払えば、必ず受験することができる。
- JFT-Basic は受験枠が非常に足りない。これを利用してダフ屋行為のような形で、先に成約を取って売買している人が出てきている。これは JLPT にも同じことが言える。年に 2 回、かつ、開催場所がジャカルタとバンドンしかないため、受験したくてもできない実態がある。東ジャワ、中部ジャワにも試験会場を設けるべきだと思う。
- 試験受験の機会が非常に限られており、そもそもその資格を取ることができない事態が現状でもあるのに、ますます厳しくなるのではないかと、ということを懸念している。日本語能力試験は年 2 回しか開催されず、JFT-Basic も申込が殺到している。

(出所) ヒアリング調査より

図表 VI-19 正規の受験料およびダフ屋の提示料金（一例）

試験の種類	正規料金		仲介者の提示料金	
	単位 (ルピア)	単位 (円)	単位 (ルピア)	単位 (円)
JFT-Basic	40万	3,680	48万	4,416
介護技能評価試験	10.9万	1,003	18万	1,656
介護日本語評価試験	10.9万	1,003	17万	1,564
農業技能測定試験	45万	4,140	53万	4,876
外食業特定技能測定試験	45万	4,140	53万	4,876
飲食料品製造業特定技能測定試験	45万	4,140	55万	5,060
建設分野特定技能評価試験	23万	2,116	33万	3,036

(出所) 正規料金は、プロメトリック社「国別受験料金」<https://www.prometric-jp.com/ssw/exam/fee/>（最終アクセス：2024 年 3 月 6 日）、仲介者の提示料金は、ヒアリング調査（2023 年 8 月～12 月）より

#### 4. 今後の展望

技能実習、特定技能ともに、インドネシアから日本への送出しは順調に増加しており、今後も送出し数が増加していくことが予想される。

送出しが増えることで、技能実習については、技能実習送出機関数の増加やベトナム・中国

の技能実習送出機関が進出してきているなど、送出し市場が活発化してきている。それと同時に、これまで送出しの経験がない新しい技能実習送出機関が送出し市場に参入することで、送出し費用の高騰やトラブルの発生等も起きるようになってきている。

また、インドネシアでは、技能実習制度と特定技能制度が別の制度となっており、現状では、それぞれ所管する省庁や送出機関のライセンスが異なっている。今後、技能実習制度が「育成就労制度」に変更となる中で、既存の技能実習送出機関が引き続き送出しを行えるかどうかは、移住労働を担当する BP2MI が所管するのか、研修を担当する労働省職業訓練・生産性向上総局が担当するかで決まってくる。インドネシアにおいて、育成就労制度がどのような位置づけとなるのか注目される。

図表 VI-20 今後の技能実習の日本への送出しに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 制度が「育成就労」となり、海外労働人材の送出しの目的が変わることで、インドネシア側で求められる送出し資格が技能実習と変わることが考えられる。当団体は8割近くが技能実習送出機関のみであるため、育成就労が「労働者」扱いになり、人材を送り出せなくなることを大変心配している。
- 技能実習が廃止になり、労働者の送出しになってしまうと、今当社が持つ認可では送し出すことができなくなってしまうので、当社の仕事がなくなってしまう。

(出所) ヒアリング調査より

特定技能については、移住労働者送出機関（P3MI）を介しての送出し（P-to-P スキーム）も新たに開始されることで、特定技能の送しルートが分かりやすくなることが期待される一方で、これまでに日本に送し経験のない移住労働者送出機関（P3MI）が日本に参入してくることで、送し費用の高騰などが懸念される。P3MI 経由での送し費用については規定が設けられたため、この規定がどの程度運用されていくのか注視していく必要がある。

#### <参考文献>

##### 日本語文献

- ・ 是川夕・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・栗山智帆, 2021 「アジア諸国からの労働力送し圧力に関する総合的研究（第二次）報告書」 国立社会保障・人口問題研究所

##### 外国語文献・ページ

- ・ 労働省 HP, <https://kemnaker.go.id/>（最終アクセス：2024年3月6日）
- ・ BP2MI（移住労働者保護庁）HP, <https://bp2mi.go.id/>（最終アクセス：2024年3月6日）

## 第VII章 フィリピン

### 【概要】

#### (1) 移住労働者省の本格的稼働、ジャパン・デスクの設置

- ・ 移住労働者省 (DMW) の設立自体は 2022 年であったが、過年度の調査では、その統合・移行は途上段階にあった。2023 年以降、マルコス Jr. 政権 (2022-) 下で、DMW は本格的に運営を開始し、送出機関に関する規則の更新や、従来の海外雇用証明 (OEC) をデジタル化・無料化した OFW パスの発行など、移住労働者に関する新たな取組が進められている。
- ・ 特に日本への送出しに特化した部署・組織として、2023 年 11 月にジャパン・デスク (Japan Employment Facilitation Desk) が DMW 本省内及び移住労働事務所 (MWO) 東京・大阪内に設置された。このような特定の国に特化したデスクの設置はフィリピンにとって初の試みである。
- ・ フィリピン政府は、ジャパン・デスクを通じて、日本への送出しのための手続簡素化と期間の短縮、利害関係者との対話等により、高次元の規範・手続を目指し、それをフィリピンから他国への送出しにも適用するモデルケースすることを目指している。

#### (2) 送出し状況 (規模、費用等) も維持・継続

- ・ フィリピンから日本を含む海外全体への移住労働者数は、コロナ禍前の水準まで概ね戻った状況といえる。性別、年齢、出身地域、目的国、目的国における職種等の内容はコロナ禍前後で変化はみられず、特に目的国については中東地域を筆頭に、アジアも香港、シンガポールが高い割合を占める状況も変わっていない。
- ・ 移住労働者の送出しにあたり、悪質な仲介者の存在を認識している送出機関はあったが、仲介者が関与するのは主に香港等のアジアや中東への家事労働者の送出しであり、日本の技能実習、特定技能にはあまり関与していない点、費用負担は主に受入れ企業が行う点、斡旋手数料料 (Placement fee) 以外の研修費や健康診断費等の費目で違法な費用が発生している可能性がある点など、過年度調査で整理した状況が改めて確認された。

### 1. 労働力送出しに関する政策・制度

#### (1) 移住労働者省 (DMW) への統合の動き

##### ① 統合目的、統合過程の状況

ドゥテルテ政権 (2016-2022) 下の 2021 年 12 月 30 日、移住労働者省法 (The Department of Migrant Workers Act : RA116411) が成立し、2022 年 1 月 12 日に公布、同月 27 日に施行された。この法律は、POEA を中心に政府機関 (省庁) 及びその業務を統合し、移住労働者省



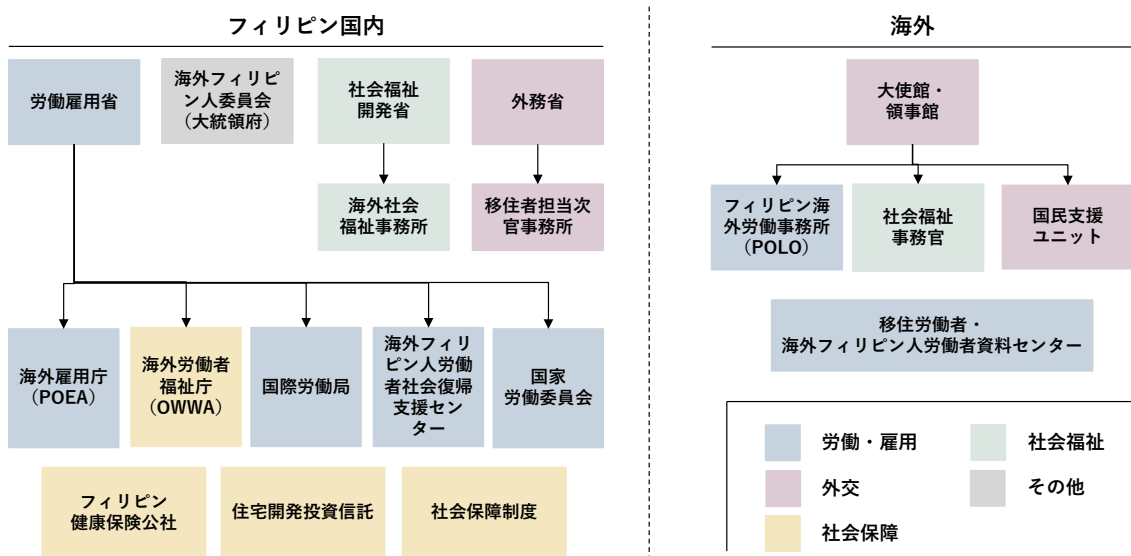
(Department of Migrant Workers : DMW) を新たに創設することで、移住労働者とその家族の権利保護及び福祉増進を図るものである。

本事業にて行った、移住労働者省担当者へのヒアリング調査に基づくと、DMW 統合の背景として、フィリピンでは移住労働者がフィリピン経済における大きな役割を担っているにもかかわらず、移住労働者送出し政策の中心であった POEA や OWWA が「省」(Department)ではなく「庁」(Agency)でしかなかったところ、一つの「省」に統合して大きなプラットフォームとすることにより、政策や予算の規模を大きくすることができるという狙いもあるとのことであった。

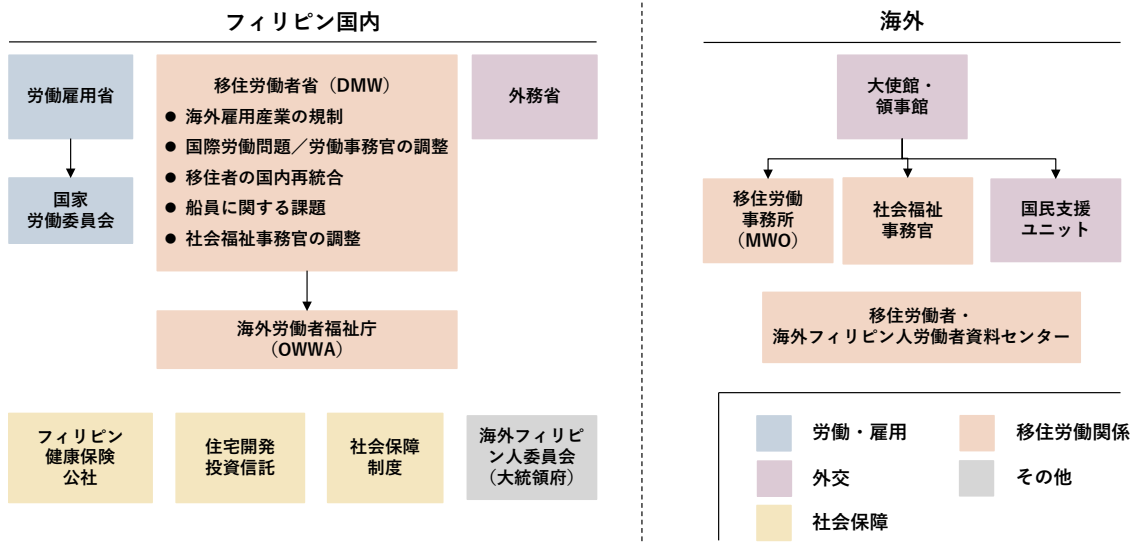
改めて、移住労働者省設立前後の組織体制について、前後の比較を以下の図表にまとめている。是川他(2023)では、移住労働者省を設立したものの、本格的な移行は完了していない状況があることが確認されていた。2023年以降、マルコス Jr.政権(2022-)下で、DMWは本格的に運営を開始し、送出国に関する規則の更新や、従来の海外雇用証明(OEC)をデジタル化・無料化した OFW パスの発行など、移住労働者に関する新たな取組が進められている。

図表 VII-1 移住労働に関する政府機関の構造比較 (移住労働者省設立前後)

<設立前>



<設立後>



(出所) Jeremiaiah M. Opiniano and Alvin P. Ang (2024) をもとに作成

② ジャパン・デスク設置、MWOの動き

特に日本への送出しに特化した部署・組織として、2023年11月にジャパン・デスク (Japan Employment Facilitation Desk) が DMW 本省内及び移住労働事務所 (MWO: 後述) の東京・大阪内に設置された。このような特定の国に特化したデスクの設置はフィリピンにとって初の試みである。

フィリピン政府は、ジャパン・デスクを通じて、1) 日本への送出しのための手続簡素化と期間の短縮、2) 日本での雇用に関する課題等に対処するステークホルダーダイアログ (利害関係者との対話) 実践、3) 日本への送出し関連のみに特化した処理、登録ルートの設置 (専用レーン)、4) 優秀な業績を収めた日本の雇用主へのインセンティブ導入といった措置を行うことにより、高次元の規範・手続を目指し、それをフィリピンから他国への送出しにも適用するモデルケースすることを目指している<sup>64</sup>。

また、移住労働者省法第15条に基づき、DMWの海外出先機関として、大使館または領事館内に移住労働事務所 (MWO) が設置されることとなっており、日本では、駐日フィリピン共和国大使館内に MWO-Tokyo、在大阪フィリピン共和国総領事館内に MWO-Osaka の2か所が設置されている。MWOは、旧フィリピン海外労働事務所 (POLO) の権限等を引き継いでおり、目的国の各種情報入手をはじめ、移住労働者の相談窓口、法的保護・援助の実施、労働問題のモニタリングと支援、雇用契約書の審査、受入れ国における政策変更の DMW への報告等

<sup>64</sup> MWO-Osaka プレスリリース  
<https://mwoosaka.dmw.gov.ph/index.php/2023/11/29/dmw-launches-the-japan-desk/>  
 (最終アクセス: 2024年1月29日)  
 JITCO プレスリリース  
<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/29940/> (最終アクセス: 2024年1月29日)

を行っている。自国民の保護・支援が設置目的となっていることを背景に、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震発生後数時間後にはホットラインが開設され、翌2日には、以下のような案内が Facebook 等が出されていた。

図表 VII-2 令和6年能登半島地震へのMWOの対応例（ホットライン案内）



（出所）MWO-Facebook ページより（2024年1月2日投稿）

## （2）手続きにおける DMW、MWO の関係・流れ

DMW 及び MWO 新設に伴い、DMW や送出機関へのヒアリングをもとに、日本の実習実施先が技能実習生を受け入れるまでの送出しのフローをまとめている。

フィリピンでは、候補者の募集や雇用主との採用面接の前に、フィリピン政府から求人行為を行ってよいか、許可を得る必要がある。まず STEP1 として、雇用主が海外現地の移住労働事務所（MWO）へ求人に関する書類を提出する。技能実習の場合は、二国間取決めに基づき、一般的な技能労働者と比べて、必要な書類が多岐にわたっている。MWO による書類確認・評価後（STEP2）、不備があれば再度提出が求められる。書類の不備がない場合は MWO 担当者と雇用主の面接または雇用企業への現地訪問が行われる（STEP3）。ここまで問題がない場合は、MWO による覚書が発行され（STEP4）、書類原本を雇用主から提携先の送出機関へ送付される（STEP5）。書類原本を受領した送出機関は、DMW 本省に関係書類を提出し、MWO 確認済みの書類を改めて DMW にて確認が行われ（STEP6）、問題ない場合は DMW から求人票の認定がなされ（STEP7）、求人行為が開始できる状態となる（STEP8）。

過年度の調査では、特に MWO（旧 POLO）における書類確認（STEP2）や面接（STEP3）が非常に厳しく、フィリピン人労働者の雇用を敬遠する動きがみられていた（是川他 2023）。ただし、本事業におけるヒアリング調査にもとづくと、この STEP2,3 について、一度フィリピン人労働者を受け入れたことがある事業所や、書類作成支援を行った経験を有する監理団体から提出された書類については確認が緩やかである点や、大統領表彰を受けた送出機関が関与している求人の場合は、書類確認・面接自体が免除されることとなっている。

図表 VII-3 求人票の認定フロー



（出所）ヒアリング調査をもとに作成

DMW より求人票の認定が得られた後、候補者の募集、企業との採用面接、合格者の事前教育等が施される。以下では、技能実習生について、ヒアリング調査に基づき一般的なケースとしてフローをまとめている。

STEP1～4 は、求人企業との改めてのニーズ把握・確認、候補者の募集、採用面接となっている。ある送出機関の例では、合格が出るまで、おおよそ1か月半弱の期間がかかる。採用面接合格後は、日本語学習期間として320時間（2-3か月）の講座を受け、日本語能力試験N5レベルまで身につける（STEP5）。同時に、在留資格認定証明書やビザの申請等も進めて行き（STEP6）、各種書類が整った後、出国となる（STEP6）。なお、出国前にはPre-Departure Orientation Seminar（PDOS）の受講が求められる。

図表 VII-4 技能実習生雇用フロー（一般的なケース）



（出所）ヒアリング調査をもとに作成

### (3) 送出機関のライセンスに関する規定

#### ① 規則の概要

移住労働者の仲介斡旋に関わり、送出機関の設置、ライセンスの取得・更新等については、陸上労働者と海上労働者のそれぞれについて規則が定められているところ、移住労働者全体の約 8 割を陸上労働者が占めており、特に日本への送出しについては大部分が陸上労働者であることから、ここでは陸上労働者に係る規則について記載する。なお、下記のとおり、陸上労働者については更新された規則が 2023 年に公布された一方、海上労働者については 2016 年の規則からまだ更新されていないが、報道によれば DMW では海上労働者についても陸上労働者と同様に規則の改正を予定しているとのことである<sup>65</sup>。

陸上労働者については、2023 年 6 月 9 日に DMW（2023）「海外フィリピン人陸上労働者の採用と雇用に関する規則」が公布された。この規則は、従来の POEA（2016）「海外フィリピン人陸上労働者の採用と雇用に関する規則」について、DMW の創設も踏まえて改正したものであり、民間送出機関のライセンス取消しに繋がる可能性のある重大な犯罪リストが大幅に追加されたほか、ライセンスの申請費用等が変更された。

#### ② 規則におけるライセンスの要件

民間送出機関のライセンス取得に必要な主な要件や費用等は以下のとおりである。

フィリピン人が行う個人事業主、パートナーシップ、一人会社、または法人として活動し、

<sup>65</sup> CNN Philippines

<https://www.cnnphilippines.com/news/2023/6/9/dmw-land-based-ofws-one-strike-policy.html>

（最終アクセス：2024 年 1 月 29 日）

承認及び議決権を有し、かつ資本金の少なくとも75%以上がフィリピン人によって所有・管理されている場合、送出機関として従事することができる。最低資本金と振込資本金の要件は各500万ペソ（約1,285万円）と設定される。（PART II 第2条）

ライセンスの申請・取得には、返金不可の申請料5万ペソを支払う（PART II 第6条）。その後、申請が通過した際には20万ペソのライセンス料を支払う必要がある（PART II 第13条）。最初は仮のライセンスが発行され、有効期間は3年間である（PART II 第11条）。その後、仮のライセンスの有効期間満了の3か月前以内または送出し人数が100人に達した場合に、本ライセンスへのアップグレード申請を行う必要があり、申請が通過した際には20万ペソのライセンス料を支払う必要がある（PART II 第15条、第16条）。本ライセンスの有効期間は仮のライセンスの発行から6年間である（PART II 第17条）。その後、本ライセンスの有効期間満了の3か月前以内にライセンスの更新申請を行う必要があり、申請が通過した際には20万ペソのライセンス料を支払う必要がある（PART II 第18条、第19条）。

また、上記の資本金や申請料とは別に預託金が必要となる。ライセンスを受けている間は、常に最低150万ペソの預託金が求められ、違反等の係争中の案件がある場合には追加で150万ペソの預託金が必要となる（PART II 第20条）。また、ライセンスの更新時に違反等の係争中の案件がある場合には、1件につき7万5千ペソの追加の預託金が必要となる（PART II 第21条）。

図表 VII-5 送出機関の資本金、ライセンスの申請・取得・更新に係る費用、預託金

費用	金額	(参考) POEA (2016)
資本金	500万ペソ	500万ペソ
ライセンスの申請	5万ペソ	2.5万ペソ
仮・本ライセンスの取得 本ライセンスの更新	20万ペソ	10万ペソ
預託金	常時：150万ペソ 係争中：150万ペソ追加 更新時に係争中：7万5千ペソ/件追加	常時：100万ペソ 更新時に係争中： (1-5件)5万ペソ/件 (6-10件)7万5千ペソ/件 (11件以上)10万ペソ/件 を追加

(出所) DMW (2023) 「海外フィリピン人陸上労働者の採用と雇用に関する規則」

#### (4) その他

##### ① 海外雇用証明 (OEC) の電子化

海外で就労する移住労働者はDMWが発行する海外雇用証明 (OEC : Overseas Employment Certificate) を持っているため、DMW/MWOは「誰がどこでどのような条件で就労している

か」を把握している。仮に目的国（就労している海外現地）にて雇用主を変更したものの、DMW/MWO に届けることなく帰国し、再出国しようとした場合、DMW/MWO が把握している就労先ではないところに送り出すことは認められないとして、再出国できなくなる。加えて、OEC は有効期限が発行から 60 日間であるため、雇用先に変更がない場合であっても、フィリピンを出国する都度、OEC の取得が必要になる。

現在、OEC をオンライン上で取得できるようにした OFW パスについて準備が進められており、日本を含めた 10 か国でパイロットテストが実施されている（2023 年 7 月 21 日から開始）。OFW パスはオンライン上で手続きが完了し、QR コードで提供されるものであり、有効期限は雇用契約期間に準じる。また、OEC は取得するのに 100 ペソの手数料が必要だが、OFW パスは無料となっている。DMW では、この OFW パスも含めた移住労働者のために必要な機能を集めたプラットフォームとして、DMW モバイルアプリの開発を進めている。

## ② 送出国の状況

最新の 2024 年 2 月 27 日現在、DMW の HP で公開されている送出国機関数は、全機関数が 3,748、ライセンスを有する機関数が 1,105 となっている。令和 2 年度事業報告書（是川他（2021））の 2021 年 3 月 19 日時点（全機関数 3,732、ライセンスを有する機関数 1,259）と比較すると、全機関数はほぼ同一である一方、ライセンスを有する機関数は 150 機関以上減少している。令和 4 年度事業報告書（是川他 2023）と比較すると、全機関数及びライセンスを有する機関数ともにほとんど変化はみられない。

図表 VII-6 移住労働者送出国機関数（2024 年 2 月 27 日 10:02 更新版）

全機関数	3,748 ※2019/3/19 : 3,732 2023/3/2 : 3,735
うちライセンスを有する機関数	1,105 ※2019/3/19 : 1,259 2023/3/2 : 1,099

（出所）DMW HP より <https://www.dmw.gov.ph/licensed-recruitment-agencies>

（注）「全機関数」には、営業停止機関、過去のライセンス所有機関などが含まれている。機関数は数時間おきに HP 上で更新される。

## ③ 大統領表彰

布告第 1519 号（2008 年）により、優れた業績を収めた送出国機関を表彰する大統領表彰（Presidential Award of Excellence）が創設された。受賞した送出国機関には、ライセンスの有効期間の延長や MWO/DMW による審査の際の書類の一部免除を含む各種特典が与えられる。

なお、DMW へのヒアリング調査によれば、審査基準が非常に厳しく、ここ数年は受賞者が出ていないとのことであった。

#### ④ 韓国への季節労働者派遣禁止

フィリピン政府は、韓国政府が 2015 年から開始している季節労働者プログラムへの自国民労働者の送出しを行ってきた。韓国の季節労働者プログラムは、農業・漁業において韓国国内の地方自治体が窓口となって外国人季節労働者を最大 8 か月間受け入れるプログラムであり、2023 年は前年（19,718 人）より 2 倍以上の 40,647 人を自治体に割り当てており、2024 年上半期も前年比 77.4%増の 49,286 人を 131 自治体に割り当てることが決定されている（法務部 2023）。

こうしたなか、2024 年 1 月 11 日、フィリピン政府は、韓国への季節労働者の派遣を一時停止すると通告した。公式な理由は明らかにされていないが、フィリピン側の報道によれば、フィリピン人労働者が韓国国内において危険な労働環境や賃金不払い、過重労働、さらに 2 件の死亡事例があったことなどが挙げられている<sup>66</sup>。また、韓国側の報道によれば、フィリピン人労働者が人材派遣会社を経営する韓国人ブローカーに賃金・労働搾取を受けた疑惑が浮上し、移民人権団体が当該ブローカーを告訴し、国家人権委員会に調査を求めたとされている<sup>67</sup>。元々、フィリピン人季節労働者は、韓国の地方政府と雇用契約を結び、月給 200 万ウォンで 5 か月間農場にて働くことに合意したが、人材派遣会社が口座を管理し、仲介手数料と宿泊費の名目で 225 万ウォンを盗んだと主張している。

今後、フィリピン側では、内務・地方自治省、外務省、入国管理局と協議し、韓国への季節労働者の派遣に関する一連のガイドラインを策定することを目指すとしている。

#### ⑤ フィリピン政府としての移住労働の考え方

フィリピンの GDP の約 1 割が海外送金で占められており、移住労働者はフィリピン経済において重要な役割を担っているなか、フィリピン政府へのヒアリングを踏まえると、フィリピン国内で就労するか、移住労働者として海外で就労するかは、本人の選択次第という考え方であり、「止めはしないが、フィリピン国内で働いてもらうことがベスト」と考えているという指摘もあった。報道によれば、2023 年 9 月にマルコス Jr. 大統領がシンガポールを訪問した際に OFWs に対して、コロナ後の成長を加速させフィリピン国内での雇用を増やすためにフィリピンへの投資を誘致していく旨の演説を行った。

従来の政権から移住労働者の帰国後の再統合に取り組んでおり、現在のマルコス Jr. 政権では、それに加えて地方自治体に再統合センターを設置して、政権として注力して取り組んでいることであった。

---

<sup>66</sup> ABS-CBN News <https://news.abs-cbn.com/news/01/18/24/dmw-sets-moratorium-on-seasonal-workers-to-south-korea>（最終アクセス：2024 年 1 月 29 日）

<sup>67</sup> 毎日新聞 <https://www.imaail.com/page/view/2024011611060587884>（最終アクセス：2024 年 1 月 29 日）



図表 VII-7 フィリピン政府としての考え方・取組に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- フィリピン政府としては、実習から帰国後の人材について、必ずしもフィリピンに留めておきたいという希望はそれほど強くない。日本で身につけた技術を生かして、欧米や中東で活かして働きたいという意向があれば、それを止められない。それはフィリピンとしてもフィリピン経済をさらに活性化させることに繋がる。芝生の青いところに行きたいという人を政府としては止めることはできない。
- 移住労働者の送出しに関しては「止めはしないけれど、フィリピン国内で働いてもらうことがベスト」というスタンスである。

（出所）ヒアリング調査より

従来は、国家経済開発庁が5年おきを目安に策定している国家開発計画において、海外移住政策について言及され、2004年に策定された「Medium-Term Philippine Development Plan, 2004-2010」では、2010年までに年間100万人の陸上労働者の送出しという数値目標が掲げられ、2009年に達成した。

ただし、1995年移住労働者法では、はじめて「経済成長の維持と国家開発の手段として海外雇用を促進することはしない」（2条c）と明言しており、技能を有した労働者のみを送り出す「選択的送出し」の方針が示されている。2021年に成立した移住労働者省法の第2条でも同様の内容が盛り込まれている。こうしたなか、現在実行中の開発計画（Philippine Development Plan 2023-2028）でも具体的な送出し人数目標は設定されていない。

## 2. コロナ禍後の状況

### (1) コロナ禍下の経済的支援策

是川他（2023）で整理したとおり、フィリピンではコロナ禍後、帰国を余儀なくされた自国民労働者に対して、フィリピン政府は社会への再統合支援を行ってきた。2020年3月から2022年3月までにフィリピン政府が行った、海外から帰国したフィリピン人労働者向けに行った経済的再統合支援策の内容と受益者数を以下の図表にまとめている。」

再統合支援策として、具体的には、現金給付や職業・技術教育などが施された。この間の総帰国者数は約183.6万人<sup>68</sup>であり、このうち約4割にあたる、72.9万人が何らかの経済的統合策の受益者となった。

<sup>68</sup> 一部、二重カウントの可能性も排除できないと指摘される（Alvin pang 他 2023）。

図表 VII-8 コロナ禍により帰国したフィリピン人移住労働者向けの経済的統合策

内容	受益者数 (人)
合計	728,826
現金給付	575,607
職業・技術教育	98,893
教育支援	45,972
技術訓練	5,984
起業家向け投資	2,550
(参考)帰国者数	1,835,866

(出所) Alvin pang 他 (2023) をもとに作成

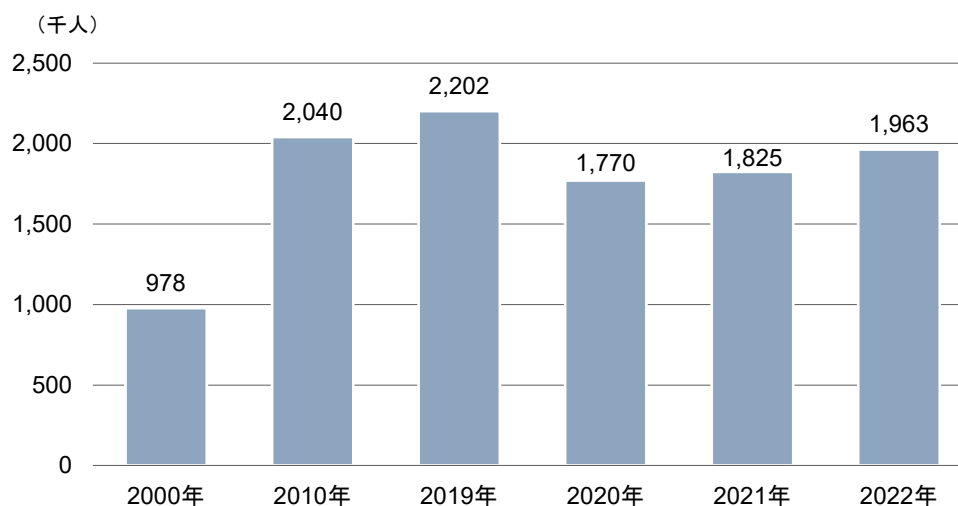
## (2) 送出しの状況

### ① 全体

以下では、フィリピン統計庁が毎年発表する、「在外フィリピン人調査 (Survey on Overseas Filipinos)」(ストック統計) の 2022 年版をもとに状況を整理している。

在外フィリピン人調査に基づく、2022 年のフィリピン人海外移住労働者は約 196 万人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の 2019 年 (約 220 万人) に比べると約 24 万人減少しているが、2020 年 (約 177 万人)、2021 年 (約 183 万人) からは増加が続いている。

図表 VII-9 海外移住労働者の性・年齢別割合 (2019 年、2022 年比較)

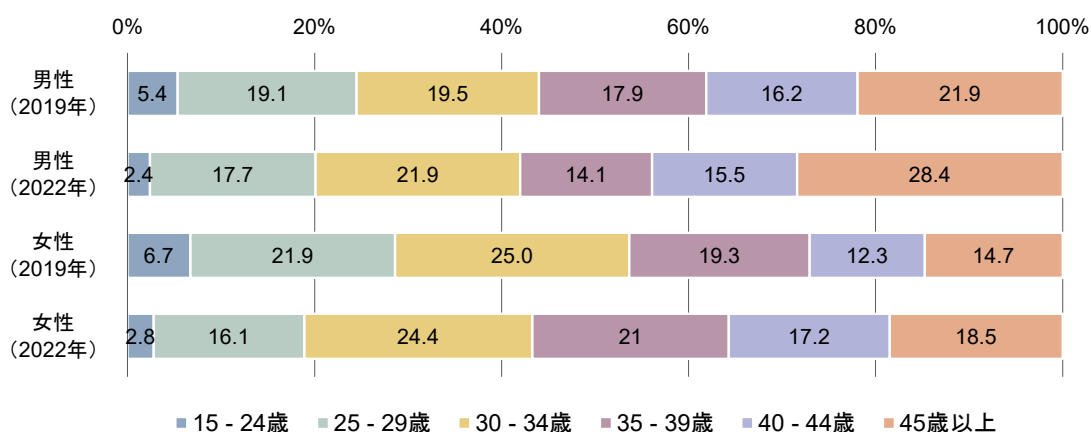


(出所) フィリピン統計局 (2023) をもとに作成

## ② 性・年齢別

性・年齢別で2019年と2022年を比較すると、男女ともに20代以下の若年層の割合の低下、45歳以上の割合の上昇がみられる。

図表 VII-10 海外移住労働者の性・年齢別割合（2019年、2022年比較）

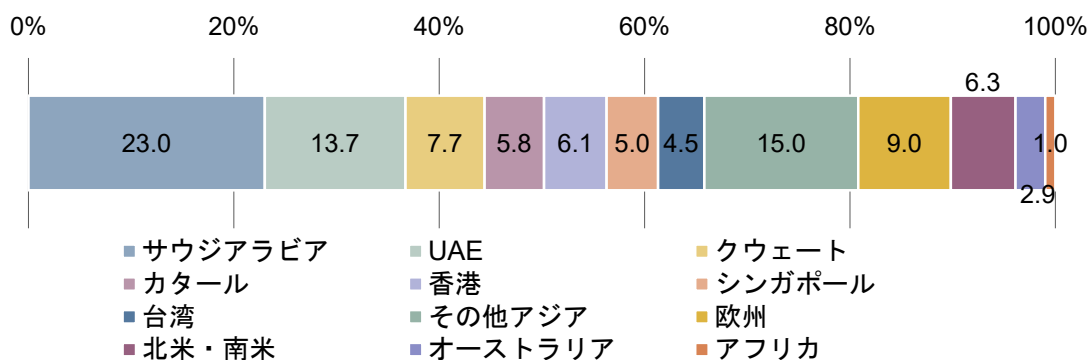


(出所) フィリピン統計局 (2023) をもとに作成

## ③ 目的国別

目的国別では、従来通り中東湾岸諸国が約半数を占めており、サウジアラビア、UAE、クウェート、カタールの4か国で50.2%となっている。また、2023年レポートでは、過年度個別の集計項目としてあがっていなかった台湾が、送出し先として取り上げられている（2022年時点で4.5%）。

図表 VII-11 海外移住労働者の目的国別割合（2022年）



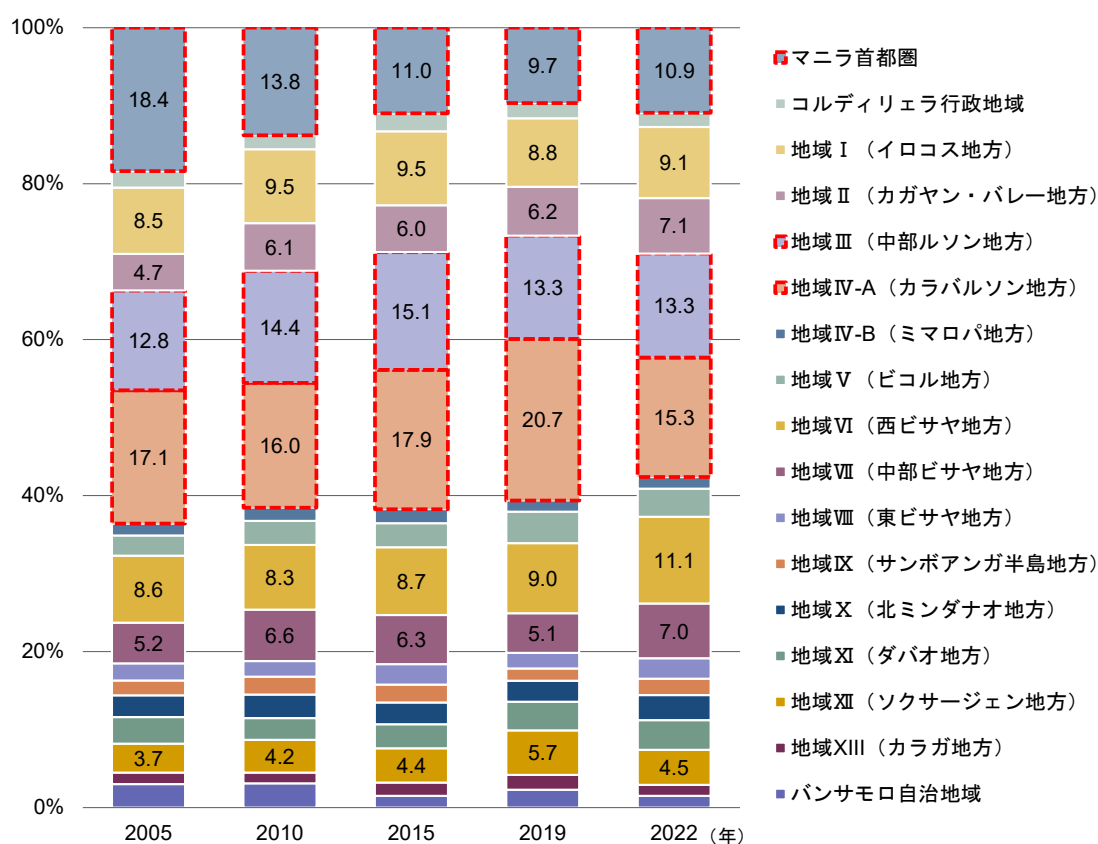
(出所) フィリピン統計局 (2023) をもとに作成

#### ④ 出身地域（出国前の居住地域）

出身地域の推移をまとめると、送出し元の地域は、マニラ首都圏・中部ルソン地方（地域Ⅲ）・カラバルソン地方（地域Ⅳ-A）を合わせた「メガマニラ」が中心であることは変わらないが、その割合は低下傾向が続いており、送出し元地域は全国に拡散している。特にマニラ首都圏は、2005年に18.4%だったが、2022年は10.9%となっている。

コロナ禍前後の比較をすると、特にカラバルソン地方（地域Ⅳ-A）が、2019年（20.7%）から2022年（15.3%）と減少幅が大きい。

図表 VII-12 海外移住労働者の出身地域別割合（推移、赤点線が「メガマニラ」エリア）



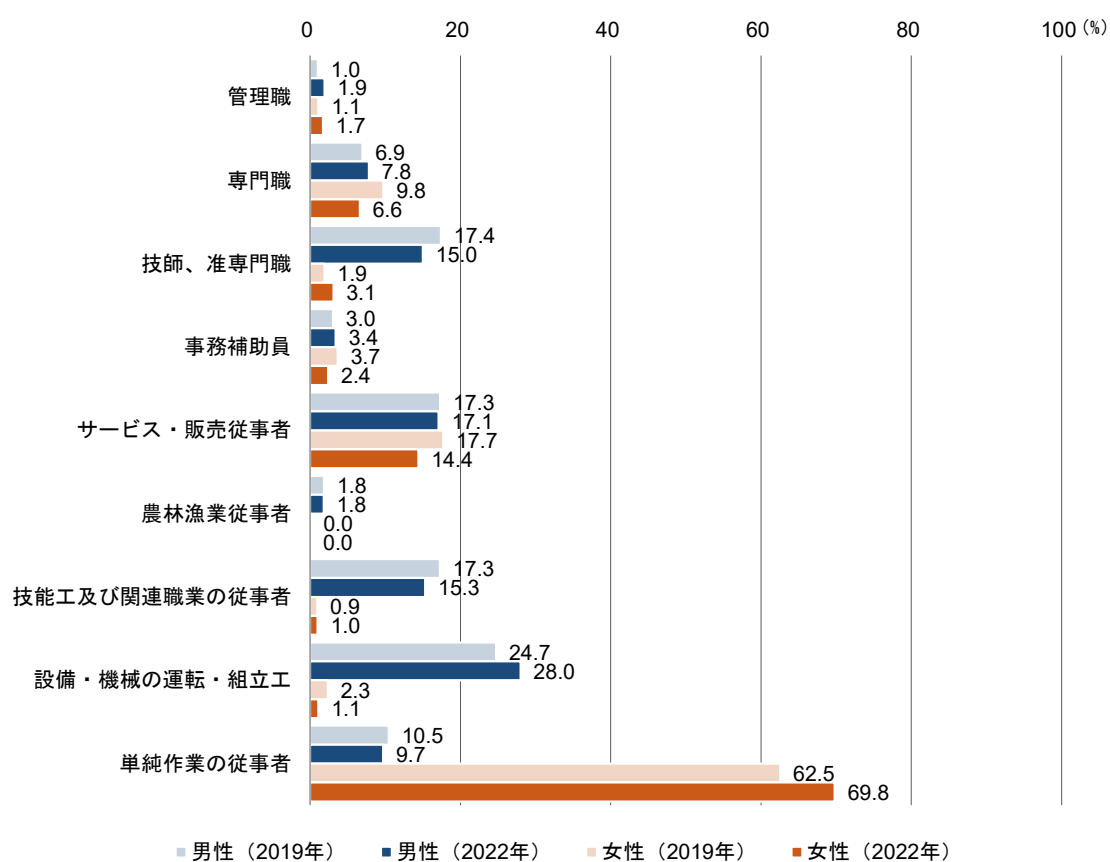
(出所) フィリピン統計局 (2023) をもとに作成

### ⑤ 職業別

海外移住労働者の移住先における職業別割合をみると、コロナ禍前後（2019年、2022年）で傾向の変化はみられない。

性別では、男性は、設備・機械の運転・組立工（2022年時点 28.0%）、サービス・販売従事者（2022年時点 17.1%）が高くなっている。女性は6割以上が単純作業の従事者となっており、2019年と2022年を比較するとその割合は高まっている。2022年時点は69.8%となっている。

図表 VII-13 海外移住労働者の移住先における職業別割合



(出所) フィリピン統計局 (2023) をもとに作成

### 3. 日本への送出しの状況

#### (1) 募集方法（技能実習、特定技能共通）

各送出機関では、様々な方法を組み合わせながら候補者の募集を行っている。その中でも中心的な募集方法は、求人サイトへの掲載、SNS への掲載、地方での募集、技能実習生からの紹介であった。

求人サイトは“workabroad.ph”（<https://www.workabroad.ph/>）が主に用いられているとのことで、これは海外求人を掲載するサイトであり、送出機関がアジア、米国、カナダ、英国、カナダ、中東等の世界各国からの求人を掲載している。フィリピン人求職者は、プロフィールを登録し、このサイトから希望する求人に応募することができる<sup>69</sup>。

また、Facebook 等の SNS への掲載は、影響力が非常に大きいとのことであった。もっとも、求めている人材とマッチする人材が必ずしも集まるわけではないということもあり、確実性という点では少し劣るとのことであった。

地方で募集する場合、地域としてはセブ、ダバオ、バギオ等で行うことが多いとのことであった。なお、送出機関の事務所がある地域以外の地域（州）において募集を行う際には、DMW から募集行為に関する許可を得る必要がある。

これらの方法により、送出機関において、募集人数のおよそ3倍程度の人数（介護の場合は、要件が厳しいこともあり募集人数のおよそ2倍程度の人数）を集める。

なお、介護職種に関する特徴的な募集方法として、ある送出機関では、看護学校で説明会を開催して募集を行うこともあるとのことであった。

図表 VII-14 募集方法に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 技能実習生の候補者は、地方から来る人たちが多く、海外就労経験がない人がほとんどである。集めるのはそれほど苦労しない。方法は求人広告が多い。また、すでに日本で働いているフィリピン人労働者に対して送出機関が連絡を取り、「誰か紹介できる人はいないか」と相談して、信用できる人を推薦してもらったりやり方もある。ただ、一番多いのは求人広告である。Facebook などの SNS、ラジオ、新聞を使って日本で求人があることを伝える。
- これらの方法の中で、SNS が圧倒的にパワフル。SNS に求人情報を掲載すると、翌日には多くの求職者が殺到する。ただ、人材の質としては必ずしもマッチするわけではない。
- マニラ以外の地域への訪問募集では、セブ、ダバオ、バギオなどで募集する。実際にはマニラで募集をする方が簡単。地方の場合、マニラに移動する金銭的な負担が重いため難しい人が多い。ただし、クライアントによっては地方からマニラへの移動費用を払ってくれる場合もある。

<sup>69</sup> 2024 年 2 月 26 日現在で 2,589 件の求人が掲載されており、そのうち半分程度をサウジアラビアからの求人が占めている。日本からの求人は 38 件であり、介護や外食、造船等の産業での募集が多い傾向がある。

- 介護は、看護学校に直接訪問し、説明会を行って募集する。学校を直接訪問することで、当社としてもどのような設備で勉強しているのかを確認できる。看護学校は職業専門学校であり、高卒以上の人が対象になる。

(出所) ヒアリング調査より

本事業におけるヒアリング調査でも、悪質な仲介者の存在を認識している送出機関はあったが、業界団体へのヒアリングをもとにすると、仲介者が関与するのは主に香港等のアジアや中東への家事労働者の送出しであり、技能実習生の送出しに仲介者が関わることはないとのことであった。

図表 VII-15 仲介者に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- (ILO などの) 先行研究での指摘の通り、ブローカーについては、技能実習生の送出しに関わるケースはなく、主に家事労働者の送出しに関わり、香港等のアジアや中東への送出しのケースが多い。
- 募集に当たって、ブローカーを使うことは認められていないし、使っているのを見たこともない。仮に認められているとしても、コストアップになるので使うことはないだろう。

(出所) ヒアリング調査より

## (2) 送出し費用

フィリピンでは、技能実習生候補者が支払う費用については DMW 規則によって定められている。ヒアリングでも、これらの費用は基本的に技能実習生候補者が各自で手続を行う機関に直接支払うため、送出機関への支払いは発生しないということが確認された。

図表 VII-16 技能実習生候補者の支払いの状況に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 他国では本人が支払うケースもあるが、フィリピンの場合は基本的に企業に請求するため、実習生には何も請求しないことは徹底している。出国前の日本語学校における寮の生活費なども、「日本語講習費」に含めて実習実施者に請求している。ただし、出国前教育期間の食事代は自己負担になる。
- 日本に来るまでに使うお金のトータルは 25,000 ペソほどになるだろう。これらの費用は、それぞれ直接支払先に支払うものであり、送出機関に支払う費用はない。【APLATIP】
- 技能実習生は、それぞれの発行先等に直接支払うため、当社に支払う費用はない。健康診断費用は、監理団体又は受入れ企業が支払ってくれる場合もあり、その場合は必要ない。

(出所) ヒアリング調査より

一方で、仲介斡旋費（Placement fee）としては徴収しないものの、別名目で移住労働者本人

から費用徴収を行っていることが先行研究で指摘されている（ILO 2017、是川他 2021 など）。こうした事例についてヒアリング調査で改めて確認したところ、仲介斡旋費用以外の違法な支払いが発生している可能性が指摘された。

図表 VII-17 違法な支払いに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 出国前の日本語研修費用を候補者に払わせる例は知っている。本来は雇用主が払わなければならないが、日本到着後、監理団体に関わりながら、出国前日本語研修費を給与から天引きしていた。これに対して当団体として、移住労働者省に取り締まってほしいと申し立てた。
- どの送出機関も、同じような倫理観をもって運用しているとは限らない。なかには、語学研修の費用を実習生に対して普通よりも高い金額で払わせているケースもある。
- 健康診断費用も、本来であればクリニックに直接払う費用だが、クリニックと送出機関がグルになって、本人はクリニックではなく送出機関に払い、その際に送出機関が実際の費用よりも高く徴収するようなケースもある。当社としては、本人に対して、必ず自分で直接クリニックに行き、自分でクリニックに直接払うように伝えている。送出機関がドクターではない。

（出所）ヒアリング調査より

### (3) 技能実習中の転籍時の費用徴収方法の変化

技能実習生の転籍に対応した送出機関では、転籍前後で同一の監理団体である場合は、管理費は同一料金を徴収する一方、初めて取引を行う監理団体・実習実施先の場合は、当該監理団体・実習実施者がそれまで利用していた送出機関の金額と比較して管理費を調整する（従来の送出機関の管理費に合わせる）事例が確認された。

図表 VII-18 技能実習生の 転籍時の費用徴収方法の変化に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 転籍の前後で同じ監理団体であった場合は同一料金である。
- 監理団体が異なり、当社としても初の付き合いになる監理団体・実習実施先のケースもかつてあったが、その場合、以前利用していた送出機関のモニタリングフィーと比較して、当社の要求する金額が高い場合は割引をした。

（出所）ヒアリング調査より

## 4. 今後の展望

技能実習について、目的国としての日本の人気は今後も高いとする意見が聞かれた。特に、技能だけでなく規律や作業に対する姿勢も学ぶことができる点で評価が高い。

一方で、競争となる目的国が他にあるなか、フィリピン国内での就労に比べれば給与水準は高いものの、日本で給与水準は魅力に欠けるため、日本を選ぶ人は減っていくのではないかと



いう指摘もあった。

図表 VII-19 今後の技能実習の日本への送出しに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 日本の労働市場の人気が高いのは今後も変わらないと思う。10人の募集に20人、30人の応募がある。日本は目的国としては人気が最も高い国。円が弱くなっているものの、日本への希望は依然として高い。
- 目的国として、日本は大変良い。技能だけでなく規律や作業に対する姿勢も学ぶことができる。これは今後も変わらないと思う。
- 多くのフィリピン人が海外で働きたいと思っているが、その中でも日本は優先順位が高い国である。何よりも報酬が高く、フィリピンでの就労よりも2-3倍の収入が得られる。送出機関が技能実習生からフィーを取ることがないのも理由。中東だと1か月分の給与を送出機関が徴収することが認められている。
- （フィリピン）現地では待遇や転職などの面で、技能実習よりも特定技能の方がよいという情報が出廻っているようである。（中略）また、わざわざ日本に行きたいという人も全体として減っていくのではないか。技能実習をしたいというよりはお金を稼ぎたい、という動機が強い中で、日本は給与所得的に魅力的な国ではない。

（出所）ヒアリング調査より

特定技能について、技能実習よりも条件がよいという情報が出廻っている。技能実習修了後も日本で働き続けたい人にとって、特定技能、特に2号の選択肢ができたことについては、期待感を持っていることがうかがえた。

図表 VII-20 今後の特定技能の日本への送出しに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 現地では待遇や転職などの面で、技能実習よりも特定技能の方がよいという情報が出廻っているようである。
- これまで日本に送り出した人々からはよいフィードバックが来ている。職場の環境や、住環境などに満足している様子である。現状、技能実習の契約期間終了後は、フィリピンで日本出国以前と同じようなレベルの仕事をしたくないとなると、特定技能で残る以外では他の国に行くしかない。ただ、彼らの気持ちとしてはまた日本で働きたいという人が多い。そうした意味で、技能実習制度に変わる新制度や特定技能2号含め、日本で働ける機会が開かれるようになることは歓迎である。

（出所）ヒアリング調査より

<参考文献>

日本語文献

- ・ 是川夕・松下奈美子・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・伊藤瑞萌, 2020 「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究（第一次）報告書」国立社会保障・人口問題研究所
- ・ 是川夕・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・栗山智帆, 2021 「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究（第二次）報告書」国立社会保障・人口問題研究所
- ・ 是川夕・横山重宏・南田あゆみ・加藤真・栗山智帆・國光智子, 2023 「アジア諸国からの労働力送出し圧力に関する総合的研究（第三次）報告書」国立社会保障・人口問題研究所

外国語文献・ページ

- ・ Alvin P. Ang 1, Maire Carroline T. Magante, Maria Isabelle V. Militante, Jeremaiah M. Opiniano, 2023, "POST-PANDEMIC REINTEGRATION EFFORTS FOR OVERSEAS FILIPINO WORKERS What Prospects Abound?"
- ・ Jeremaiah M. Opiniano and Alvin P. Ang, 2024, "The Philippines' Landmark Labor Export and Development Policy Enters the Next Generation", The Online Journal of the Migration Policy Institute  
<https://www.migrationpolicy.org/article/philippines-migration-next-generation-ofws>  
(最終アクセス：2024年2月26日)
- ・ フィリピン統計局（PSA）（2023）Special Release 2022 Overseas Filipino Workers（Final Result）

## 第VIII章 ミャンマー

### 【概要】

#### (1) 海外で働くミャンマー人に対する所得税課税の再開

- ・ 海外居住者であるミャンマー人に対する所得税課税が再開されることとなった。2015年の連邦税法の改正で、海外居住者の所得税が免除されていたが、2023年9月の改正でその免除項目が取り消されることになった。これにより、日本で働くミャンマー人は、収入が20万円/月より多い場合は2000円/月、20万円/月以下の場合は1000円/月、在日本ミャンマー大使館へ支払わなければならなくなっている。

#### (2) 送出機関の急増に伴い、利益追求型の送出機関も増えている様子

- ・ 昨年度フォローアップ調査に引き続き、クーデターによる情勢不安、景気悪化に伴い、国内の就労機会が減少していることから、海外出稼ぎ希望者が増加している。
- ・ 送出機関も急増しており、中には利益追求型で、送り出した後に責任を取らない機関もあり、緊急避難措置として在留や就労を認める「特定活動」の悪用等が助長される懸念もあった。ヒアリングをした送出機関からは、優良な送出機関の見える化等を進めるとともに、様々な人が海外出稼ぎ希望している中で、人材のスクリーニングの必要性を重視する声が聞かれた。

### 1. 労働力送出しに関する政策・制度

#### (1) 海外で働くミャンマー人に対する所得税課税

ミャンマーの国家行政評議会（SAC）は、2023年9月に連邦税法の第22条を改正し、海外居住者であるミャンマー人に対して所得税を課税することとなった。2015年の連邦税制の改正で規定された海外居住者への所得税免除の項目が取り消される。

在日ミャンマー大使館からの通達文によると、日本で働いているミャンマー人に対しては、月収が20万円以下の場合は1,000円/月、20万円より多い場合は2,000円/月の所得税を納める必要がある。

この所得税課税に向け、まずは海外での給与所得の25%をミャンマー国内に送金することが義務づけられることになった。これは、コロナ禍やクーデター発生時に銀行で引き出しができず地下送金、地下銀行の活用が多くなったことに対し、正常の送金ルート、銀行利用に戻すことも狙いの1つとなっている。最近ではミャンマーの銀行も自由に引き出しができるようになったため、正常の送金ルートに戻ってきていることや、日本で働く多くのミャンマー人が給与所得のほとんどをミャンマー国内に送金しているため、送金の義務付けについては、現場において特に問題となっていないようであった。

所得税課税の運用については、具体的な納入の仕組みは整っていないようであるが、既に出

国時に、所得税納税を了承する旨のサインをするプロセスは導入されている。パスポート更新時に納税証明がないと更新ができない等の対応が取られる見込みであり、実際にパスポートが更新されなかった事例も出てきている。

2015年までは同様の制度があり、その頃日本で働いていた人によると、当時は月1万円程であった。そのため、ミャンマー人の受け止め方として、昔からの海外移住労働者にとっては、制度が復活し、金額が安くなったという印象であるが、その頃の事を知らずにこれから海外へ働きに出る人にとっては嫌な印象となっている。

図表 VIII-1 海外に居住するミャンマー人への所得税課税に関するニュース記事

課税額は、以下①②のどちらかの計算のうち金額が少ない方となる。

- ① 給与所得総額から手当等の減税額（第6条）を差し引いた後の金額に対して、所得税規則（第8条）に則った税率（0～25%）をかけた金額
  - ② 手当等の減税額（第6条）を差し引かず、給与所得総額に所得税率2%をかけた金額
- 海外居住者は、毎月、四半期ごと、毎年、パスポート更新時等に各国大使館に税金を納める必要がある。

（出所）タイの Tilleke & Gibbins International 社、カンボジアの VDB Loi 社のニュース記事より

図表 VIII-2 在日ミャンマー大使館からの通達（2023年12月21日）抜粋

<日本で働いているミャンマー人の収入について所得税徴収のお知らせ>

- 海外で働いているミャンマー人の給与所得に対して2023年10月1日より所得税納付すること。納付する際に従うべき方法は計画・財務省の通達を2023年11月に発表。
- 日本で働いているミャンマー人労働者の平均収入は月20万円と決め、その2%にあたる税額4,000円を所得税と決める。所得税のうち、2,000円は控除され、毎月の所得税額は2,000円となる。
- 平均収入20万円以下の場合は、平均収入を15万円と決めて所得税2%で納税3,000円と決める。所得税のうち、2,000円は控除され、毎月の所得税額は1,000円となる。
- 在日ミャンマー大使館として所得税納付した際に証明書を発行する。

（出所）公益財団法人大阪産業局「ミャンマービジネスサポートデスク短信 在京ミャンマー大使館 日本語要約内容」より

図表 VIII-3 ミャンマー人の日本での所得税納入に関する情報

- 12/21にJ-SATの卒業生がパスポートの更新をした際に、所得税未納が理由で更新ができなかったという報告があった。
- 所得税の支払いについては、大使館訪問以外の支払い方法は現在構築中。
- 制度は2024年3月分まで有効で、4月以降について発表されておらず、制度変更の可能性もある。

（出所）公益財団法人大阪産業局「ミャンマービジネスサポートデスク短信 在京ミャンマー大使館 日本語要約内容」より

図表 VIII-4 25%送金の義務付け、所得税課税に関するヒアリング調査結果（抜粋）

＜25%送金の義務付け＞

- 海外で働いているミャンマー人から課税することを目的に、給与所得の25%を必ず送金することを義務づけることが決まった。既に罰則（帰国後3年間は海外渡航ができない）もあり、運用も始まっている。
- ほとんどの金額を家族に送金している人が多いので、大きな問題になっていない。ただし、正規の銀行ルールは手数料が高いため、地下送金をしている人が多く、正式なルートではない人は、後で問題になるかもしれないと考えている。
- コロナ禍、クーデターの影響で、銀行での引き出しができなかったため、地下送金を使っていた。地下送金から通常の銀行でのルートに戻すため、25%送金の義務付けが行われた。この制度により、皆がまた正規のルートで送金するようになった。

＜所得税課税＞

- 海外で働くミャンマー人から税金を取ることについて、所得の25%までを送金し、税金を納めるということだが、運用面が不明。
- これから海外へ働きに行く人は、全員必ず税金を支払うという書類にサインをしているが、既に行った人達に対してどうするかは決まっていない。
- パスポートの更新の際に、支払った証明がないと更新ができないという話で、そこでチェックする予定のようだ。その際に、まとめて納付すればいいのだろうが、どのようにして納付するのか不明である。通達は出ているが、運用の細則は出していない。
- 年に1回まとめて払ってもよく、払うと証明書を発行してもらえるため、それをパスポートの更新や、帰国の際に空港で見せればよいという制度である。
- ミャンマー人の感情としては、2015年より前に日本で働いていた人としては復活したシステムであり、金額が以前は月1万円だったので、2000円で安くなった印象である。以前払っていた人からは復活したという印象だが、そのことを知らない技能実習生等は、税金を払う習慣や経験がないので、少し嫌な感じはするだろう。

（出所）ヒアリング調査より

## (2) 失踪者、特定活動への切り替えの増加

入管庁では、ミャンマーでのクーデター発生後の2021年5月28日以降、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人に対して、緊急避難措置として在留や就労を認める「特定活動」での在留を許可している。昨年度調査ではそれほど問題にはなっていなかったが、今年度調査では、この緊急避難措置を悪用した形での特定活動への切り替えの増加が懸念された。

海外への送出し圧力が高くなっている中で、ミャンマー国内において、日本にまず行くことで特定技能に変えることができると思われている可能性や、日本国内のミャンマー人コミュニ

ティ内で特定技能に切り替えることで仕事を斡旋するような動きも出てきているようである。

送出機関や日本語学校が急増している中で、送出した後には責任を取らないような送出機関も増えている。ヒアリングをした送出機関からは、送出した技能実習生の30%が特定活動へ切り替えたという送出機関の話もあり、特定活動の切り替え等が多い送出機関については、名前を公表する等の対応を求める意見があった。

図表 VIII-5 特定活動への切り替えに関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 特定活動は難民的な活用もある。現在は、ミャンマーに帰ると家なくなっている、家族が捕まっていることもある。その場合、特定活動に切り替えることはある。ただし、この特定活動を悪用するケースもある。
- ミャンマー全体としては失踪者、特定技能への切り替えが増えている。ミャンマー国内で、日本に行けば仕事を得られて、仕事を変えることができると思われている。特定活動の在留申請が許可されやすいことも影響しており、懸念している。
- 送り出した30%の人材が特定活動に変更した送出機関があるという話も聞いている。特定活動の切り替えと難民申請を出した送出機関、各送出機関の失踪者の人数を公表して欲しい。
- 本国の情勢不安により「特定活動」の在留資格がおりてしまうため、ミャンマー人のコミュニティの中で、特定活動に切り替えて他の会社で働くことを斡旋するような人もいようだ。それで、介護で頑張っていた人が、自動車整備工場の急に行ってしまったということもあった。

（出所）ヒアリング調査より

## 2. コロナ禍後の状況

### (1) コロナ禍の状況

コロナ禍の影響として、ミャンマーでは、コロナ対策として15人以上が集まることを禁止されていたため、ほとんどの日本語学校が2年程活動中止となっていた。

また、ミャンマーではコロナ禍にクーデターが始まったことから、コロナの影響とともに、情勢不安の影響も強い。情勢不安とともに、経済情勢も厳しいことから、海外渡航希望者が増えており、その中で日本の人気は相変わらず高い。軍事政権下での送出しに関する悪い影響は、特に出していない。

図表 VIII-6 コロナ禍後の状況、情勢不安の影響に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- コロナ禍の影響は大きく、日本には送り出せなくなった。ミャンマーもコロナ対策として、団体で15人以上が集まってはいけないようになったため、2年間位、ほとんどの日本語学校が活動中止になった。クーデターの影響もあり、閉鎖した学校もある。
- 情勢不安は依然として続いており、経済情勢は厳しく、現地通貨安が続いているため、

海外渡航者が増えている状況が続く。

- 軍事政権による、送出しの影響はまったくない。海外送出しは、スーチー氏が政権を取る前の軍事政権の時から行っている事業であるため。

(出所) ヒアリング調査より

### 3. 日本への送出しの状況

#### (1) 送出し像の変化

最終学歴について、軍事政権下の影響で、大学中退、高卒が多くなっている。これに伴い、年齢も下がっている。

出身地域は、地方化が進んでいるわけではないが、地方にも情報が入るようになり、地方出身者も増えてきている。

日本企業の評価として、ミャンマー人の日本語のレベルが下がっているという話が出ていたということであった。海外就労ブームが起きている中で、日本を好んで選ぶのではなく、日本に仕事で行けるという条件から日本を選ぶ人が増えることで、日本語の勉強の意欲が低下していることを要因とする声があった。

図表 VIII-7 送出し像の変化に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 最終学歴は、以前は大卒が 70%位だったが、今は 10%程度となっている。軍事政権が要因となって、今は大学中退、高卒が多い。20～23,24 歳が中心で、急速に年齢が下がった。これは大きな変化である。
- 出身地域は、昨年と比べて地方出身者が増えている。大都市と地方で半々位である。地方にも情報が入るようになって、地方からも来られるようになってきているということで、地方化が進んでいる状況ではない。
- 日本企業を回って話を聞く限りでは、ミャンマー人材のレベルが落ちている印象である。特に日本語のレベルが下がっているという話を聞いている。クーデターで、海外就労ブームがおきて、渡航する人が増えていることから、日本に行きたいのではなく、日本に仕事があるから来る人が多くなっている。クーデターの前は、日本に行きたい人が日本に来ていたため、日本語の勉強や就労への意欲が高かった。

(出所) ヒアリング調査より

#### (2) 送出国の増加

ミャンマーの送出国は 425 機関（2024/1/30 現在）で、2020 年度調査（2020 年 9 月現在）の 279 機関から、146 機関増加、約 1.5 倍となっている。

ヒアリングにおいても、海外送出し、日本送出しがブームとなっている中で、送出国、日本語学校が増加している状況が窺えた。利益追求型の送出国、日本語学校も多く、優良な送出国がわかる仕組みを求める声もあった。

図表 VIII-8 送出国の増加に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- ミャンマーでは毎年 20 社ずつ送出機関が増えている状況で、機能していない送出機関もある。
- 技能実習生からお金を取って、送り出したら終わりという送出機関も多い。
- ミャンマーの日本語学校が次々にできて、次々につぶれている状況で問題も多い。
- 日本語学校は誰でも作ることができ、皆、一儲けしようと思っている。生徒は、どの日本語教室がよいか見分けができないため、ブローカー的な日本語学校にも行ってしまおう。情報やルールが整備されていない。日本側もそうしたブローカー的な日本語学校から人を採ってしまう。
- 悪質な送出機関を利用しないことが重要であり、IPC（一般社団法人国際パートナーシップセンター）愛知商工連盟協同組合により、一定の基準以上の送出しを紹介する目的で、マッチングイベントが行われたが、送出し国の送出し業界団体等の意向により、どのような送出機関でも参加できる形になってしまった。優良な送出機関がわかるようにした方がよい。

(出所) ヒアリング調査より

### (3) 手数料

技能実習制度の送出しサービス料は、技能実習生は 2,800 ドル。特定技能は 1,500 ドルで変わっておらず、サービス料については、守られているようであった。(日本語講習費等の費用は別で、送出機関によって異なる。)

また、管理費等が安い送出機関もいるようで、そうした機関は送出し後のフォローまで考えていない場合が多いということであった。そのため、優良な機関（監理団体、送出機関）の見極めとして、監理団体の監理費、送出機関の管理費が指標となり、安い場合は優良ではない可能性があるという意見もあった。

図表 VIII-9 手数料に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 監理団体の監理費について、安いところは 2 万円/月で、1 万円代/月で運営しているところもあると聞く。送出機関の管理費は安い例は 2 千円と聞いている。
- 管理費が安い送出機関は、人材から先に取っておくという発想で、大量に人材を送って、そこでお金が残ればよいと考えている送出機関はある。
- 優良機関（監理団体、送出機関）をわかりやすく見える化して欲しい。監理費が安すぎるのは疑った方がよい。
- 送出しの際のサービス料として法定金額が USD で定められているが、USD の換算として、中央銀行レート 2100 チャット/USD と、市中（実勢）レート 3400 チャット/USD で乖離がある。当社中央銀行レートで対応しているが、ほとんどの送出機関は市中レートで換算しているため、その時点で 1.3 倍の差となっている。
- 送出し支援の費用は、政府が決めた申請手続き料として、技能実習生は 2,800 ドル。特



定技能は 1,500 ドルである。ベトナム等とは違ってミャンマーでは厳格に守られている印象である。

(出所) ヒアリング調査より

#### (4) 特定技能の動向

ミャンマーでは、介護、農業、外食業で 2020～2023 年に、ビルクリーニング、宿泊で 2019 年に特定技能評価試験が実施されている。

試験が行われている分野においては、日本語学校や送出機関において、特定技能の試験勉強を教えている。また、塾のような形で、試験対策勉強を教える事業者も出てきている。

図表 VIII-10 特定技能の動向に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 技能実習生だけではなく特定技能の送出しも昨年度から増えてきた。ミャンマーで試験がある分野であれば、候補者を集めることができる。
- ヤンゴン中心であるが、塾のような形で、特定技能評価試験の勉強のみを教えている人もいる。自分で試験を受けて、合格した人が当社等に来る場合もある。
- 当社の日本語勉強の費用は、1.5 か月ぐらいのコースで 5,000 円位と安い。当社ではあまり費用は高くない。

(出所) ヒアリング調査より

2023 年の特定技能評価試験をみると、受験者が 28,208 人、合格者数が 25,770 人と本調査の対象国の中で最も多く、合格率も高くなっている（第Ⅲ章 3.③参照）。理由としては、日本と文法が同じで、識字率も比較的高いことから日本語の学習が早いことに加え、国内の情勢不安を背景とした海外渡航への意思、そのための日本語学習への意欲が、他の国に比べて大変高いことがある。JLPT（日本語能力試験）の応募者も、コロナやクーデター前の 2019 年 7 月は 3 万人弱だったものが、2023 年 7 月には 10 万人超え、中国に次いで 2 位<sup>70</sup>となったことから、ミャンマーでの日本語学習への意欲の高さがうかがえる。

また、ミャンマーでは合格者数に対して、特定技能の新規入国者が 4,750 人と少なく、ギャップが大きい。その理由としては、①ミャンマーでは特定技能においても送出し機関を通すことになっている中で、日本側がミャンマーの送出し機関とうまく組めていない可能性があること、②ミャンマー国内での求人情報の展開が不十分であること、③資格保有としての受験者がいること、④パスポートの申請手続きに時間がかかっていること 等が考えられる。

図表 VIII-11 特定技能評価試験に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 特定技能評価試験の合格率が高いのは、日本と文法が同じで、識字率が 80%と開発途上

<sup>70</sup> JLPT 実施国・地域別応募者数・受験者数 <https://www.jlpt.jp/statistics/archive.html>（最終アクセス：2024 年 3 月 18 日）

国の中では高いことから日本語の学習が早いことに加え、1日でも早く国を出たいという“熱量”が他の国に比べて圧倒的に違うことが理由。

- ミャンマーでは、特定技能経由での来日が必要な中で、特定技能の日本側の人材紹介会社や登録支援機関が急増している送出し機関の中から信頼できる機関を選別することが難しくなっていることや、ミャンマー国内での求人情報の展開が不十分であるため、適切なマッチングが行われていない。
- 実際に渡航の予定がなくても、国内情勢の先が見通せず、海外渡航の一つの方法として資格を保険として保有しておく方や資格の一つとして取得を希望している方が一定数存在すると思われ、本来の目的に伴わない資格取得合格者が一定数いると考えられる。
- 特定技能の資格を取得しても、就労目的のパスポートへの種類変更に通常半年程度を要するため、日本側の渡航条件を満たしても、ミャンマー国内の条件が整わず渡航までの時間が長引いているケースがある。徴兵制がはじまったこともあり、海外に早く渡航することを希望する人も増えている。

(出所) ヒアリング調査より

介護の特定技能試験においては、希望者が多いことから試験の申込ができない状況となっており、受験枠の売買等が行われている話も出ていた。特定技能の送出しに携わる事業者からは、特定技能を希望するミャンマー人も増えている中で、試験を受けにくい状況になっていることが、特定技能での送出しの妨げになっている状況が窺えた。

図表 VIII-12 介護の特定技能試験に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 介護の特定技能試験の申込みにまったくアクセスできない状況。他の国に比べてミャンマーが最もアクセスするのが難しい。ミャンマーの送出し協会に、介護で10月・11月の試験で何人受験希望者がいるのか集計してもらったところ、2万人とのことだった。1回の試験枠を3000人程にする等対応いただいているものの、圧倒的に需要と供給のバランスがとれていない。ミャンマーは人材の集客力があるものの、試験をそもそも受けさせられないのでアクセラを踏めない状況。
- ミャンマーでは受験枠がSNSで売買されている。前回試験の際は1万5千円位で売られていたのが、今回の試験では4万5千円位と3倍になっている。

(出所) ヒアリング調査より

## (5) 人材のスクリーニングの必要性

ヒアリングをした送出し機関においては、ミャンマーでの人材の格差が大きいことを背景に、失踪等を防ぐためにも、送出し機関におけるスクリーニングを重視する声が聞かれた。

図表 VIII-13 人材スクリーニングの必要性に関するヒアリング調査結果（抜粋）

- 当社では、質を落とさないためにも、人材のスクリーニングをきちんとしているので、

送出し人数は増えていない。

- ミャンマーでは人材の格差が大きい、良い人もいれば、悪い人もいる。能力、マナーなどもかなり差がある。有象無象である。誰が来るかはとても重要であるが、受け入れ企業がそれを見抜くこと難しい。監理団体や、人材のスクリーニングをする送出機関をしっかりと見て、選べるようにした方がよい。
- 現在は、求人票が集まりやすくなっているため、人材をスクリーニングして、マッチングするという考えが無い送出機関が多い。
- 本校では、スクリーニングをしており、きちんとした生徒しか送出していない。内定を取った学生でも、行かせない方がよいと考えた場合は、内定を断ることもある。
- 日本語と日本のビジネスにおける心得を教えることが重要な役割と考えている。日本語だけ教えても、日本に来てトラブルが起きる。カルチャーの違いは大きいので、その部分をよく教えている。

(出所) ヒアリング調査より

#### 4. 今後の展望

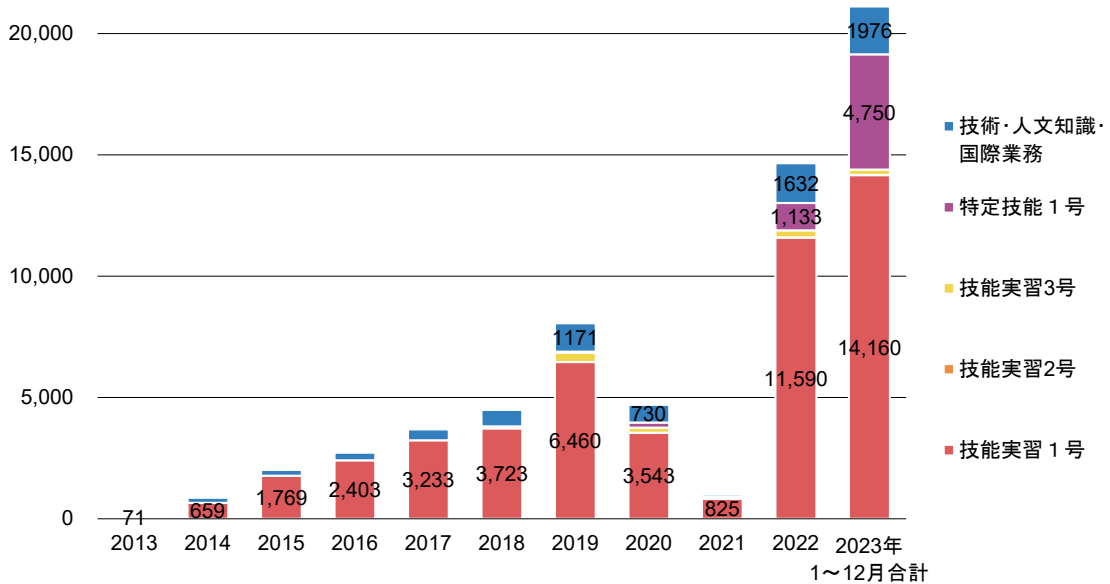
海外送出し圧力が依然として強まり、日本を意識していなかった層にも海外で働ける場所としての日本の認知が広がっている。送出機関、日本語学校も増加していて、利益追求型も多いと考えられており、正しい情報の周知、優良な機関の見える化等が求められている。

ミャンマーへの求人は、企業への情勢不安の影響等も和らぎ、企業のロコミが広がるとともに、ベトナムからのシフトする動きもあり、引き続き増加している状況である。情勢不安、景気の低迷で国内雇用があまり無いことから、海外送出し圧力も依然として高い。業界団体や政府においても、今のところ日本への送出しは前向きな動きとなっている。

ミャンマーから日本への新規入国者の推移を、技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習1～3号についてみても、「技能実習1号」「特定技能」において大きく増加している。

ミャンマー国内の情勢が安定していれば、ミャンマーからの送出しは今後も増加していくものとする。

図表 VIII-14 ミャンマーからの新規入国者の推移（技人国、特定技能、技能実習別）



(出所) 出入国管理庁「出入国管理統計」出入(帰)国者数 国籍・地域別 入国外国人の在留資格

図表 VIII-15 今後の展望に関するヒアリング調査結果（抜粋）

＜求人増加＞

- ミャンマー人に対する求人は増えている。特に、ここ数ヶ月で増えている印象。それまでは情勢不安、コロナの影響が強かった。ミャンマー人を活用した企業からの口コミが広がっている印象である。
- 今後について、大きな流れは変わらないだろう。当校の送出し人数は、どれだけ人材育成ができるか、日本側からの需要がどれだけあるか、による。需要については、ベトナムからのシフトが見えてきているし、全体のパイが大きくなっているのを感じている。
- 日本からの求人は去年からも増えている、ここ1～2か月でも増えている。連携する監理団体も増えている。

＜業界団体等の動向＞

- 業界団体 MOEEF としても、引き続き、日本への送り出しを頑張っていく方針。業界団体には、私と同じような考え方の人は多くいる。ミャンマーの若者が安心、安全に海外に働けるように全力で頑張っている。そうした活動が今後のミャンマーに貢献するだろう。
- 政府としても、送出しの方針を変えることはない。手続きがスムーズになるように協力してくれており、手続きも早くなってきている。中でも、日本への送出しについては応援したいと言っている。トラブルが少ないこと、日本での受入の制度がしっかりしていること等が理由である。

### <カントリーリスク>

- ミャンマーでの人材の募集は、他の国での人材募集に比べて最も集客が良いが、カントリーリスクも最も高い。年間 600-700 人位は送出したいと思っているが、この人材が突然来られなくなったときにどうするかということで、リカバリーできるのはインドネシアやインドだと考えている。

(出所) ヒアリング調査より

### <参考文献>

#### 日本語文献・ページ

- ・ 公益財団法人大阪産業局「ミャンマービジネスサポートデスク短信」  
<https://www.obda.or.jp/wp-content/uploads/2024/01/myanmar-report-20231228.pdf> (最終アクセス：2024年2月26日)

#### 外国語文献・ページ

- ・ Tilleke & Gibbins International ニュース記事 2023/10/16  
<https://www.tilleke.com/insights/myanmar-mandates-income-tax-on-nonresident-citizens-salary-income/> (最終アクセス：2024年2月26日)
- ・ VDB Loi ニュース記事2023/10/5 [https://www.vdb-loi.com/mm\\_publications/amendment-to-the-union-tax-law-2023-income-tax-on-salary-income-received-by-non-resident-myanmar-citizens-in-foreign-countries/#:~:text=10%25%20income%20tax%20must%20be,non%2Dresident%20receives%20the%20income.](https://www.vdb-loi.com/mm_publications/amendment-to-the-union-tax-law-2023-income-tax-on-salary-income-received-by-non-resident-myanmar-citizens-in-foreign-countries/#:~:text=10%25%20income%20tax%20must%20be,non%2Dresident%20receives%20the%20income.) (最終アクセス：2024年2月26日)

## 第IX章 インド

### 【概要】

#### (1) コロナ禍後の移住労働者の回復・増加基調

- ・ コロナ禍後のインドからの移住労働者の推移を見ると、湾岸諸国（GCC）への送出しについては、2020年には2019年比で26%まで低下（74%減）し、その後2021年にかけても低下したままであった。その後、2022年には快復し、ほぼ2019年の水準に戻っている。
- ・ インドからの我が国の在留外国人の推移を見ると2019年末の40,202人から2021年末には36,068人と2019年末比で0.9倍にまで低下し、その後、2023年6月末には46,262人と2019年末比で1.2倍にまで増加している。2023年6月末の在留資格別の外国人数は、技能実習が630人（対2019年末比2.8倍）、特定技能が209人（同209.0倍）、留学生が1,719人（同0.8倍）となっている。
- ・ 送出国へのインタビューからも、インドから日本に対しては、特定技能人材の送出しを中心に増加していることが確認できた。

#### (2) 技能実習制度変更を見据えた事前準備も

- ・ 技能実習制度の変更について、民間送出国では制度変更の動向を見守っている状況であった。一方で、送出しの際の日本語能力をより引き上げる必要性を感じて、日本語学習に今以上に力を入れている機関も見られた。
- ・ その他、より多くのインド人労働者を受け入れるには、家族帯同の容易さ、就労期間の柔軟さが重要であると指摘する声が聞かれた。

## 1. 労働力送出しに関する政策・制度

### (1) インド国家技能開発公社<sup>71</sup>（National Skill Development Corporation: NSDC）

#### ① ミッション・目的

National Skill Development Corporation（NSDC）は1956年会社法第25条（2013年会社法第8条に相当）に基づいて2008年7月31日に設立された非営利の公開有限会社であり、は官民パートナーシップ（PPP）モデルとして財務省によって設立された。インド政府は技能開発・起業省（MSDE）を通じてNSDCの株式資本の49%を保有し、民間部門が株式資本の残りの51%を保有している

NSDCは、事業の実施主体者ではなく、関連業界の連携を進め潜在的に相乗効果をもたらす可能性のある取組を実現するよう努めることとしている。NSDCの主な役割は以下の3点である。

<sup>71</sup> この項目の内容は、NSDCのwebサイトをまとめた。

## ② 資金提供と奨励

短期的に重要な役割とされる。融資または株式としての資金提供、補助金の提供、減税などを通じて財政的実行可能性を向上させる民間セクターの取組を選択するための金銭的インセンティブのサポートが含まれる。

資金調達（株式、融資、補助金）の対象は、セグメントやプレーヤーの種類（営利民間、非営利業界団体、または非営利 NGO）により多岐にわたる。事業等の経過に応じて持続的なビジネス モデルの構築を進め、補助金交付の役割を縮小することを目指す。

## ③ スキル開発機関のサポート

スキル開発機関では、カリキュラム、教員研修基準、品質保証、技術的基盤（プラットフォーム）、学生配置メカニズムなど、多くの体制やシステムの整備が必要となる。NSDC は、これらの体制・システムの整備を支援する。具体的には業界団体と提携して規格と認定システムを確立する。

## ④ 民間機関の育成

NSDC は民間機関によるスキル開発の大規模な参加を積極的進める。

## ⑤ 主な活動内容

### 1) Pradhan Mantri Kaushal Vikas Yojana (PMKVY)

Pradhan Mantri Kaushal Vikas Yojana (PMKVY) は、国家技能開発公社 (NSDC) が実施する技能開発・起業家精神省 (MSDE) の中心となるスキル認定制度。目的は、インドの若者がより良い生計を確保するのに役立つ業界関連のスキルトレーニングを受けられるようにすること。

### 2) Pradhan Mantri Kaushal Kendra (PMKK)

技能開発・起業家精神省 (MSDE) では、国内のすべての地区にモデルトレーニングセンター (MTC) を設立する予定。NSDC はプロジェクトの実施機関となっている。これらのトレーニングセンターは、Pradhan Mantri Kaushal Kendra (PMKK) と呼ぶ。

### 3) TITP (技能実習)

NSDC は TITP (技能実習) 制度の所管団体である。

### 4) スキル・インパクト・ボンド

スキル・インパクト・ボンドは、NSDC のほか、リスク投資家としてのマイケル&スーザン・デル財団 (MSDF)、資金提供者 (outcome funders) としての児童投資基金財団 (CIFF)、JSW 基金、HSBC India、Dubai Cares、取引マネージャーとしての British Asian Trust、技術パートナーとしての USAID、FCDO (英国政府)、独立評価者としてのオックスフォード・ポリシー・

マネージャー、パフォーマンス・マネージャーとしての NSDC、ダルバーク・アドバイザーズが参加している。

NSDC と MSDF は、インパクトボンドの存続期間中（4 年間）、プログラム実施のために、サービス提供者に運転資金（前払い金）を提供する（400 万ドル）。トレーニングは、NSDC の提携トレーニングパートナーを通じて提供される。

## 5) SSW（特定技能）

NSDC は SSW（特定技能）制度の推進を行っている（以下、NSDC Internationa を参照）

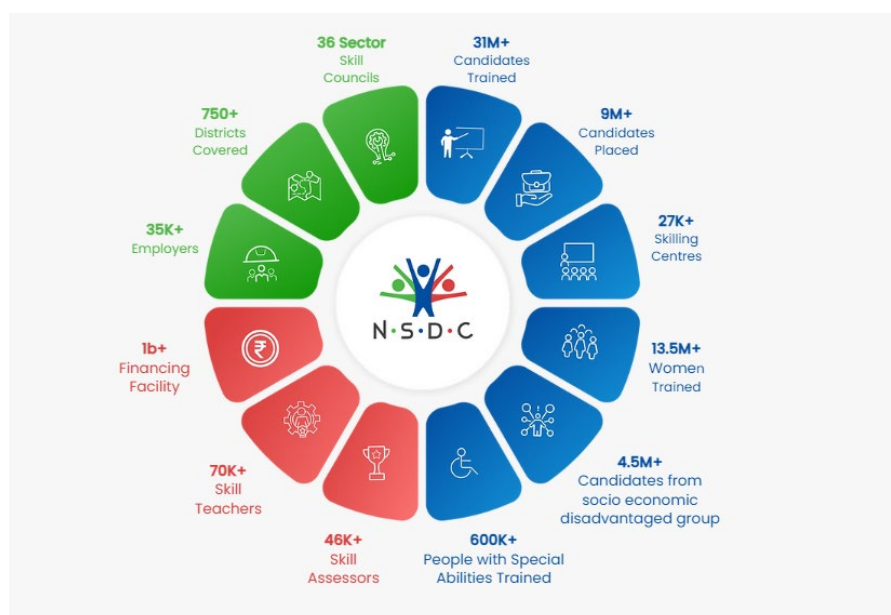
## 6) SWADES（Skilled Workforce Arrival Database for Employment Support）

ヴァンデ・バーラット・ミッション（Vande Bharat Mission）を通じて海外帰国者のスキルマッチングを実施。収集された情報はインドおよび外国企業と共有され、スキルを持つ人材が必要な場合に直接連絡できるようになる。

## 7) Project Amber

技能開発・起業家精神省（MSDE）の支援の下、NSDC とジェネレーション・インディア財団（GIF）の共同活動。MSDE（SANKALP プログラムのもと）と民間慈善団体の共同により資金提供がなされ、30,000 人の若者を訓練することを目指す（50%が女性）。ポストコロナ後の回復力のある職務を対象に 2 年間実施。質の高いスキル学習、雇用の向上、定着率の向上を促進するために利用される。

図表 IX-1 （参考）NSDC による活動の範囲・影響



（出所）NSDC web サイト



## (2) NSDC International

NSDC International は、NSDC のスキル政策・システムに関する設計・試作の主体である NSDC の支援を受け、移住労働者の採用状況の変革を行う組織である。世界 25 か国以上を相手国として、熟練した労働者候補と受入れ国の雇用主との連携体制を構築する。また、連携において構築する仕組み（プラットフォーム）で透明性の高い採用プロセスを促進している。

### 雇用主にとっての NSDC International との連携の特徴

- ・ 政府、NSDC と連携しており、信頼できる機関と提携できる
- ・ 詐欺が発生しうる業界において、安全かつ透明性の高い採用プロセスを提供しており、雇用主の潜在的リスクを軽減できる
- ・ 人材採用にとどまらず、訓練等、スキル向上、文化面での準備など包括的なサービスを提供行っており、雇用主の多様なニーズに応えられる
- ・ 認定・基準をクリアした労働者候補者を提供することにより、雇用主自らが応募者を選別する手間が省ける。候補者は厳しい訓練を受けており、即戦力が保証されている
- ・ 民間機関の利用に伴う経済的負担を排除し、雇用主は効率的で価値を重視した採用が可能となる。
- ・ 様々な団体・組織と戦略的パートナーシップを締結しており、多様な人材プールの提供、業界の需要への柔軟な対応が可能となり、雇用主がスキルのある労働力の確保を高める。
- ・ 仕組みの確立・維持にかかる料金のみを請求し、明確でコスト効率の高い運営を保証する
- ・ 政府の支援を受けた組織的な位置づけ、及び専門知識により、雇用主は、倫理的慣行、信頼できる配置、国際的なキャリアを促進する可能性を高められる。

(出所) NSDC International 「Craft Your Ultimate Workforce」

## (3) INTERNATIONAL SKILL の取組 (MOU の締結等)

本節では、スキルに関するインドと他国（ドイツ、湾岸諸国）の連携について整理する。

### ① ドイツ

インドとドイツ間では、2014 年 11 月に職業教育訓練（VET）に関する二国間協力に関する覚書（MOU）に署名している。その後、インド国内の所管部署の変更に伴い、2015 年 10 月 5 日に、インド MSDE とドイツ連邦教育研究省（BMBF）、連邦経済協力開発省（BMZ）間で技能開発、職業教育・訓練分野での協力に関する新しい覚書が署名された。当該覚書の有効期限が切れた後、MSDE、BMBF、BMZ 間の共同意向宣言（JDoI）として、覚書の新バージョンが 2019 年 11 月 1 日に署名された（有効期限は 2023 年 10 月 31 日まで）。当該 JDoI では、スキ

ル開発と VET、デュアルシステム（実習と職場ベースのスキル開発）、コンピテンシーベースのカリキュラムを含む能力開発、VET クラスターマネージャーのトレーニング、再生可能エネルギー、e-モビリティ、エネルギー効率などが対象分野となっている。

ドイツとの現在の関係:BMZ/BMBF/GIZ 協定で締結されたさまざまな協定に基づくプロジェクトの概要は次の通り。

a) **Indo German Vocational Education Training (IGVET II)**

官民セクターが協力して、インドにおける協力的な職業訓練の改善に役立つ条件を作り出すことを目的としている。

b) **BMBF Project: SINADE-**

BMBF がインド北部の産業クラスターにおける企業でのデュアルシステムとしての職業訓練を強化するプロジェクトとして資金を提供。他のクラスターに展開する青写真の開発が目的。

c) **IGnITE (Indo- German Initiative for Technical Education) project**

MSDE 傘下の DGT との協働により、GIZ とシーメンス・インドによって運営されるスキル開発プロジェクト。当プログラムは、選定された 5 職種（電気技師、電子機械技師、組立工、旋盤工、機械工）における政府 ITI（Government Industrial Training Institute）に対して技術サポートを行う。

d) **BMBF Project QualIndia**

BMBF が「QualIndia と呼ばれる職業訓練機関、工科大学の品質分析に焦点を当てた研究プロジェクトに資金を提供。当該プロジェクトは、インドの状況に合致した需要指向の品質モデルを開発および提供することが基本的な趣旨。デリーとバンガロールの 2 地域の ITI と工科大学に焦点を当て実施。インドの 4 大学（IIMB、JNU、NIEPA、IGNOU）との協働で実施。

e) **iMOVE and German training providers activities-**

ドイツの新熟練移民法（2020 年 3 月）に関連し、職業資格を持つ熟練者、加えてドイツでの見習いを探す若者に焦点を当て（最高年齢は 25 歳、B2 レベルのドイツ語）、ドイツの教育訓練機関が、準備コース、橋渡しコース（輸送と物流、ホスピタリティと観光、農業と工芸など）を提供。

## ② 湾岸協力会議（GCC）諸国

a) **Training for Emirates Jobs and Skills (TEJAS):**

GCC 諸国でインド人労働者を訓練、認定、配置するため、NSDCI が 2022 年に開始したプログラム。当該プログラムに基づく候補者募集は SII（Skill India International Network Member）が関与。GCC 諸国からの需要指示（demand mandate）は 7 部門で約 3,484 件、これまでに 10 件以上の採用が実施。合計 320 通のオファーレターが発行され、73 人の候補

者が配置。

**b) Kingdom of Saudi Arabia (KSA):**

専門労働者がその職務を遂行するために必要な資格とスキルを持っているかを確認することを目的としたサウジアラビア王国のスキル検証プログラム (SVP) を支援するために、NSDCI と Takamol ホールディングスが MoU を締結。17 職業のうち 5 職業：電気技師、配管工、電気自動車、機械自動車、空調システム をベンチマークとして実施。

**c) Skill India International Center at Varanasi:**

NSDCI が UAE の DP ワールドと提携し、今後想定される世界最先端となるバラナシの訓練設立、及び、既存の MSC (マルチ・スキル・センター) の SIIC (スキル・インディア・インターナショナル・センター) への更新を実施。当該センターでは、電子商取引配達員、HVAC 技術者、電気技術者、配管工、小売販売員などの職種のトレーニングを年間 4,500 人に対して行える。当該センターではスキルアップの他、ビザ発給サポート、英語および外国語のトレーニングをワンストップで行うことも想定。

**d) MoU between National Qualifications Authority, Govt. of UAE and MSDE:**

2016 年、MSDE は UAE の国家資格局 (NQA) と MOU を締結。スキル開発と資格の相互承認強化を目的とする。NSDCI は MoHRE およびアブダビ品質適合評議会 (ADQCC) と協力して、資格、評価、認証のベンチマークとして 13 の UAE 資格、15 のインド資格を実施。

## 2. コロナ禍後の状況

### (1) コロナ禍の影響

コロナ禍後のインドからの移住労働者の推移を見ると、湾岸諸国（GCC）への送出しについては、2020年には2019年比で26%まで低下（74%減）し、その後2021年にかけても低下したままであった。その後、2022年には快復し、ほぼ2019年の水準に戻っている。国別には、クウェートでは2022年には2019年を大きく上回っており、その他、サウジアラビア、オマーンでは2019年を10%程度上回る状況になっている。一方で、UAEについては2022年には2019年比44%と低下したままとなっている。

図表 IX-2 インドから湾岸諸国（GCC）への移住労働者フローの推移（1,000人）

	2019	2020	2021	2022	2020/ 2019	2021/ 2019	2022/ 2019
合計	368.0	94.0	133.0	373.0	0.26	0.36	1.01
サウジアラビア	161.1	44.3	32.8	178.6	0.27	0.20	1.11
クウェート	45.7	8.1	10.2	71.4	0.18	0.22	1.56
UAE	76.1	17.9	10.8	33.2	0.24	0.14	0.44
オマーン	28.4	7.2	19.5	32.0	0.25	0.69	1.13
カタール	31.8	8.9	49.6	30.9	0.28	1.56	0.97

（出所）ADB Institute,ILO,OECD(2023),“Labour Migration in Asia: Changing Profiles and Processes”

（備考）国別は合計の内数であり、記載されていない国がある。

次に、インドから湾岸諸国（GCC）への移住労働者のストックをみると、2019年比で、2021年には0.99、2022年には1.00とほぼ横ばいとなっている。

図表 IX-3 インドから湾岸諸国（GCC）への移住労働者ストックの推移（1,000人）

	2019	2021	2022	2021/ 2019	2022/ 2019
合計	13,459.2	13,383.7	13,448.6	0.99	1.00

（出所）ADB Institute,ILO,OECD(2023),“Labour Migration in Asia: Changing Profiles and Processes”

（備考）国別は合計の内数であり、記載されていない国がある。

次に、インドからの我が国の在留外国人の推移を見ると 2019 年末の 40,202 人から 2021 年末には 36,068 人と 2019 年末比で 0.9 倍にまで低下し、その後、2023 年 6 月末には 46,262 人と 2019 年末比で 1.2 倍にまで増加している。2023 年 6 月末の在留資格別の外国人数は、技能実習が 630 人（対 2019 年末比 2.8 倍）、特定技能が 209 人（同 209.0 倍）、留学生が 1,719 人（同 0.8 倍）となっている。

図表 IX-4 在留外国人（インド）の推移

	2019年末	2020年 6月末	2020年末	2021年 6月末	2021年末	2022年 6月末	2022年末	2023年 6月末	2019年末→ 2021年末増減	2019年末→ 2023年6月末増減
在留外国人全体	40,202	39,764	38,558	36,777	36,058	40,752	43,886	46,262	0.9 倍	1.2 倍
技能実習	225	223	220	201	181	307	434	630	0.8 倍	2.8 倍
特定技能	1	-	3	11	15	40	120	209	15.0 倍	209.0 倍
留学生	2,048	1,694	1,564	1,302	1,201	1,692	1,851	1,719	0.6 倍	0.8 倍

（出所）出入国在留管理庁「在留外国人統計」

### 3. 日本への送出しの状況

#### (1) NSDC International による送出しの動き

インドから日本に対しては、特定技能人材の送出しを中心に増加していることがヒアリング結果からわかった。

まず、NSDC International（以下、NSDCI）が行う特定技能人材の送出しについては、事前学習段階での学習人数が 2023 年末には 100 人程度まで増加しており、今後 2024 年には 500 人規模になると、今後も大幅な増加を見込んでいる。また、そうした人材の出身地は主にインド北東部州とのことであった。

また、送出しの対象となる人材の要件として、1) 該当する産業分野に関する学位（degree または diploma）を取得しているか当該産業分野で働いた経験、2) 20～27 歳が望ましい、3) 日本で最低 5 年間働く意思があること、4) 基本的な英語力があること、の 4 点がある。

なお、こうした NSDCI による送出しにかかる人材側からの日本語教育訓練費用については、これまではビジネス上の判断として行わなかった。将来的には、これらの日本語教育訓練費用、及び訓練期間中の生活コストについても本人への負担を求めていく考えとのことである。

図表 IX-5 NSDCI へのヒアリング調査結果（抜粋）

#### 1. 人材の送出し

##### ○特定技能人材の送出し規模

- ・ 2022 年 12 月時点では、NSDC の研修センターで 11 名が学んでいる状況だったが、2023 年末現在 100 名に増えている。
- ・ この研修対象者 2024 年には最低 500 名まで増えると考えている。

##### ○特定技能人材の募集地域・募集方法

- ・ 多くは、インド北東州の出身者である。具体的にはミゾラム州、トリプラ州、ナガランド州、アッサム州、マニプール州などからである。
- ・ 募集方法は、各州政府を介して NSDCInternational に繋がるケースと、NSDCInternational 専用のジョブポータルシステム（ジョブ X）を通じた申し込みのケースがある。オンラインまたは対面式でのセミナーの開催、Facebook など SNS を通じた募集も行っている。

#### ○特定技能人材の要件

- ・ 人材の対象・要件として、1) 該当する産業分野に関する学位（degree または diploma）を取得しているか当該産業分野で働いた経験、2) 20～27 歳が望ましい、3) 日本で最低 5 年間働く意思があること、4) 基本的な英語力があること、の 4 点である。なお、技能実習からのルートではなく、試験ルートで特定技能を目指す。

#### ○日本側との提携

- ・ 日本側との提携先は増加している。いくつかは人材紹介会社であり、いくつかは自社の関連会社として介護施設やホテルを持っている会社である。今後はこれらの提携先との関係を安定させていき、需要の増加に対応する見込みである。さらに新規の提携先も開拓していきたいと考えている。

#### 2. 出国前教育・候補者の費用負担

- ・ 日本語はインド人教師が中心となって教えている。9 か月間で N4 レベルを目指している。
- ・ 受講生本人が払う日本語教育費用として 75,000 ルピーを徴収（昨年度から変更なし）。ただし、第 1 陣（11 人）、第 2 陣（20 人）からは、ビジネス上の判断から、教育費用を徴収しなかった。現在、事前教育段階での生活コスト（宿泊費、食費等）の本人負担はないが、将来的には負担を考えている。

（出所）ヒアリング調査より

## (2) 民間機関による送出しの動き

民間送出国機関からのインド人材の送出しの動向はヒアリングした 2 機関いずれも 2023 年は増加傾向にあり、また 2024 年も増加を見込んでいる状況であった。増加の背景には、日本語を学びたいインド人が増えていること、また、技能実習と特定技能のどちらでも日本に行けることが挙げられている。

また、インドの民間送出国機関では、インド人材への日本側のニーズが高まっていると感じている。その背景としては、日本側の受入実績が増え、インド人材の活用に自信がついてきたことがあるのではないかとのことであった。

また、人材の募集・選抜にあたって、インド州政府と連携して、州政府側で人材の募集を行い、その後、民間送出機関で選抜、教育を行う動きがみられる。

図表 IX-6 民間送出機関へのヒアリング調査結果（抜粋）

#### 1. 送出しの現状と見込み

- 2022年の送出し実績は200人程度であり、現在増加傾向にある。来年度は800人を目指したい。
- 今年は送出し人数100人を目標だが、来年は200人を目標にしている。今後は送出しの人数は増えると思う。日本語を学びたい人が増えているためである。技能実習制度が変わることは生徒に説明しており、技能実習でも特定技能でもどちらでも日本に行けると説明したことで、受講生を採りやすくなっている。職種としては、介護も介護以外もいずれも増えている。

#### 2. インド人材への日本側のニーズ動向

- インドの人材への日本企業からのニーズは増えてきている。問い合わせは頂いている。ただし、全てのカテゴリに対応できるわけではなく、現在は介護のみ対象としているが、今後は受け入れ体制を整えば、広げていきたいと思う。
- インド人材への需要が増えているのは、技能実習生で実績ができて、インド人の働き方や習慣の対応に日本側に自信がついてきているのだと思う。

#### 3. 人材の募集方法

- テランガナ州、メガラヤ州、ウッタラカンド州の3州と提携（対象職種は現在は介護）した。各州政府が人を集め、当社がスクリーニング・採用して、当社の講師を派遣するなどして研修を受けてもらったあと、日本に送り出すスキームである。ただし、スキームは模索している面もある。

（出所）ヒアリング調査より

### (3) 他国への送出し状況

ドイツに送出ししている民間機関へのヒアリングでは、日本での就労を終えてインドに戻った後、あらためてドイツでの就労に興味がある人材がいるとのことであった。その背景に関連して、日本ではなくドイツを選ぶ理由に家族帯同ができること、専門性の高い看護師として働けることが挙げられた。こうした点が日本でも認められれば、ドイツよりもむしろ日本を希望する人材が多いとのことである。

図表 IX-7 民間送出国へのヒアリング調査結果（抜粋）

#### ドイツへの送出し

- ・ ドイツへの送出し事業が続いている。関連して、日本からインドに戻ってきた後にドイツでの就労に興味を示している人は何人かいる。
- ・ 日本ではなくドイツを選ぶ理由の違いは、家族ビザがあるかどうかだ。家族を連れて行きたいからドイツを選ぶと言うシンプルな理由である。また、ドイツでは看護師として働ける面も理由となる。
- ・ ドイツ語の生徒に対して、日本でも家族帯同、看護師としての条件であればどちらを選ぶか聞いたところ、全員が日本を選ぶと言っていた。日本は本当にもったいないと思っている。家族ビザがあれば日本に行くオプションがあったのかと思う。この違いは大きい。
- ・ 書類手続きはむしろドイツの方が大変である。当社にとっても初めの手続きもありかなり煩雑なようだ。慣れだとは思っている。
- ・ ドイツでの給与は日本より高いが、生活コストも高い。

(出所) ヒアリング調査より

#### 4. 今後の展望

今後の展望として、技能実習制度の変更について、民間送出国では制度変更の動向を見守っている状況であった。一方で、送出しの際の日本語能力をより引き上げる必要性を感じて、日本語学習に今以上に力を入れている機関も見られた。その他、今後の希望として、家族帯同の容易さ、就労期間の柔軟さを求める声が聞かれた。

インドから日本への移動経路については、飛躍的に民間事業者が参入しているとはいえない。例えば、ネパールでみられるような留学を通じた経路もインドではみられないが、インド人の多くは英語が話せることから、湾岸諸国を含めて日本以外の国での就労のルートが開かれていることがその要因と考えられる。

一方で、この一年間で特定技能を中心に日本への送出しが顕著に増加している状況がみられた。その要因としては人材供給源となるインドの地域から、送り出し機関や人材紹介会社、さらには需要側の受入企業への移動経路が太くなってきていることが考えられる。この点は民間の送出国機関、NSDCIのいずれの動向からも観察された。インドからは、低スキル労働者に限らず、中スキル、高度人材に至るまで世界各国に労働力が移動しており、その中で日本がどのような位置づけにあるのか、今後の方向性はどうかといった点には注視が必要といえる。



図表 IX-8 民間送出国へのヒアリング調査結果（抜粋）

### 1. 技能実習制度の変更について

- ・ 技能実習については制度変更にかかる動向を見守っている。新制度にどう対応するかはカテゴリを見て考える。当社としては送出しの分野を増やそうと思っている。製造業ではSSWから入るのは難しいことも理由である。
- ・ 技能実習制度が変更されるというニュースを受けているが、特に何も対応はしていない。新しい制度の情報が何も確定していないためである。
- ・ 今後、試験の内容に準じて教える日本語も変えていく予定。特定技能の方が求められる日本語レベルも高く、技能実習生に求められる日本語レベルも上がってきている。日常生活においてスムーズに意思疎通できるよう、日本語学習に力を入れている。

### 2. その他

- ・ 家族帯同ができないことはネックになっている。また、技能実習は3年、特定技能は5年といったことも制約条件になっている。インド人からすると、20代前半の場合結婚の時期とも重なり、それが理由で親が日本での就労に反対することもある。期間についてフレキシブルになるとよい。加えて家族帯同が可能になればこの課題は解決する。インドの20代の人々の置かれた状況が理解されると送出しが可能になるとよい。女性であれば、夫と子どもの帯同になる。
- ・ 現時点で、介護福祉士の資格を持っている人はいないが、今勉強中の人はたくさんいる。技能実習として日本で3年間を終えて、介護福祉士の資格を取りたいと思っている人は多い。その後、在留資格「介護」を取って、家族帯同を目指している。

(出所) ヒアリング調査より

#### <参考文献>

- ・ NSDC web サイト <https://nsdcindia.org/> (最終アクセス：2024年1月29日)
- ・ NSDC International 「Craft Your Ultimate Workforce」  
<https://www.nsdcenternational.com/for-recruiters> (最終アクセス：2024年1月29日)
- ・ NSDE web サイト  
<https://www.msde.gov.in/en/reports-documents/Skill-Engagements/International-Collaborations> (最終アクセス：2024年2月20日)
- ・ MSDE, 2023, “Annual Report 2022-2023”